

佐川町地域防災計画

佐川町防災会議

佐川町地域防災計画
令和4年3月

目 次

第1編 共通編	1
第1部 総 則	3
第1章 計画の趣旨	5
第1節 計画の目的	5
第2節 計画の構成	5
第2章 計画の運用	6
第1節 計画の修正	6
第2節 他の計画との関係	6
第3節 計画の周知徹底	6
第4節 計画の進捗の把握	6
第3章 地域の特性	7
第1節 位置	7
第2節 地形	7
第3節 気候	7
第4節 人口	9
第5節 災害の履歴	10
第4章 災害の想定	12
第1節 南海トラフ地震	12
第2節 大雨・台風	16
第3節 土砂災害	16
第4節 突風・竜巻	16
第5章 防災ビジョン	17
第6章 処理すべき事務又は業務の大綱	19
第1節 佐川町防災会議	19
第2節 防災関係機関及び住民、事業所の責務	19
第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	20
第2部 災害予防計画	27
第1章 地域防災力の向上	29
第1節 防災知識の普及啓発	29
第2節 自主的な防災体制の整備	30
第3節 災害時要配慮者の支援対策	31
第4節 ボランティアの環境整備	34
第2章 災害に備える体制の確立	35

第1節	防災活動体制の整備	35
第2節	消防団活動の強化	38
第3節	情報通信・伝達手段の充実	39
第4節	火災予防対策の推進	40
第5節	災害時医療体制の整備	42
第6節	緊急輸送体制の整備	43
第7節	孤立予想集落対策の推進	45
第3章	住民生活の確保	46
第1節	避難体制の整備	46
第2節	水、食糧等の備蓄と供給体制の整備	49
第3節	防疫、廃棄物処理、し尿処理の体制確保	51
第4章	災害に強いまちづくり	52
第1節	水害予防対策	52
第2節	土砂災害予防対策	54
第3節	地震動に強いまちづくり	57
第4節	ライフラインの安全対策の強化	58
第5節	農林業災害予防対策	59
第6節	危険物等災害予防対策	61
第2編	風水害対策編	63
第1部	風水害応急対策計画	65
第1章	風水害時の組織動員体制	67
第1節	動員配備体制	67
第2節	災害対策本部体制	73
第2章	情報の収集・伝達	77
第1節	気象関連情報の収集・伝達	77
第2節	被害情報の収集・報告	81
第3節	通信連絡機能の確保	84
第4節	広報・広聴活動	85
第3章	応援・派遣要請	87
第1節	広域応援等の要請と受入れ	87
第2節	自衛隊の派遣要請	90
第3節	労務供給対策	92
第4章	避難誘導対策	95
第1節	避難指示、緊急安全確保措置の指示	95
第2節	避難の誘導	100

第3節	警戒区域の設定	101
第4節	避難所の開設・運営	102
第5章	災害拡大防止活動	104
第1節	水防活動・土砂災害防止活動	104
第2節	人命救助・捜索活動	105
第3節	医療救護活動	107
第4節	二次災害の防止	108
第6章	緊急輸送・交通対策	109
第1節	交通網の確保	109
第2節	緊急輸送の実施	110
第7章	災害救助法の適用	111
第8章	生活救援活動	113
第1節	食糧の調達・供給	113
第2節	応急給水	115
第3節	生活必需品等の供給	117
第4節	保健衛生・防疫活動	119
第5節	し尿処理	122
第6節	ごみ・がれきの処理	123
第7節	遺体の捜索・検案・埋葬	125
第8節	犬、猫、特定動物の保護及び管理	128
第9節	応急住宅対策	129
第9章	ライフラインの応急対策	132
第1節	電力施設	132
第2節	上・下水道施設	134
第3節	その他のライフライン施設	135
第10章	災害時要配慮者対策	137
第11章	ボランティアの受入れ、活動支援	139
第12章	学校等での応急対策	140
第1節	学校・保育所での応急対策	140
第2節	社会教育施設・文化財対策	143
第13章	農林業関係応急対策	144
第2部	風水害復旧・復興計画	145
第1章	復旧・復興事業の推進	147
第2章	生活の再建支援	149
第1節	り災証明書・被災証明書の発行	149
第2節	災害弔慰金の支給等	150

第3節	税・利用料・保険料の減免等	153
第4節	住宅の確保	154
第5節	義援金品の受付・配分	155
第3章	産業の復興支援	156
第3部	水防計画	157
第1章	総則	159
第1節	目的	159
第2節	水防事務の処理	159
第3節	安全配慮	159
第2章	水防組織	160
第1節	水防本部の設置及び水防体制	160
第3章	予報及び警報	163
第1節	気象庁が行う予報及び警報	163
第2節	予報及び警報の伝達経路	163
第3節	洪水予報河川における洪水予報	164
第4節	水防警報	165
第4章	水防活動	166
第1節	水防巡視等	166
第2節	水防施設及び水防資機材	167
第3節	水防活動等	168
第5章	費用負担と公用負担	171
第1節	費用負担	171
第2節	公用負担	171
第6章	水防活動報告	172
第7章	水防工法	172
第3編	震災対策編	173
第1部	震災応急対策計画	175
第1章	震災時の組織動員体制	177
第1節	動員配備体制	177
第2節	災害対策本部体制	184
第2章	情報の収集・伝達	188
第1節	地震情報の収集	188
第2節	初動のための情報伝達	190
第3節	被害情報の収集・報告	191
第4節	通信連絡機能の確保	194

第5節 広報・広聴活動	195
第3章 応援・派遣要請	197
第1節 広域応援等の要請と受入れ	197
第2節 自衛隊の派遣要請	200
第3節 労務供給対策	202
第4章 避難誘導対策	205
第1節 避難指示、緊急安全確保措置の指示	205
第2節 避難の誘導	207
第3節 警戒区域の設定	208
第4節 避難所の開設・運営	209
第5章 災害拡大防止活動	212
第1節 人命救助・消防・搜索活動	212
第2節 医療救護活動	214
第3節 二次災害の防止	215
第6章 緊急輸送・交通対策	217
第1節 交通網の確保	217
第2節 緊急輸送の実施	218
第7章 災害救助法の適用	219
第8章 生活救援活動	221
第1節 食糧の調達・供給	221
第2節 応急給水	223
第3節 生活必需品等の供給	225
第4節 保健衛生・防疫活動	227
第5節 し尿処理	230
第6節 ごみ・がれきの処理	231
第7節 遺体の搜索・検案・埋葬	233
第8節 犬・猫・特定動物の保護及び管理	236
第9節 応急住宅対策	237
第9章 ライフラインの応急対策	240
第1節 電力施設	240
第2節 上・下水道施設	242
第3節 その他のライフライン施設	243
第10章 災害時要配慮者対策	245
第11章 ボランティアの受入れ、活動支援	247
第12章 学校等での応急対策	248
第1節 学校・保育所での応急対策	248
第2節 社会教育施設・文化財対策	251

第 13 章 農林業関係応急対策	252
第 2 部 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応計画	253
第 1 章 計画の目的	255
第 1 節 計画の目的	255
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報の種類	255
第 2 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動計画	256
第 1 節 配備体制	256
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動	256
第 3 章 広報啓発計画	257
第 1 節 基本方針	257
第 2 節 広報内容	257
第 4 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の避難等	258
第 1 節 基本方針	258
第 2 節 避難者の受入れ	258
第 5 章 児童生徒等の保護活動計画	259
第 1 節 基本方針	259
第 2 節 実施計画	259
第 3 部 震災復旧・復興計画	261
第 1 章 復旧・復興事業の推進	263
第 2 章 生活の再建支援	265
第 1 節 リ災証明書・被災証明書の発行	265
第 2 節 災害弔慰金の支給等	266
第 3 節 税・利用料・保険料の減免等	269
第 4 節 住宅の確保支援	270
第 5 節 義援金品の受付・配分	271
第 3 章 産業の復興支援	272
第 4 編 事故災害対策編	273
第 1 部 各機関の業務の内容	275
第 2 部 事故災害応急対策計画	279
第 1 章 大規模火災等応急対策	281
第 1 節 消防計画	281
第 2 節 大規模火災	284
第 3 節 林野火災	286
第 2 章 交通災害応急対策	287

第 1 節 道路災害	287
第 2 節 航空災害	289
第 3 章 危險物災害應急对策	290
第 4 章 原子力災害應急对策	291

第1編 共通編

第 1 部 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和35年法律第223号）第42条の規定に基づき、災害による被害を防除・軽減するための災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心に、防災関係機関の協力事項を含めた総合的な計画を定めることにより、防災諸活動の円滑化を図るとともに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって安心・安全な住民生活を確保することを目的とする。

第2節 計画の構成

佐川町地域防災計画は、町域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であり、総則及び災害予防対策を定めた共通編、並びに風水害対策編、震災対策編、事故災害対策編で構成する。

また、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」は、「震災対策編」に含まれるものとする。

計画の構成



第2章 計画の運用

第1節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に関する知見と対策の蓄積によって毎年検討を加え、必要があると認めるときは佐川町防災会議に諮り、修正する。

第2節 他の計画との関係

この計画は、本町域における災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や、高知県地域防災計画、佐川町国土強靱化地域計画等との整合を図る。

また、この計画は、災害救助法（昭和22年 法律第118号）に基づき知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、災害対策基本法第42条4項の定めに従い、町の機関、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者などに周知徹底を図るとともに、住民に広く周知を図る。

第4節 計画の進捗の把握

町は、この計画に定めた事項に関する事務の進捗状況の把握に努め、適切な進捗管理に努めるものとする。

第3章 地域の特徴

第1節 位置

本町は、東経133度17分、北緯33度30分、高知県の中西部に位置し、県都高知市から西方約27km、車で1時間圏内にある。

町役場の位置	所在地	高知県高岡郡佐川町甲 1650 番地 2
	東経	133° 17'
	北緯	33° 30'
町域の広さ	総面積	100.84 km ²
	東西	13.2 km
	南北	12.8 km

第2節 地形

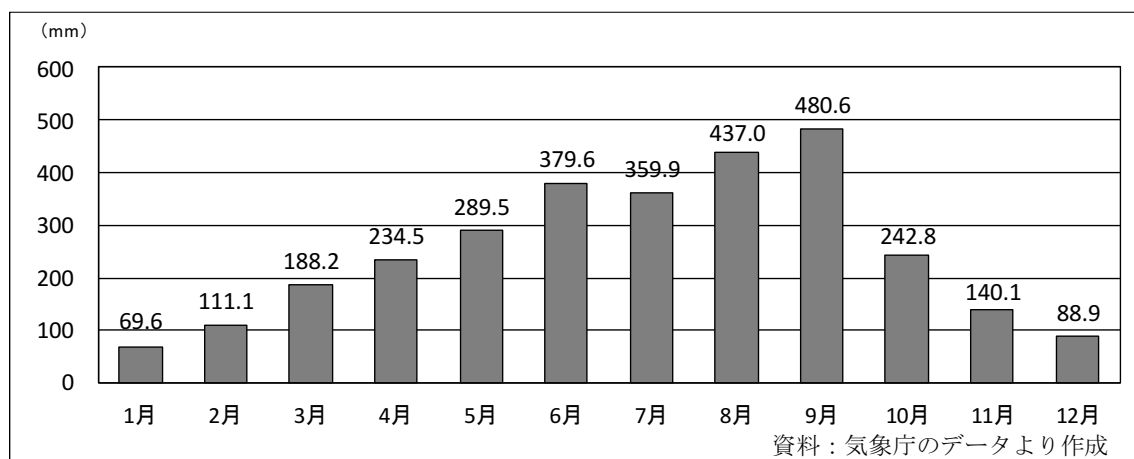
四国山脈の支脈に囲まれた標高60mから700mの盆地状の地形で、山が多く、その大部分が山林で、耕地は約722haの水田と79haの畑地を有し、排水も比較的良好である。河川の水系は、仁淀川の支川として津野町界に分水嶺を持つ柳瀬川水系と、佐川町下山地区に源を発する日下川水系に大別される。

土質は、中生層が多く、山には砂質土壌が多い。

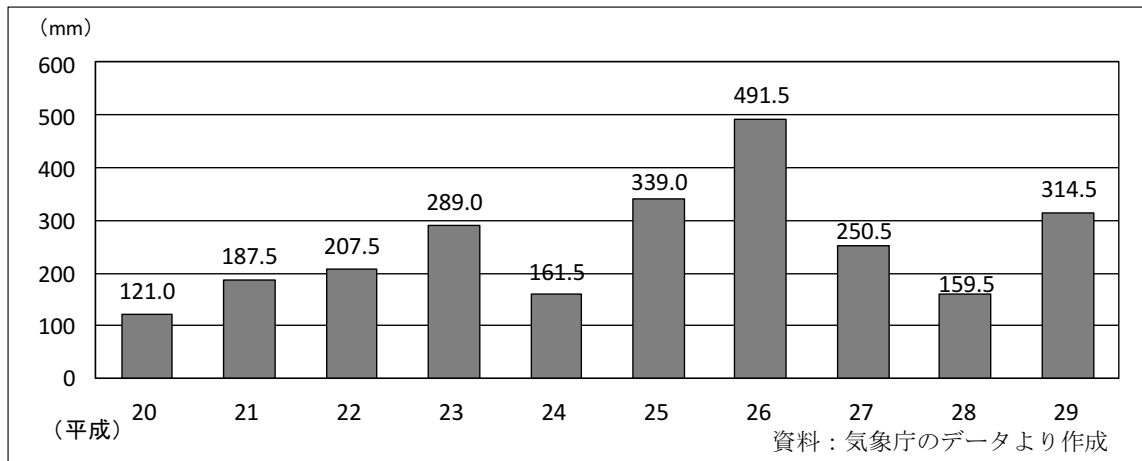
第3節 気候

年平均気温16.3度、年間降水量2,850mm程度で、概して温暖多雨地帯といえる。一方、昼夜の温度差が比較的大きい盆地特有の気温特性も見られる。

佐川観測所での月別平均降水量（昭和63年～平成29年）



佐川観測所での日最大降水量（平成20年～29年）



佐川観測所での降水量の記録

要素／順位	1位	2位	3位
日最大降水量 (mm)	491.5 (H26. 8. 3)	433 (H19. 7. 14)	379 (H17. 9. 6)
日最大10分間降水量 (mm)	27.0 (H27. 12. 11)	21.0 (H26. 8. 15)	18.0 (H25. 7. 7)
日最大1時間降水量 (mm)	86 (S51. 9. 8)	81 (H16. 8. 1)	81 (S59. 8. 14)
月降水量の多い方から (mm)	1767.0 (H26. 8)	1278 (S51. 9)	1173 (H4. 8)
年降水量の多い方から (mm)	4699 (H16)	4260 (H11)	4013.5 (H26)

資料：気象庁のデータより作成

第4節 人口

本町の人口は、昭和60年以降減少に転じ、平成27年の人口は13,114人で、平成2年の15,636人に比べ、2,000人以上減少している。

また、高校卒業後に町外に流出する若者の割合が増加するとともに、昭和62年ごろから死亡数が出生数を上回る「自然減」状態となり、人口再生産力の低下が顕著になるとともに、その結果として高齢化が著しく進行する状況となっている。平成27年時点で総人口に占める65歳以上人口の割合は、37.7%となっている。

年齢区分別人口の年次比較

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	15,636	15,148	14,777	14,447	13,951	13,114
65歳以上	3,160	3,732	4,088	4,374	4,650	4,947
総人口比(%)	20.2	24.6	27.7	30.3	33.3	37.7
75歳以上	1,396	1,595	1,864	2,349	2,735	2,804
総人口比(%)	8.9	10.5	12.6	16.3	19.6	21.4

(国勢調査)

65歳以上の高齢者がいる世帯数の年次比較

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総世帯数	4,934	5,097	5,246	5,371	5,320	5,218
高齢者のいる世帯	2,080	2,436	2,643	2,762	2,859	3,031
総世帯比(%)	42.2	37.8	50.4	51.4	53.7	58.1
高齢者単独世帯	355	471	597	706	768	956
総世帯比(%)	7.2	9.2	11.4	13.1	14.4	18.3
高齢夫婦世帯	548	701	794	821	853	899
総世帯比(%)	11.1	13.8	15.1	15.3	16.0	17.2

※高齢者単独世帯：65歳以上の一人暮らし高齢者世帯

(国勢調査)

※高齢夫婦世帯：夫婦のいずれか、又は両方が65歳以上である世帯

第5節 災害の履歴

1 地震

高知県沿岸では、過去に幾度も南海トラフ地震が発生している。東海地震や東南海地震との連動型も多く、1707年の潮岬沖を震央とする宝永地震は、東北地方太平洋沖地震が発生するまで、記録に残る日本最大級の地震とされてきた。昭和南海地震では、佐川付近で道路決壊、落石などの被害のほか、斗賀野舟床では土砂崩れにより1名が死亡した。

地震・津波の履歴

地震名	西暦	規模	概要
白鳳地震	684年	M8.4	土佐で甚大な津波被害。「続日本記」に「土佐国の田苑五十余万頃（五十万町）没して海となる」と記されている
仁和地震	887年	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波も伴い、建築物の倒壊、多くの死傷者を出した
康和地震	1099年	M8.3	南海地震と推定されている。土佐で田約1,000haが海に沈む津波。2年前に東海・東南海地震と推定される永長地震発生
正平地震	1361年	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波で土佐にも被害
慶長地震	1605年	M7.9	東海・東南海・南海連動型地震。甲浦・室戸岬等で死者800人以上
宝永地震	1707年	M8.6	南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生。震央は潮岬沖。10回余りの大津波が寄せ、高知県沿岸の津波は5～26m
安政南海地震	1854年	M8.4	東海・東南海・南海連動型地震。震源は阿波・紀伊沖。約32時間前に浜名湖沖を震央とする安政東海地震が発生。津波は土佐で11m、須崎で8.5m
昭和南海地震	1946年	M8.0	震源域は潮岬沖。高知県全体で死者・行方不明者679人、家屋流失500棟以上。宇佐、須崎、上川口で5mの津波
チリ地震	1960年	M8.3	太平洋岸の広い地域に1～4mの津波。全国で死者・行方不明者142人。県内は負傷者1人、全壊7棟

資料：地震調査研究推進本部「高知県に被害を及ぼした主な地震」、高知県地方気象台「高知県に影響する地震津波について」ほか

2 風水害

本町は、古くから浸水被害に悩まされた地域である。近年は、改修等が進み堤防決壊は起こっていないが、記録的な豪雨による支川の氾濫や内水滞留が生じている。

風水害の履歴

西暦	年号	概要
1890	明治23年	9月 台風。佐川稀有の大洪水、中島堤防決壊。
1908	明治41年	8月 春日川の出水により、旧佐川町で床上浸水81戸、床下浸水47戸、水没田地68町歩、埋没高地3反5畝、山崩れ3箇所等の被害。
1975	昭和50年	8月 台風5号。著しい浸水の被害で、佐川町中心部の約70%が水没し、東隣の日高村と同様に多くの土石流や山腹崩壊が発生。佐川町の日降水量は623mmを記録。高知県全体の被害は、死者72名、行方不明者5名、重軽傷者256名、全半壊世帯1,760世帯、床上浸水家屋12,240世帯。
2003	平成15年	5月 大雨。側溝の水のあふれによる浸水。床下浸水：甲地区2棟
2004	平成16年	9月 台風18号。強風のため男性が転倒、軽傷。
2004	平成16年	9月 大雨。床上浸水：甲地区16棟、乙地区1棟、斗賀野地区2棟・床下浸水：甲乙地区 50棟・公共建物被害：1件（町立佐川中学校体育館浸水）
2004	平成16年	10月 台風23号。床上浸水：黒岩地区3棟・床下浸水：甲地区4棟、乙地区1棟、丙地区 1棟
2005	平成17年	9月 台風14号。高知県土佐清水市に上陸。佐川町で内水浸水被害。
2009	平成21年	8月 台風9号。
2010	平成22年	7月 大雨。
2013	平成25年	10月 台風27号。土砂災害警戒情報の発表を受け、町内全域に対し避難勧告を発令。
2014	平成26年	8月 連続した2つの台風（台風12号、11号）。10日間で1444.5mmの降雨を記録した。町内全域に対し、避難勧告を発令。

第4章 災害の想定

第1節 南海トラフ地震

南海トラフ沿岸地域では、マグニチュード8クラスのプレート型地震が100～150年周期で起きている。1946年の昭和南海地震以降、70年以上経過しており、政府の地震調査委員会の長期評価による地震発生確率値の更新について（平成30年2月）によると、30年以内の発生確率は70%～80%とされている。東北地方太平洋沖地震でみられたような連動型地震の発生も懸念される。

本計画では、「高知県第二弾 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成24年12月10日）、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月15日）に基づき、以下の通り被害を想定する。

被害想定の対象となる地震・津波は、最大クラスの地震・津波と、発生頻度の高い一定程度の地震・津波となっている。

1 地震・津波の規模

地震・津波の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（L1）と「最大クラスの地震・津波」（L2）を想定する。

地震・津波の規模

クラス	規模	内容
L1	発生頻度の高い一定程度の地震・津波	・平成15年度に県が公表した地震・津波予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの
L2	最大クラスの地震・津波	・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波 ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

2 地震の設定

内閣府の南海トラフ巨大地震モデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる12の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、この12の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側や西側、陸側にずらした、合わせて48ケースで揺れをシミュレーションしている。

本町が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾の「強震動生成域」がさらに陸側にずれた「陸側ケース」で、町内全域が震度6強から震度7に達すると予測されている。

〔参考〕 県内市町村ごとの被害が最大になる強震動生成域・津波ケースの組み合わせ

		津波						
		浸水域外	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
地震	基本ケース				四万十市		黒潮町	
	陸側ケース	香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 梶原町 日高村 津野町		高知市 南国市 香南市			須崎市 中土佐町 四万十町	
	東側ケース	北川村 馬路村		室戸市 東洋町 田野町 安田町	安芸市 芸西村 土佐市	奈半利町		
	西側ケース	三原村		宿毛市 土佐清水市 大月町				

【地震動ケースの説明】

地震動4ケースとは、強震断層モデルとして、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日：内閣府）で示されたものであり、それぞれ基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケースと呼ばれている。

基本ケース：中央防災会議による東海、東南海・南海地震も検索結果を参考に設定

東側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや東側（トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定

西側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや西側（トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定

陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

【津波断層ケースの説明】

津波断層モデルは、津波を推計するためのものであり、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日：内閣府）において11ケースある。高知県では、そのうち、高知県の海岸線で最大の津波高が発生する、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪を津波6ケースとした。

佐川町は、浸水域外ケースである。

3 被害の想定

県の想定によると、本町における主な項目の被害状況は、次頁の表のとおりである。発生頻度の高い一定程度の地震（L1クラス）の場合では比較的被害が小さいが、最大クラスの地震（L2クラス）が発生した場合、倒壊や火災などにより被災する建物は1,400棟、死者数90人、負傷者数が760人となるほか、1日後の避難者数（避難所以外への避難も含む。）は、2,000人以上に上ると推計されている。

こうした被災者への速やかな救援には、多くの人的・物的資源が必要となるが、最大クラスの地震では、太平洋沿岸部が広域にわたって被災し、国道を始めとするインフラが破壊され、他の地域からの応援が簡単には得られない状況となることを想定しておく必要がある。

加えて本町においては、自らが受けた被害への対応とともに、県沿岸部に対する後方支援地としての機能も同時に求められる可能性があり、この点にも留意する必要がある。

一方で、住民の防災意識の向上や避難路・避難所の整備、住宅の耐震化などの適切な防災・減災対策が行われた場合は、最大クラスの地震が発生した場合でも、町内の死者は0～9人、負傷者数は90人、避難者数は230人まで圧縮することが可能と推計されている。

今後とも、本計画や、防災関係機関がそれぞれ策定する計画、また、地域で自主的に作成する地区防災計画などに基づいた地道な防災対策を積み重ね、被害を最小にする努力が求められる。

南海トラフ地震による佐川町の被害想定（発生時間：冬深夜）

*：若干数

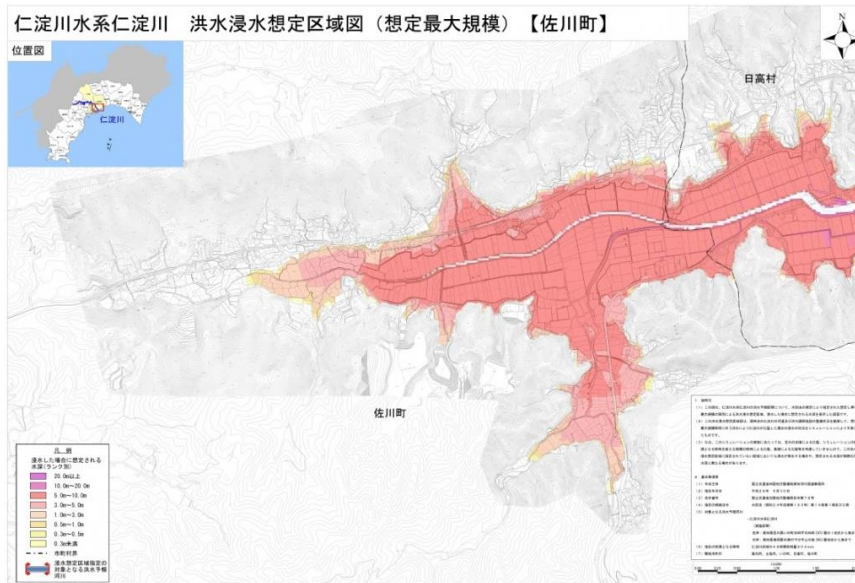
		想定項目	L1	L2（陸側）
建物被害	建物棟数		12,077	
	液状化（棟）		*	*
	揺れ（棟）		*	1,400
	急傾斜地崩壊（棟）		*	10
	地震火災（棟）		*	60
	合計（棟）		*	1,400
人的被害	人口（H17国勢調査）		14,821	
	（死者数）	建物倒壊（人）	*	90
		うち屋内収容物移転・転倒、屋内落下物（人）	*	*
		急傾斜地崩壊（人）	*	*
		火災（人）	*	*
		ブロック塀（人）	*	*
		合計（人）	*	90
	（負傷者数）	建物倒壊（人）	50	760
		うち屋内収容物移転・転倒、屋内落下物（人）	10	50
		急傾斜地崩壊（人）	*	*
		火災（人）	*	*
		ブロック塀（人）	*	*
		合計（人）	50	760
	（負傷者数のうち重傷者数）	建物倒壊（人）	30	430
		うち屋内収容物移転・転倒、屋内落下物（人）	*	10
急傾斜地崩壊（人）		*	*	
火災（人）		*	*	
ブロック塀（人）		*	*	
合計（人）		30	430	
避難者数	一日後	避難所（人）	30	1,200
		避難所外（人）	20	810
		合計（人）	50	2,000
	一週間	避難所（人）	230	1,700
		避難所外（人）	230	1,700
		合計（人）	470	3,300
	一ヶ月	避難所（人）	10	1,200
		避難所外（人）	30	2,800
		合計（人）	50	4,000
災害時要配慮者の避難者数	1日後	10	330	
	1週間後	60	450	
	1ヶ月後	10	330	
ライフライン	上水道	給水人口（人）	11,635	
		断水人口（発災直後）（人）	3,200	8,700
		断水人口（1日後）（人）	1,800	5,700
		断水人口（1週間後）（人）	1,400	5,000
	LPガス	需要家数（戸）	4,700	
		供給停止・要点検需要家数（戸）	110	1,500
		電力施設の停電件数（停電率）	68%	99%～100%
通信	固定電話（不通回線率）	72%	99%～100%	
医療	要転院患者数（人）	60	120	
	日常受療困難者数（人）	20	340	
廃棄物	災害廃棄物等の発生量・重量（万t）	*	10	
	災害廃棄物等の発生量・体積（万m ³ ）	*	10	

※四捨五入により合計が合わない場合がある

第2節 大雨・台風

近年、時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成27年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、仁淀川等における洪水浸水想定区域が公表されている。

また、本町には、日下川、柳瀬川、春日川等の数多くの中小河川の氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。



第3節 土砂災害

四国は、全国と比較して土砂災害の危険度が高い。それは、四国の地質・地形にある。地質は中央構造線などの影響を受けて脆弱であり、重荒廃地域面積の割合が極めて高いものになっている。

また、地形も急峻で、加えて台風の常襲地帯であり、豪雨災害を受けやすい条件を備えている。過去には大規模な土砂災害も起きており、常に警戒が必要である。

第4節 突風・竜巻

近年高知県では被害をもたらす突風や竜巻が発生している。平成28年10月5日には、高知市二葉町から南国市岡豊町にかけて竜巻とみられる突風が発生し、工場の屋根ふき材のめくれ、樹木の幹折れなどの被害が認められ、風速は約60m/sと推定された。直近では、平成30年6月20日には室戸市羽根町で突風が発生し、住家の屋根瓦のめくれ等の被害が確認された。また、平成30年7月4日には高知市春野町で突風が発生し、住家の屋根瓦のめくれや農業用ハウスの鋼管の変形などの被害が確認された。本町での突風及び竜巻の発生も多く、注意が必要である。

第5章 防災ビジョン

1 基本理念

佐川町において防災対策を進める上での基本理念は、以下のとおりとする。

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。
- (2) たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフト両面から様々な対策を組み合わせることで災害に備える。
- (3) 災害対策の実施に当たっては、「自助」「共助」「公助」の考え方を基本とした上で、町はもとより、国、県、事業者及び住民相互の密接な連携のもと、一体となって最善の対策をとる。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人といった防災上配慮が必要な生活者の多様なニーズに適切に対応する。

2 本町における防災上の課題

防災環境をめぐる本町の課題は、以下のとおりである。

- (1) 柳瀬川をはじめとする町内中小河川の氾濫
- (2) 佐川地区中心部に住家が密集（歴史的風致維持向上重点区域も存在）
- (3) 町内に急傾斜地崩壊危険箇所が多数存在
- (4) 土砂災害等による集落の孤立
- (5) 人口の高齢化（昼間人口の減少）、災害対応職員の不足による人手不足
- (6) 指定緊急避難場所となる公民館、集会所の老朽化
- (7) トンネル、橋梁、街路灯、水道等インフラ施設の老朽化
- (8) 災害時要配慮者避難施設（福祉避難所）の不足
- (9) 自主防災組織の組織化及び活動の活性化（平成31年1月現在 95.4%）

以上の課題を踏まえ、町及び防災関係機関は、連携して的確かつ十分な防災対策を講じるものとする。

3 重点を置く事項

近年の防災に係る法改正や議論を踏まえ、本町の災害対策において重点を置いて実施する事項は次のとおりである。

(1) 災害に強いコミュニティづくり

- 自主防災組織の育成と防災に強い人づくり
- 高齢者など災害時要配慮者に配慮した防災対策の推進
- 防災知識の普及啓発と日頃からの訓練の充実
- 民間事業者、団体等が持つパワーの取込み
- 自主防災組織での防災まちづくりサロンの開催

(2) 災害に強い体制づくり

- 大規模災害に対応できる防災体制の充実
- 災害情報の的確な収集・伝達・共有に関する体制の確保
- 災害応急対応に係る適切な初動体制の確保
- 物資の備蓄・調達・輸送体制の強化

(3) 災害に強いまちづくり

- 水害に強いまちづくりの推進
- 土砂災害への備えの強化
- 建物やインフラの耐震化の推進
- 「さかわ家族防災会議の日」の認知度の向上
- わが家の災害に備えるチェックシート・わが家の避難行動計画の活用

第6章 処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 佐川町防災会議

1 設置及び所掌事務

町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置されるものであり、次の事務を所掌する。

- (1) 佐川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うこと。

2 組織及び運営

佐川町防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第16条及び佐川町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 防災関係機関及び住民、事業所の責務

1 佐川町

町は、一次的に災害に対処する責務を負う基礎的な地方公共団体として、町域にかかる防災計画を作成し、防災活動を実施する。

2 高知県

県は、法令及び県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策活動を実施する。

6 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、わが家の災害に備えるチェックシートを活用して、平常時から3～5日分相当の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄に努めるなど災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、災害時要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。

被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努める。

7 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時行動計画の作成、防災体制の整備、防災訓練の実施など防災活動の推進に努める。

災害時には、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献を行う。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

本町の区域を管轄する指定地方行政機関、高知県、指定公共機関、指定地方公共機関及び佐川町は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の地域に係る防災に寄与するものとし、その処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。（資料編「防災関係機関・団体等一覧」参照）

1 町

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
佐 川 町	(1) 地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及啓発、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示及び避難場所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食糧、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他の災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施

2 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
高 知 県	(1) 地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及啓発、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示及び避難場所の開設の指示 (9) 水防その他応急措置 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食糧、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施

3 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
四 国 財 務 局 高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する設災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ア 災害関係の融資 イ 預貯金の払戻及び中途解約 ウ 手形交換、休日営業等の配慮 エ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 オ その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付 (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付

<p>中国 四国農政局 高瀬農地保全事業所</p>	<p>(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災</p> <p>(2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理</p> <p>(3) 農作物に対する被害防止のための営農技術指導</p> <p>(4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策</p> <p>(5) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業</p> <p>(6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p>
<p>四国森林管理局 嶺北森林管理署</p>	<p>(1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施</p> <p>(2) 国有保安林の整備保全</p> <p>(3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整</p>
<p>四国経済産業局</p>	<p>(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>(2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>(3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等</p>
<p>四国運輸局 高知運輸支局 (大津庁舎) 輸送・監査部門</p>	<p>(1) 災害時における自動車による輸送のあつせん</p> <p>(2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あつせん</p>
<p>高知地方气象台</p>	<p>(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達</p> <p>(2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表</p> <p>(3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説</p> <p>(4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
<p>国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 佐川国道維持出張所</p>	<p>(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</p> <p>(2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</p> <p>(3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達</p> <p>(4) 直轄河川の水質事故対策、通報等</p> <p>(5) 直轄ダムの放流等通知</p> <p>(6) 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</p> <p>(7) 港湾・海岸・空港の災害応急対策</p> <p>(8) 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</p> <p>(9) 災害関連情報の伝達・提供</p> <p>(10) 災害ポテンシャル情報等に関する普及啓発活動</p> <p>(11) 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</p>

4 自衛隊

(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
(2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力
(3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)
(4) 防衛庁の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

5 警察

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
佐 川 警 察 署 斗 賀 野 駐 在 所	(1) 災害関連情報の収集及び伝達 (2) 避難誘導及び二次災害の防止 (3) 救出救助、行方不明者の捜索及び遺体の検視 (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置 (5) 被災地域における社会秩序の維持

6 消防

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
高 吾 北 消 防 本 部 (署)	(1) 人命の救助、消防、水防に関する諸般の指導と協力 (2) 行方不明者並びに遺体の捜索協力
佐 川 町 消 防 団	(1) 人命の救助、消防、水防に関する諸活動 (2) 避難誘導 (3) 障害物の除去 (4) 行方不明者並びに遺体の捜索

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
西日本電信電話(株) 高 知 支 店	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報等の伝達
(株)NTTドコモ 高 知 支 店	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
K D D I (株) 四 国 総 支 社	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日 本 郵 便 (株) 佐 川 郵 便 局 尾 川 郵 便 局 黒 岩 郵 便 局 佐川富士見郵便局 斗 賀 野 郵 便 局	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 逡信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日 本 赤 十 字 社 高 知 県 支 部	(1) 災害時における医療救護 (2) 死体の処理及び助産 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (5) 被災者に対する救援物資の配布 (6) 義援金の募集受付 (7) 防災ボランティアの登録及び育成 (8) 防災ボランティアの活動調整 (9) 各種ボランティアの調整、派遣
日 本 放 送 協 会 高 知 放 送 局	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
四 国 旅 客 鉄 道 (株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四 国 電 力 (株) 四 国 電 力 送 配 電 (株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
とさでん交通(株)	(1) バス、電車等の公共交通機関の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四 国 ガ ス (株) (一社)高知県 L P ガ ス 協 会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさん テ レ ビ (株) (株)エフエム高知	(1) 気象予警報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 県民に対する防災知識の普及 (4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
(株)高知新聞社	(1) 県民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県 トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県 医 師 会	(1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害時救急医療活動マニュアル」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う。
(一社)高知県 建 設 業 協 会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力
(公財)高知県 消 防 協 会	(1) 防災・防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成 (3) 災害時要配慮者等の避難支援への協力
(公社)高知県 看 護 協 会	(1) 災害看護 (2) 災害時要配慮者等の健康対策
(福)佐川町 社会福祉協議会	(1) 災害時要配慮者対策等の地域の防災対策への協力 (2) 災害時の福祉施設の人材のあっせん (3) 災害ボランティア (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

第1節 防災知識の普及啓発

東日本大震災や近年の豪雨災害、竜巻といった災害の教訓をふまえ、南海トラフ地震をはじめ、あらゆる災害に周到に備えるため、町民への防災知識の普及を図る。

1 児童・生徒への防災教育の推進

小・中学校及び保育所では、これまでの災害から得られた教訓を踏まえ、児童・生徒・幼児一人ひとりが自然災害などの危機から自らの身を守る行動ができる能力、生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全を守るための行動ができる能力、また、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力を身につける教育を推進する。

2 住民・事業者への防災知識の普及啓発

町は、住宅の耐震化や室内安全対策の重要性をはじめ、家庭で備蓄しておくべき食糧や水、携帯トイレ等の品目、自主防災活動の方法など、災害による被害を最小化するために家庭や事業所、地域で取り組むべき事項について、わが家の災害に備えるチェックシートを活用するなどの具体的でわかりやすい普及啓発に努める。また、毎月第2日曜日を「さかわ家族防災会議の日」に制定し、家族で防災について話し合う場を持つことを推進する。

3 防災マップの作成・周知

町は、指定緊急避難場所や避難路、土砂災害危険区域など、住民の円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、町のホームページへの掲載及びこれらを記載した防災マップなどの印刷物の作成・配布を通して、広く情報提供に努める。

また、各自主防災組織においては、町の作成した防災マップの内容も踏まえ、地域での見回りによる危険箇所等の確認を行った上で、さらに詳細な地区独自の防災マップの作成に努めるものとする。

4 防犯の視点を取り入れた防災研修の推進

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、町は、佐川警察署と連携して、自主防災組織等に対して被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する研修を推進する。

第2節 自主的な防災体制の整備

風水害や南海トラフ地震などから命を守るためには、住民が自ら身を守る行動をとることが最も重要となる。町は、住民、自主防災組織、及び事業所との役割分担を明確にし、連携を深めながら、自助・共助の体制づくりを進める。

1 自主防災組織の育成

町は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の理念のもと、防災訓練や研修、防災まちづくりサロンの開催、資機材の整備等の支援を通して、コミュニティごとの自主防災組織の育成に努めるとともに、消防団やボランティア団体、防犯団体など各種組織と自主防災組織との連携を促進する。

2 事業所等による自主防災体制の整備

町は、県などの協力を得て、事業所等に対し、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった視点から自主的な防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等）に資する情報提供等を行う。

3 地域の防災リーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる住民を対象に、研修を実施する。また、県等が行う防災士育成講習や防災リーダー研修への積極的な参加を促進する。

4 自主的な防災訓練の促進

災害発生時の初動体制の確立や安否確認、避難・救助等に係る地域の独自性を考慮した自主的な防災訓練の実施を促進する。

5 地区防災計画の策定促進

災害対策基本法の改正により、住民主導の「地区防災計画」の策定を市町村が支援していくこととされており、本町においても、地区ごとの災害予防に関する取り組みや、発災後の避難方法、応急対策などを定めた「地区防災計画」の作成を支援、促進するものとする。

第3節 災害時要配慮者の支援対策

災害発生時には、高齢者や障害者、乳幼児など、危険の察知や迅速な行動が困難な者への特別な配慮が必要であり、町は、「災害時要配慮者避難支援プラン」及び「避難行動要支援者名簿」を作成して、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、必要な者には個別避難計画を作成してきめ細かく対応する。

1 定義

(1) 災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、高齢者、障害者、傷病者、子ども、妊産婦、外国人など、危険の察知や迅速な行動が困難な者で、災害時の避難行動等において特に配慮を要する者をいう。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、本町において在宅生活をする者のうち、下記のいずれかの項目に該当する者であって、災害時に自力での避難に不安があり、地域で避難支援等関係者の支援を必要とする者をいう。

ア 身体障害者手帳所持者で、その等級が1級～3級（1種）である者

イ 療育手帳所持者

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者

エ 介護保険法による要介護状態区分が1～5である者

オ 難病患者

カ その他町長が必要と認める者

(3) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生・児童委員、（福）佐川町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

2 「災害時要配慮者避難支援プラン」の策定

町は、災害時要配慮者を支援するための基本方針、防災関係機関における役割分担、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難・誘導の方法、訓練の実施その他の支援体制を盛り込んだ全体計画（「災害時要配慮者避難支援プラン」）を策定する。

3 「避難行動要支援者名簿」の作成・運用

町は、避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時情報の更新に努める。また、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当する者から下記の個人情報を入手する必要がある。

このため、町で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、民生・児童委員等の福祉関係者、(福)佐川町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して広く必要な情報を収集するほか、町で把握していない難病患者に係る情報等を県から収集する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の更新

要配慮者の状況は、日々変化していくことから、年1回以上、避難行動要支援者を把握する調査を実施し、名簿情報の修正(住所変更、自力避難の可否、避難支援等関係者の有無等)及び名簿対象者の新規追加・削除(本人の死亡、転出入、新たな要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期間入所等)を行い、常に新しい情報に更新し管理しておくものとする。

4 「避難行動要支援者個別避難計画」の作成

避難行動要支援者名簿の登録者のうち、特に避難時に支援が必要な者を対象として、民生委員や自主防災組織などの地域住民の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりの情報伝達、救助・避難誘導の方法を具体的に記した「避難行動要支援者個別避難計画」を作成し、災害時の円滑な支援に備えるものとする。

なお、当該個別避難計画は、原則として本人及び家族の希望又は同意により作成される計画とする。

5 避難支援等関係者間における情報共有

町は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿情報を提供しておくものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、町は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、町は、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることの十分な説明を行うとともに、必要以上の情報を提供しないなど、避難行動要支援者の個人情報が無用に共有、利用されないよう適切な措置を講ずるものとする。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に説明し理解を得ておくものとする。

8 社会福祉施設における防災対策の推進

社会福祉施設の利用者は、災害時の迅速な避難行動が困難である場合も多いことから、町は、施設管理者に対して、防災設備等の整備、施設入所者の避難対策等の災害対策が講じられるよう指導・支援に努める。

特に、浸水想定区域内にある社会福祉施設等においては、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する自主的な取組を促進するための措置を講ずることとする。

9 福祉避難所の指定及び拡充

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、次の施設を災害時要配慮者用の避難所（福祉避難所）として開設し、必要なスタッフを確保する。

施設名	所在地	電話番号
健康福祉センター「かわせみ」	佐川町乙 2310	0889-22-7705
デイケアセンター「さくら荘」	佐川町甲 1688-1	0889-22-0101
デイサービスセンター「斗賀野荘」	佐川町中組 50-1	0889-22-1822
いこいの里「たんぼぼ」	佐川町丙 3620-1	0889-20-0150
さくら福祉事業所	佐川町甲 1037-1	0889-22-2113

また、町は、福祉避難所へ避難する必要がある災害時要配慮者数を適切に把握し、その数に応じた福祉避難所の整備を進めるとともに、緊急時に病院等との連絡が取れるよう、福祉避難所における通信・伝達設備の充実に努めるものとする。

第4節 ボランティアの環境整備

災害時のボランティアによる支援は、応急活動を円滑に行う上で大きな助けとなる。町民が町内でボランティアとして応急活動を行うケース、町外からボランティアを受け入れるケース、他県・他市町村へ町民のボランティアが応援に行くケースそれぞれについて体制を整備し、自発的な支援の環境整備を進める。

1 町民ボランティアの育成

町は、(福)佐川町社会福祉協議会などと連携して、日頃からボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなどの人材育成に努めるとともに、町民に対し災害時のボランティア活動の重要性について普及啓発を行う。

2 災害時のボランティアの受け入れ体制の明確化

災害時は、(福)佐川町社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を開設し、同センターがボランティアコーディネーターとして、(福)高知県社会福祉協議会等へのボランティア派遣要請や、派遣されたボランティア、自主参集したボランティアの受け付け、業務の割り振りなどを行う。

これらの活動が円滑に行われるよう、町及び(福)佐川町社会福祉協議会は、あらかじめ活動場所や活動手順などを明確化し、佐川町災害ボランティアネットワーク会議など関係者間で情報を共有し、随時実践的な訓練を行っておくものとする。

3 応援体制の整備

他県・他市町村へ本町のボランティアが組織的に応援に行くケースに対し、日頃から、町民と派遣母体である町・(福)佐川町社会福祉協議会が情報交換に努める。

第2章 災害に備える体制の確立

第1節 防災活動体制の整備

町は、災害の発生が予測される時、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

1 防災に係る組織・動員体制の整備

町は、町域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実に努める。

また、災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、業務継続計画等の作成により、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制等の整備を図るものとする。

2 防災中枢機能の確保・充実

町は、応急活動の拠点となる施設の耐震化や、情報通信手段の多層化、自家発電機などによる非常電源の確保、各種電算システムのデータのバックアップなど、防災中枢機能の確保・充実に努める。

3 広域応援・受援体制の整備

大災害では、広域的な応援・受援が迅速な応急活動には欠かせないことから、町及び県などの防災関係機関は、防災協定の締結などの広域的な連携及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

4 防災担当者などの人材育成

町は、災害への対応力の向上を図るため、職員への防災研修・訓練を実施する。

(1) 職員に対する防災研修の実施

町は、次の事項に関する学習会や各種防災に関連するマニュアルの研修会等を開催し、職員の防災知識の習得を図る。

ア 佐川町地域防災計画、各機関の防災業務計画など

イ 非常参集の方法

ウ 気象、その他災害の特性についての知識

エ 過去の災害の事例

オ その他

(2) 職員を対象とした防災訓練の実施

町は、職員を対象に講習会や実地の演習などにより、防災訓練を実施する。

- ア 応急対策を立案・実施するための図上訓練
- イ 救急救命など必要な実技訓練
- ウ その他

5 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関は、相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練などを支援する。

(1) 現場訓練実施に当たっての留意事項

- ア 訓練種目の選定
町は、地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- イ 応急対策計画の検証
訓練は、可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。
- ウ 災害時要配慮者の想定
訓練では、災害時要配慮者を想定し、自主防災組織や自治会が中心となって災害時要配慮者に対し配慮するように努める。

(2) 訓練の種類

- ア 総合防災訓練
町及び県は、自衛隊など防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び住民などと連携して総合防災訓練を実施する。
- イ 消防訓練
町及び消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。
- ウ 水防訓練
町、消防機関及び水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を目的に水防訓練を実施し、必要に応じて水防関係機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。
- エ 情報収集伝達訓練
町及び防災機関は、緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練などを実施する。
- オ 図上訓練
 - (ア) 町及び県などは、組織内での情報伝達や指揮命令系統を確認し防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行う。
 - (イ) 町及び県などは、応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

カ 自主防災組織などの住民が実施する訓練

町、県及び地域の防災関係機関は、自主防災組織が地域において自主的に実施する防災訓練を支援する

キ 避難所運営訓練

町は、自主防災組織等が地域において、「避難所運営マニュアル」を基に実施する避難所運営訓練を支援する。

(3) 訓練の評価

町及び防災関係団体は、訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制などの改善に努める。

6 災害時の出納業務への備えの強化

出納業務は災害時にも継続する必要があるが、災害時にこそ業務量が拡大するが、民間委託ができない業務である。燃料費や細々とした消耗品など、現金が必要な支払い量が増えるとともに、指定金融機関も被災し、為替での取引ができないことも想定される。

このため、災害時に出納業務が円滑に行われるよう、庁内の応援体制づくりやリスクマネジメントを進める。

第2節 消防団活動の強化

災害時の被害を防止・軽減するに当たり、地域に密着し、即時に対応することができる消防機関である消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である。

町は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）に基づき、団員確保などの体制整備、教育訓練及び活動環境の整備と安全性の向上を図り、消防団を中心とした地域防災体制の強化を一層推進するものとする。

1 消防団への加入の促進

町は、事業所への働きかけに加え、女性や大学生など幅広い層への働きかけにより入団促進を図り、消防団員の確保を図る。

2 活動環境の整備

町は、消防団の施設、装備の充実並びに処遇の改善など、活動環境の整備に努める。

また、消防団員が被雇用者（サラリーマン）の場合の消防団活動を支援するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるよう努めるものとする。

3 教育訓練の充実

地域防災力の中核となる消防団には、様々な役割が期待されており、町及び高吾北消防本部（署）は、消防団の消防活動技術の向上を支援するとともに、県消防学校等が行う教育訓練に積極的に参加できる環境づくりに努め、消防団員の能力・資質の向上を図るものとする。

4 住民への消防団活動の周知と連携の促進

町は、広報や各種イベントでの消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再確認などにより、消防団に対する住民の理解が深まるよう努めるとともに、防災訓練等における消防団との連携を促進する。

5 自主防災組織との連携の強化

消防団は、地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施などについて指導的役割を担い、連携・協力体制の強化を図るものとする。

第3節 情報通信・伝達手段の充実

東日本大震災では、停電により、長時間にわたって行政機関を含む被災地の通信途絶が発生した。また、電算システムが被災し、復旧に時間を要した市町村も多くみられた。

町は、役場（災害対策本部）内部や、県・国との情報通信手段、役場と住民の情報通信手段、住民が利用する情報通信手段のそれぞれの強靱化や多層化を図るとともに、電算システムの災害対策を進め、災害時に発生する通信途絶を極力回避できるよう努める。

1 無線による通信手段の確保

本町では、町防災行政無線を整備しているほか、県と町の通信手段としては県防災行政無線が整備されている。

また、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用された事例も多く、本町においても、免許・機器を所有する住民との連携・協力体制の確保・維持に努める。

2 携帯電話及び携帯電話メールによる通信手段の確保

携帯電話やスマートフォンは、回線が輻輳するという課題はあるものの、災害時の情報通信手段として大きな役割が期待される。

本町では、地域の緊急情報を即時配信する「緊急速報メール」を携帯電話会社3社と契約しており、その機能充実や利用促進を図っていく。

また、地上のアンテナを介さず、携帯端末の電波を直接、人工衛星が受信する「衛星携帯電話」の整備に努める。

3 その他の通信手段の確保

固定電話は、停電や回線輻輳に課題が残るが、携帯電話、スマートフォンとともに災害時の情報通信手段の主力であり、回線制限時も優先して回線確保が図られる「災害時優先電話」の確保に努める。

また、パソコンのインターネットは、送受信できる情報量・速度の面で災害時の情報通信手段として重要であり、町のホームページを災害時に有効に活用できる体制づくりを進めるほか、町内の情報通信網の大容量化や強靱化を促進する。

4 電算システムの復旧体制の強化

各種電算システムのデータのバックアップ体制の強化を図るとともに、システム委託事業者と連携し、被災時にデータを速やかに復元できる体制づくりに努める。

第4節 火災予防対策の推進

本町の火災予防対策は、町、高吾北消防本部（署）及び佐川町消防団が一体となって担当する。一般住家における火災はもちろん、大規模火災、林野火災など特殊な火災、さらには、地震などの災害に伴い発生する火災に対し、予防対策及び迅速・的確に消火活動を行える体制の整備を推進する。

1 火災予防の啓発

- (1) 町、高吾北消防本部（署）及び消防団は、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練、火災予防運動などにより住民への徹底を図る。
- (2) 町、高吾北消防本部（署）及び消防団は、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブなどの育成を図り、地域での火災予防の普及啓発を進める。
- (3) 高吾北消防本部（署）は、『消防法第4条及び第4条の2』の規程に基づき、計画的に防火対象物の予防査察を実施し、火災発生の危険箇所を明らかにし、火災の未然防止を図る。
- (4) 町及び高吾北消防本部（署）は、建築物の不燃化を促進する。

2 林野火災防止対策

町は、林野に立ち入る者（以下「入山者」という。）に対して、林野火災の予防のため、次の各事項について強力的に推進する。

また、入山者は林野の火災予防責任、防火措置責任を有することを認識し、その責を果たすとともに、町の指導に従わなければならない。

- (1) 火の後始末の徹底
- (2) 防火線、防火樹帯の設置
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (4) 林野の防火措置の明確化
- (5) たき火を始め火災と紛らわしい煙又は火炎を発する行為をしようとする場合にあっては、高吾北広域町村事務組合火災予防条例第45条に基づき届出を行うものとする。
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく火入れを行う場合には、佐川町火入れに関する条例（昭和59年条例第2号）に基づき届出を行うものとする。
- (7) 林野火災の未然防止及び早期発見を図るための森林保全推進員を設置し、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、指導啓発をあわせて行うものとする。
- (8) 森林施業計画の樹立にあたっては、地域の実状に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図るものとする。

- (9) 林野火災の初期消火作業にも充分活用でき、また防火線としての効果も発揮できる林道及び作業道の整備を図るものとする。
- (10) 各種事業の防火槽と自然水を防火用として活用できるよう整備するものとする。
- (11) 林野火災の発生の危険性が高い地域に予防施設、初期消火機材等の配備を図るものとする。

3 消防団の活性化

大規模火災時や災害時の初期消火、人命救助、さらには水防活動などに重要な役割を果たす消防団の育成・活性化に努める。

4 消防水利の充実

消防水利は、災害の状況によって利用できないものも想定されるため、多様化に努める。

5 広域応援・受援体制の充実と訓練の実施

県内各市町村消防との協定による応援・受援のほか、大災害時の他県からの緊急消防援助隊の受援や、林野火災などによる合同消火・救助活動が円滑に行えるよう、平時から実践的な訓練等を進める。

第5節 災害時医療体制の整備

町は、高知県災害時医療救護計画及び町災害時医療救護計画等に基づき、医療救護所と救護病院に指定されている高北病院との連携、更には、災害拠点病院である仁淀病院や土佐市民病院、より広域的な支援を行う高知医療センター等と連携して、災害時に迅速・的確な医療救護が行える体制を整備する。

1 医療救護所の体制づくり

町は、高岡郡医師会からのアドバイス等を受けて、医療救護所となる施設に担架、トリアージタグなどの医療救護資機材や即時に必要な医薬品等の備蓄、非常用電源の確保を進めるものとする。

なお、県は、高北病院及び仁淀病院等に災害時医薬品の備蓄を行う。

2 負傷者の搬送体制の整備

町は、災害時における患者、医療救護担当職員及び医薬品等の搬送体制と搬送手段の確保について、あらかじめ定めておく。

3 医療救護情報の収集・伝達体制の整備

町、県及び医療関係機関は連携して、災害時における医療機関の稼働状況、医療救護の状況といった医療情報の収集・伝達体制を整備する。

4 広域応援・受援体制の充実

大災害が発生した場合は、医療需要が地域の医療救護力を超えることが想定され、「災害派遣医療チーム（DMAT）」などからの受援が不可欠となる。救急搬送については、緊急消防援助隊や自衛隊などからの受援も想定される。

他地域からの「災害派遣医療チーム（DMAT）」等が的確に医療救護活動等を行えるよう、ヘリポートや宿泊・滞在場所の確保・整備を進める。

第6節 緊急輸送体制の整備

町は、災害発生時に避難者や緊急要員、災害救助物資の輸送、供給を迅速かつ確実に実施できるよう、県が指定する防災拠点及び緊急輸送道路との整合性を図りつつ、町域に係る緊急輸送道路を選定し、計画的な緊急輸送体制の整備を推進する。

1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点の選定

町は、次の施設を重要な防災拠点として選定する。

- ア 役場
- イ 健康福祉センター「かわせみ」
- ウ 高北病院
- エ 高吾北消防本部（署）
- オ 桜座（物資集積所）
- カ 各指定避難所（資料編「指定避難所一覧」参照）
- キ 各緊急用ヘリコプター離着陸場（資料編「緊急用ヘリコプター離着陸場」参照）

(2) 緊急輸送道路の選定

町は、県の道路啓開計画等との整合性を図りつつ、県が指定する第1次緊急輸送道路（国道33号）及び第2次緊急輸送道路（国道494号、県道308号）と上記(1)の防災拠点を結ぶ道路を、第3次緊急輸送道路として選定する。

第1次緊急輸送道路 【国道33号】	(1) 県庁所在地と次の施設を結ぶ広域幹線道路 ア 地方中心都市 イ 重要港湾 ウ 空港
第2次緊急輸送道路 【国道494号】 【県道308号】	(2) 第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路 ア 市町村役場 イ 警察、消防、自衛隊等の救援拠点 ウ 病院等の医療拠点 エ 物資の集積拠点地
第3次緊急輸送道路	(3) 第1次及び第2次緊急輸送道路と町が定める防災拠点を結ぶ道路 ※資料編「緊急輸送道路」を参照

(3) 緊急輸送道路沿道の建築物における耐震化の促進

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建物が倒壊して幹線道路を寸断したため、救急車や消防車などの緊急車両の通行を妨げ被害が拡大した。このような例にかんがみ、緊急輸送道路沿線上にある特定建築物については、地震発生時に倒壊し道路を塞がないよう耐震診断・改修を促進する。

【建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）】

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第4条

法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から全面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該全面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 1 12メートル以下の場合 : 6メートル
- 2 12メートルを超える場合 : 全面道路の幅員の2分の1に相当する距離

2 輸送手段の確保

町は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、民間事業所等と緊急時の車両等の供給に関する応援協定を締結しておく。

また、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保についても、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

3 緊急通行車両の事前届出

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として県公安委員会（佐川警察署を經由）へ事前に届出し、「緊急通行車両事前届出済証」（資料編「緊急通行車両の標章及び確認証明書」参照）の交付を受けておくものとする。

4 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備

町は、国・県や関係機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、緊急用ヘリコプター離着陸場を町内5地区に1箇所以上整備しておくものとする。

5 広域輸送拠点の整備

町は、あらかじめ支援物資等の集配拠点を定め、大規模災害時に物資の集配に支障をきたさないよう整備しておくものとする。

第7節 孤立予想集落対策の推進

水害や地震等による土砂の崩落、河川の洗掘等により道路が寸断され、孤立が予想される集落について、その防止及び孤立した際の連絡手段の確保等に係る対策を推進する。

1 物理的な孤立の防止

(1) 道路斜面の崩壊防止

土砂崩落についての対策は、第4章第2節「土砂災害予防対策」による。

(2) 空路による輸送体制の整備

陸路の寸断により物理的に孤立した場合、空路による人員・物資の輸送が有効となる。町は、孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくとともに、当該集落付近に緊急用ヘリコプターの臨時離着陸場を整備しておくものとする。

2 情報の孤立防止

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合、電線等の切断による通信障害から、情報の孤立が併発するおそれがある。

この場合、情報の入手（情報提供）及び発信（救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、町は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（個別受信機、移動系防災行政無線、衛星携帯電話等）を配備しておくよう努めるものとする。

また、町は、当該情報通信設備の維持管理について、平時から自治会や自主防災組織に協力を求めるとともに、その使用方法について周知しておく。

3 孤立災害発生時の応急対策

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合における復旧完了までの間の救援方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

第3章 住民生活の確保

第1節 避難体制の整備

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、あらかじめ指定緊急避難場所や長期の避難生活にも対応できる指定避難所の整備、避難計画の作成、避難所の開設・運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。

1 避難計画の作成・更新

町は、次の内容を盛り込んだ町全体の避難計画を策定するとともに、自主防災組織等が行う住民個々の実情や地域状況を踏まえた地区避難計画の作成を奨励し、支援する。

- (1) 災害発生時の地域の状況を早期に把握する体制づくり
- (2) 警戒を呼びかける基準又は条件の設定
- (3) 避難指示等の判断基準
- (4) 消防団による避難誘導の計画
- (5) 国土交通大臣が指定する浸水想定区域における洪水予警報の伝達方法、避難場所
- (6) 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達、避難、救助等の必要な事項

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

町は、災害時における一時的な避難場所となる「指定緊急避難場所」や、長期間の避難に対応できる「指定避難所」の整備を進め、その内容を住民に周知する。

なお、各避難施設の位置付け及び選定基準は、概ね次のとおりとする。

(1) 指定緊急避難場所（1次避難施設）

ア 定義

指定緊急避難場所とは、災害時の危険を回避するために緊急的・一時的に避難する場所、又は交通機関が回復するまで待機する場所と定義し、住民などの集合・待機場所として位置付ける。

イ 選定基準

- (ア) 大規模な土砂崩れや洪水、浸水等、災害発生のおそれがない区域内に立地していること、並びに周辺に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物又は危険物の集積がないこと
- (イ) 耐震構造を有するなど安全な建物であること
- (ウ) 災害が切迫した場合において、速やかに居住者等に使用が可能となる管理体制を有していること

(2) 指定避難所（2次避難施設）

ア 定義

指定避難所は、指定緊急避難場所としての位置付けに加え、他の指定緊急避難場所が危険となったときや、避難生活が長期に及ぶような場合に避難する場所と定義し、一定期間の避難生活ができる施設として位置付ける。

イ 選定基準

上記（1）の指定緊急避難場所としての基準に加え、以下の条件を備えていること。

（ア）避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること

（イ）給水及び給食施設を有するか、あるいは容易に設置できること

（ウ）車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること

3 避難を誘導するサインの整備

町は、次に示すような日常時と緊急時に住民に避難開始時期を知らせ、避難所へ誘導するサインの整備に取り組む。

（1）日頃から危険性を知らせるサイン

（2）避難場所を知らせるサイン

（3）避難の開始を知らせるサイン

4 自主的な避難

住民は、自主防災組織などの活動を通じ、自らの経験や過去の災害事例などから避難開始の目安（避難開始の基準）づくりに努め、早めの自主避難に努めるものとする。

町及び防災施設の管理者は、目安の設定に対する助言、住民への周知等、積極的な支援を行う。

5 指定避難所の運営体制づくり

町は、自主防災組織との協働により指定避難所を適切に開設・運営できるよう、鍵の開閉、通信機器の操作、資機材の搬出入、災害時要配慮者の受け入れ方法などについて、マニュアルを作成して手順を共有するとともに、実地訓練の実施による検証を行うなど、避難所の運営体制づくりを進める。

また、災害時要配慮者への便宜や被災時の男女のニーズの違いなどにも配慮の上、指定避難所への必要な設備及び資機材の配備に努める。

6 広域一時滞在場所の準備

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

7 要配慮者利用施設における避難体制の整備

平成28年台風10号の風水害により、要配慮者が利用する施設において人命に関わる深刻な被害が発生している。町は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の策定とそれに基づく避難訓練の実施を促す。

8 愛玩動物との同行避難体制の整備

東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物が苦手な避難者や、アレルギーを有する避難者との共同生活において、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このような状況に陥ることがないように、町は、同行避難を前提とした避難所体制を整備するとともに、飼い主に対する啓発を行い、災害時における飼い主の安心と動物の安全を確保するものとする。

(1) ペットとの同行避難の支援

町は、犬や猫などのペットと同行避難した者が、動物と一緒に避難生活を送ることができるよう、あらかじめペットと避難できる避難所を指定しておくとともに、同行避難における留意点などを住民に周知する。

(2) 飼い主の役割

ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努めるものとする。

9 事業所や観光施設の避難体制の整備

町は、町内の各事業所及び観光施設が、来客者や従業員、観光客の安全を確保するための避難誘導方法、避難所及び避難経路等をあらかじめ定めておくとともに、訓練等によりその実効性を確認しておくよう啓発・支援を行うものとする。

第2節 水、食糧等の備蓄と供給体制の整備

大規模災害が発生した場合、被災者のために多くの飲料水、食糧、生活必需品等の生活関連物資や、パーティション等の感染症対策に必要な物資が必要となる。

町は、県が実施した被害想定等を参考に、必要な緊急物資の備蓄・調達、並びに供給体制の整備に努める。

1 個人備蓄・共同備蓄の促進

町は、防災知識の広報に努め、飲料水及び食糧については3～5日間程度の生活ができる備蓄を行うとともに、生活必需品を準備しておくよう普及啓発する。

また、自主防災組織等を通じた地域での共同備蓄を促進する。

○一人当たり備蓄量の目安

飲料水 5日分 15リットル (3ℓ/1日×5日)

食糧 5日分 (乾パン、缶詰、レトルト食品、インスタント食品など)

2 給水体制の確保

町は、水道施設の被災による断水や水源が汚染されて飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の確保を図るための給水体制を整備する。

(1) 給水体制の整備

町は、発災後3日間は、一人当たり一日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は、順次供給量を増加できるように、被災後の経過日数ごとに、目標数量、給水方法などを定めておく。

ア 応急給水を確保するため、水道施設の耐震化、ポンプ施設の停電対策など給水拠点の整備、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努める。

イ 給水車等の整備、給水用資機材の整備に努める。

(2) 応援・受援体制の整備

管工事業協同組合など民間業者等との災害時の協力体制、日本水道協会の指導・協力を得た他県・他市町村との応援・受援体制の整備を進める。

(3) 民間井戸の利用についての協力体制の強化

災害時に、民間井戸の水を被災者に提供してもらえるよう、井戸所有者・管理者との協力体制の強化に努める。

また、指定避難所への井戸の整備等、飲料水の確実な確保に向けた手段の多様化に努める。

3 食糧・生活必需品の確保対策

(1) 流通備蓄の把握

平常時に流通在庫の調査を行い、災害時に調達が可能な数量の把握に努める。

(2) 緊急調達体制の整備

流通在庫等による物資調達を行うため、災害時の供給について事業者と協定を結ぶなど、調達の体制を整備する。

(3) 備蓄品目・量の決定

町は、南海トラフ地震の被害想定や地域の特性等を踏まえ、予め備えておくべき品目・量等に関する備蓄・調達計画を策定のうえ、適正な備蓄に努める。

なお、町として備蓄する飲料水及び食糧の目標量は、当面の間、次のとおりとし、可能な限りL2クラスの目標量を達成できるよう努めるものとする。

備蓄目標数量

避難所避難者数 (1日後) ※		水 (リットル)			食糧 (食)		
		H31.3.31 備蓄数量 (リットル)	避難所避難者数 ×3リットル		H31.3.31 備蓄数量 (食)	避難所避難者数 ×1.2×3食	
L1	L2		L1 目標量	L2 目標量		L1 目標量	L2 目標量
30	1,200	1,764	90	3,600	3,920	108	4,320

※【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定より（平成25年5月15日）

4 備蓄・供給に係る方針

- (1) 指定避難所等防災拠点への備蓄を進める。
- (2) 孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。
- (3) 緊急物資配給計画を作成しておくものとする。

第3節 防疫、廃棄物処理、し尿処理の体制確保

町は、中央西福祉保健所等の関係機関と連携し、災害発生後に必要とされる伝染病、食中毒等の感染症予防、並びに災害により排出される廃棄物、し尿などを迅速、確実に収集・処理し、環境衛生の万全を期す体制の整備を図る。

特に本町では、高吾北清掃センターで一般廃棄物の処理を、高吾北衛生センターでし尿の処理を行っているが、大災害が発生した場合、これらの施設では停電や機器の被災、職員の被災などにより、機械の運転が行えないケースが想定される。

こうした事態に、迅速に処理業務を再開できるよう、広域で連携しながら体制整備を進めるとともに、処理ができない間の体制づくりを進める。

1 防疫活動体制の整備

県の指導の下、防疫用の薬剤や資機材の整備を進めるとともに、使用方法の習熟に努める。民間の薬剤、資機材の利用を前提とする場合は、事前の協定・申し合わせなどを進める。

2 ごみ・がれき処理体制の整備

町は、高吾北清掃センターと連携を図り、次の事項について記載したごみ処理計画をあらかじめ策定し、災害時の迅速な対応に努めるものとする。

また、ごみ処理計画の作成にあたっては、必要に応じ、県の支援を求める。

- (1) 被害状況に応じたごみの量の推計
- (2) ごみの迅速な回収と処理の計画
- (3) 災害ボランティアとの連携
- (4) ごみ・がれき等の仮置き場の設定

3 し尿処理体制の整備

町は、高吾北衛生センターと次の事項についてあらかじめ協議を行い、し尿処理計画として策定し、災害時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

また、し尿処理計画の作成にあたっては、必要に応じ、県の支援を求めるものとする。

- (1) 処理量の推計
- (2) 仮設トイレ等の配置計画
- (3) 回収用車両の調達手順など

4 応援・受援体制の整備

ごみやし尿の収集・搬送、ごみ処理施設・し尿処理施設の応急復旧を行える民間事業者等と協定を締結し、災害時の協力体制の整備を進める。

第4章 災害に強いまちづくり

第1節 水害予防対策

水害の予防と危険箇所の早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため町域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、県に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い水害の未然防止を図る。

1 治山・治水

治山・治水は本町の重要な課題である。荒廃林を整備して、植林を促進し、伐採の調整、砂防工事、地すべり防止対策事業等を進めるとともに、重要水系である柳瀬川等の河床の整理拡張、流水障害物の除去、堤防の整備強化等の治水事業を進め、水害の防止に万全を期するものとする。

2 危険区域の設定及び監視

土砂災害、又は河川の氾濫・浸水により、人命、身体、財産に著しい被害の生ずるおそれのある地域を危険区域として事前に把握しておき、当該危険区域の監視体制を整備する。

3 内水氾濫の防止

本町では、河川の氾濫以外にも、内水滞留による家屋・農地等が浸水するケースが見られる。このため、下水道管路や排水樋門、農業集落排水施設等における老朽設備の更新、整備を順次進めるとともに、適切な維持管理に努める。

4 ため池の適切な管理の促進

ため池については、地震などによる決壊を防ぐための耐震化に留意するほか、豪雨時には調整池としての機能を果たすよう、普段から、余裕量を考えた貯水についての協力を呼びかけていく。

5 水防活動の強化

水害による被害を防除又は軽減するためには、消防団を中心とする水防活動が非常に重要である。町は、消防団の設備・装備の充実、及び活動環境の整備に努め、水防活動の強化を図るものとする。

6 タイムライン（防災行動計画）の策定

水害による被害を軽減するためには、堤防等のインフラの整備や防災まちづくりによる予防対策を実施することが重要であるが、施設の設計外力を上回る災害が発生した場合、堤防からの越水や決壊等により被害が発生する可能性がある。町は、防災関係機関が横断的に連携したタイムライン（防災行動計画）を策定し、防災行動を迅速に実施する等の災害対応力を向上させることにより、被害の最小化を図るものとする。

第2節 土砂災害予防対策

本町は、面積の73%が森林で占められている。これらの森林は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等の危険箇所も多く、国・県・町がそれぞれの役割分担において安全対策を講じているところであるが、さらなる危険箇所の点検把握と災害の事前防止対策に努めることが重要である。

町は、「土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害発生危険に備えるとともに、災害発生危険に備え、住民による自主的な避難体制づくりに適切な助言と支援を行い、地域住民の安全確保に万全を期するものとする。

1 治山事業

- (1) 山地における荒廃危険地に対する復旧、予防対策を積極的に推進して、山地荒廃に起因する災害の防止に努める。
- (2) 自然の防災機能を重視し、水源かん養機能の向上を図るため、山地治山事業を積極的に推進するとともに、水源かん養、災害防備に努める。
- (3) 公共事業、県の補助対策事業については、積極的に取り組み、また極小規模のもので場合によっては被害拡大のおそれがあるときは、町単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

2 砂防対策

町は、県と連携して、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等、災害危険箇所について住民への周知に努める。（土砂災害警戒区域等については高知県ホームページ（土砂災害警戒区域等マップ [<https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx?mtype=1>]）参照）

(1) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流危険渓流及び危険区域調査等により、土石流の発生危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても、官公署、学校、病院、旅館等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあるとされる渓流で、砂防堰堤を設置する砂防事業として、予防措置を講ずる。

(2) 急傾斜地対策

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上のもので、その崩壊により人家5戸以上あるいは5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等の建物に著しい被害を及ぼすおそれのある地域を指し、本町では26箇所指定を受けている区域がある。

(3) 地すべり防止区域

地すべりを防止し民生の安定を図るため、地すべり等防止法に基づき、国及び県は地すべり防止区域を指定しているが、本町では2区域が指定されている。

(4) 土砂災害警戒区域

本町では、土砂災害警戒区域が11箇所指定されている。町は、県と連携して、土砂災害警戒情報の活用や警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立など、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく各種対策の推進を図る。

3 危険予想箇所の周知

町は、土砂災害危険箇所マップ等を充実し、広報等で災害危険予想箇所の周知に努め、住民の自主的な防災対策を支援する。

4 防災パトロールの実施

土砂災害を未然に防止するため、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と、防災パトロールを強化し、次の事項を実施する。

- (1) 町は、危険箇所に関する情報の収集、予報・警報の発令及び伝達、周知方法等について定めておく。
- (2) 町は、毎年1回以上の防災パトロールを実施し、住民の注意を喚起する。
- (3) 大雨などにより、区域内に災害の発生するおそれがあるときは、町は、直ちに関係住民等に伝達し、警戒体制をとらせる。
- (4) 町は、避難場所、経路及び心得などをあらかじめ住民に周知徹底する。

5 土砂災害警戒避難体制の確立

町は、指定区域内に災害発生の危険がある場合に、迅速かつ適切な避難指示等の発令を行えるよう、あらかじめ基準及び伝達方法等について作成しておく。また、土砂災害が発生した場合における被害を最小限度に止めるため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、次の事項を実施する。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

町は、土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報および予警報について、高知地方気象台及び県からの連絡、テレビ、消防団、防災パトロール、地域住民等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、状況に応じて防災行政無線、広報車、町のホームページ、消防団による戸別伝達、エリアメール等の手段で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

(2) 避難場所・避難経路

町は、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のお

それがあある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は防災マップに掲載し、周知する。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年1回以上実施する。避難訓練にあたっては、関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所の開設等を行うなど、実践的な避難訓練となるよう努める。また、自主防災組織、自治会、防災関係機関等と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど、住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

(4) 要配慮者利用施設

町は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定め、要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、防災行政無線、電話、メール、FAX等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握する。

(5) 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し、行方不明者の捜索及び救出等を実施する。町は、消防署員、消防団員、警察官、自衛官等だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

(6) その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

町は、避難指示等が発令された場合の行動について、住民が土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性等の正しい知識を身につけ、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を自主的に行えるよう、防災まちづくりサロンの開催等を通して、普及啓発を行う。

6 土地利用・開発における指導・助言

土地の利用と保全において、無秩序な土地開発の防止に努め、開発者に対しては適切な指導・助言を行う。

また、危険予想地域の土地の所有者又は崩壊等により被害を受けるおそれのある者に対しては、土砂災害を防除軽減するために必要な措置を講ずるよう指導・助言を行う。

第3節 地震動に強いまちづくり

南海トラフ地震では、佐川町で震度6弱から震度7の揺れが生じる恐れがある。家庭や事務所での家具・棚の固定など、生活空間の安全対策を促進するとともに、建築物等の耐震化を図り、地震の揺れに強いまちづくりを進める。

1 生活空間の揺れ対策の促進

家庭や事務所での家具・棚の固定など、生活空間の揺れ対策を促進する。

2 住宅等の耐震補強・耐震改修の促進

国や県と連携し、住宅や事務所の耐震診断、耐震補強、耐震改修を促進する。

3 公共建築物の耐震補強・耐震改修の促進

町内の公共建築物について、非構造部材も含め、耐震診断、耐震補強、耐震改修を進める。

4 道路、橋梁対策

地震時における道路機能を確保するため、法面崩壊等の危険箇所の点検を実施し、補強等対策工事の必要な箇所について、交通量や斜面の状況から判断した緊急度の高い箇所から順次、対策事業の実施を図る。

また、国・県と連携して橋梁及び街路灯の耐震対策を進めていく。

5 農業用施設対策

施設管理者に対して、農業用施設の適切な管理点検を実施するよう指導するとともに、地域からの申請に応じ、老朽化して危険と考えられる施設の整備改修を図る。

6 廃棄物処理施設対策

廃棄物処理施設の管理者は、各設備の保守点検を定期的に行い、破損箇所については速やかに補修を実施する。

また、廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、応急復旧体制を確立しておく。

7 液状化対策の推進

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になり、構造物が埋もれたり浮き上がったりする液状化現象は、本町でも想定されるため、国・県と連携して被害予測を進めるほか、液状化対策工法の導入などを検討する。

第4節 ライフラインの安全対策の強化

災害時に、ライフラインが寸断されることがないように、また、被害が生じても最小限に止め、早急に復旧することができるよう、災害予防に関する各種施策を実施する。

1 上・下水道施設の安全対策の推進

老朽化した水道管など上水道施設について、更新の際に、順次耐震化など安全対策を進める。

また、農業集落排水施設などの下水道施設についても、老朽化に対応するとともに、大きな揺れにも耐えうる構造を持った施設の設置を推進する。

2 民間のインフラ施設の安全対策の促進

送電線や電話線、ガス設備、鉄道、バスなど、民間のインフラ施設について、耐震化、津波対策など安全対策を促進する。

3 代替電力の確保の促進

災害時にも稼働し続けることが可能な太陽光発電装置の普及など、代替電力の確保を促進する。

第5節 農林業災害予防対策

災害に伴う農林業関係施設等の被害を防止あるいは軽減するため、耐震改修や補強、指導等の災害予防に関する各種施策を推進する。

1 農業施設対策

(1) たん水防除対策

たん水による被害を未然に防止するため、排水機構の改善及び排水路の改修等を行う。

(2) ため池

老朽化したため池の補強改良工事を実施し、漏水による被害を防止するとともに、大雨が予想される時は、あらかじめ放水し、ため池の水位を下げる等維持管理を十分にするよう努める。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

(4) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流失や崩壊を防止する。

(5) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、被害を最小限に止めるための補強措置をとる。

2 農作物の防災対策

気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導する。

3 病虫害防除対策

災害について、病虫害の発生が予想される場合は、次の施策を講ずる。

(1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県に報告する。

(2) 防除の指示及び実施

県等の協力により緊急防除チームを編成し、短期防除を実施する。

4 防除器具の確保

(1) 町及び農業協同組合等は、町内の防除機具を整備・把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(2) 農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせんを依頼する。

5 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種等）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難となるため、平時から十分確保しておく。

6 林業対策

治山施設及び林道等をあらかじめ調査し、補強を行うなど、適正な措置を図る。

第6節 危険物等災害予防対策

危険物及び毒物、劇物等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

1 危険物災害予防対策

町は、消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）による災害の発生を防止するために、高吾北消防本部（署）と連携して、保安体制の強化や、施設の適正な維持管理を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

（1）規制

- ア 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の場合には、資格をもった者の立ち合いを徹底させる。
- ウ 佐川警察署と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

（2）指導

- ア 予防規程の策定の指導を行う。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導を行う。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

（3）自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- ウ 危険物に応じた消火薬剤、流出処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。
- エ 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

（4）啓発

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

2 毒物・劇物災害予防対策

町は、毒物・劇物を保管又は業務上取り扱っているところに対しては、高吾北消防本部（署）と連携して、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

（1）規制

立入検査により、適切な保管管理等、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導を行う。

（2）指導

町は、高吾北消防本部（署）と連携し、立入検査を実施し、適正な貯蔵量、設備とするよう指導をする。

また、管理者等に対し、毒物・劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、中央西福祉保健所、佐川警察署又は高吾北消防本部（署）への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。なお、次の事項についての指導を徹底する。

ア 毒物・劇物の容器及び収納棚等の転落防止

イ 容器の損壊等による飛散の防止

ウ 収納場所の整理整頓

エ 初期消火用資機材の整備

（3）啓発

各種の研修会、又は農薬危害防止運動月間等を通じ、毒物・劇物に関する知識の普及啓発など関係者の保安意識の高揚を図る。

第2編 風水害対策編

第 1 部 風水害応急対策計画

第1章 風水害時の組織動員体制

第1節 動員配備体制

町は、風水害時における職員の動員配備体制及び非常時の指令・伝達方法等について明示し、状況に応じてタイムライン（防災行動計画）を活用して、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うための基礎とする。

1 配備区分及び配備基準

(1) 第1配備（準備体制）

ア 配備基準

大雨、洪水その他の警報が発表されているが、災害の発生まで時間的余裕のある場合、若しくは柳瀬川が消防団待機水位（3.00m）に達したとき、若しくは県水防指令第1号、第2号が発令された場合、第1配備体制（準備体制）をとる。

イ 配備内容

少人数による配備とし、気象情報の収集や水位状況の把握、関係機関への連絡体制の確認などを行い、いつでも第2配備に移行できる体制とする。

ウ 配備要員

総務課長及び消防・防災担当職員が配備に就く。勤務時間外も同様とする。

なお、消防団員は自宅待機とし、いつでも出動できるよう準備しておくものとする。

(2) 第2配備（警戒体制）

ア 配備基準

大雨、洪水その他の警報が発令され、局地的な被害の発生が予想される場合、若しくは柳瀬川が氾濫注意水位（3.50m）に達し、さらに上昇中のとき、若しくは県水防指令第3号、第4号が発令された場合、第2配備体制（警戒体制）をとる。

イ 配備内容

少人数により災害情報の収集・連絡及び危険箇所の巡視警戒にあたりるとともに、直ちに第3配備体制に移行できる警戒体制をとるものとする。

ウ 配備要員

総務班員、産業建設班員、避難・生活支援班員及び消防団員が配備に就く。勤務時間外においては、消防・防災担当職員、総務班長、産業建設班長、及び避難・生活支援班長並びに各班長が必要と認める所属職員及び消防団員とする。

エ 本部体制

災害の状況に応じて、水防本部を設置する。

(3) 第3配備（非常体制）

ア 配備基準

町を含む圏域に特別警報が発令されるなど、相当規模の災害が発生するおそれのある場合、又は局地的に災害が発生しつつある場合、若しくは柳瀬川及び町内河川で決壊・溢流等のおそれがあるとき、若しくは県水防指令第4号、第5号が発令された場合、第3配備体制（非常体制）をとる。

イ 配備内容

町内の局地的な被害に迅速かつ的確に対応でき、避難所の開設や避難誘導を円滑に行える体制とするとともに、直ちに第4配備体制に移行できる体制をとるものとする。

ウ 配備要員

第2配備の要員に加え、保健・福祉班員、救護病院班員及び教育班員並びに町長が指名した関係各班の職員が配備に就く。勤務時間外においては、各班長が必要と認める所属職員を配備させる。

エ 本部体制

災害の状況に応じて、災害対策本部を設置する。この時すでに水防本部が設置されている場合は、同本部は災害対策本部に統合するものとする。

(4) 第4配備（緊急非常体制）

ア 配備基準

町全域又は局地的に甚大な災害が発生しつつあり、又は発生のおそれがある場合、若しくは水防の限界を予測し危険を判断したとき、若しくは県水防指令第5号が発令された場合、第4配備体制（緊急非常体制）をとる。

イ 配備内容

災害応急対策に町の全機能を上げて処理するとともに、関係機関・団体の応援を求め、被害の最小化を図る体制とする。

ウ 配備要員

全職員及び全消防団員を動員する。

エ 本部体制

第4配備体制がとられた場合、災害対策本部は自動設置とする。この時すでに水防本部が設置されている場合は、同本部は災害対策本部に統合するものとする。

風水害時の配備体制、配備基準、動員体制

配備区分	配備基準	動員体制
第一配備 (準備体制)	1 大雨、洪水その他の警報が発令され、災害の発生が予想される事態の発生まで時間的余裕のある場合 2 柳瀬川が消防団待機水位(3.00m)に達したとき。 3 県水防指令1、2号	・防災担当 ・総務課長 ・消防団員自宅待機
第二配備 (警戒体制) 【水防本部設置】	1 大雨、洪水その他の警報が発令され、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 2 柳瀬川が氾濫注意水位(3.50m)に達し、さらに上昇中のとき。 3 県水防指令3、4号	・総務班 ・産業建設班 ・避難・生活支援班 ・消防団員
第三配備 (非常体制) 【災害対策本部設置】 (判断設置)	1 局地的に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合 2 柳瀬川及び町内河川で決壊・溢流等のおそれがあるとき。 3 県水防指令4、5号	・総務班 ・産業建設班 ・避難・生活支援班 ・保健・福祉班 ・救護病院班 ・教育班 ・消防団員
第四配備 (緊急非常体制) 【災害対策本部設置】 《自動設置》	1 町全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 2 水防の限界を予測し、危険を判断したとき。 3 県水防指令5号	・全職員 ・全消防団員

配備区分ごとの動員計画

班名	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
総務班	○	○	○	全職員
産業建設班		○	○	
避難・生活支援班		○	○	
保健・福祉班			○	
救護病院班			○	
教育班			○	
消防団		○	○	

2 動員配備指令、伝達

(1) 動員配備指令

ア 災害対策本部設置前

町長は、災害状況が上記配備基準に達した場合に、動員配備指令を発令する。

イ 災害対策本部設置後

原則として、本部会議を経て本部長が指令する。

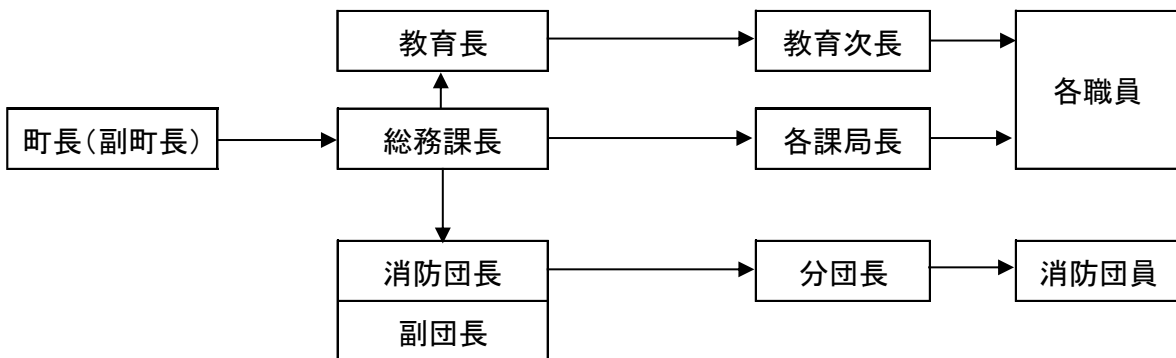
ウ 特例

既定の配備基準にかかわらず、町長（本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の課又は職員に対して動員配備指令を発令する。

(2) 勤務時間内における動員配備指令の伝達

勤務時間内の動員配備の伝達は、下図のとおり総務課長が各課局長へ伝達し、各課局長は各職員に伝達する。また、必要に応じて庁内放送等によりその旨を周知する。

勤務時間内の動員配備指令の伝達ルート（災害対策本部設置前）



※総務課長が不在の場合は、総務課危機管理担当が直接町長から指示を受け、各課局長へ伝達する。

(3) 勤務時間外における災害発生及び動員配備指令の伝達

ア 総務課長への伝達

消防本部及び本町を所管する防災関係機関、並びに役場本庁舎宿直員（以下「宿直員」という。）は、災害が発生したとき又は発生が予想されるとき、若しくは非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知されたときは、直ちに総務課長に連絡する。

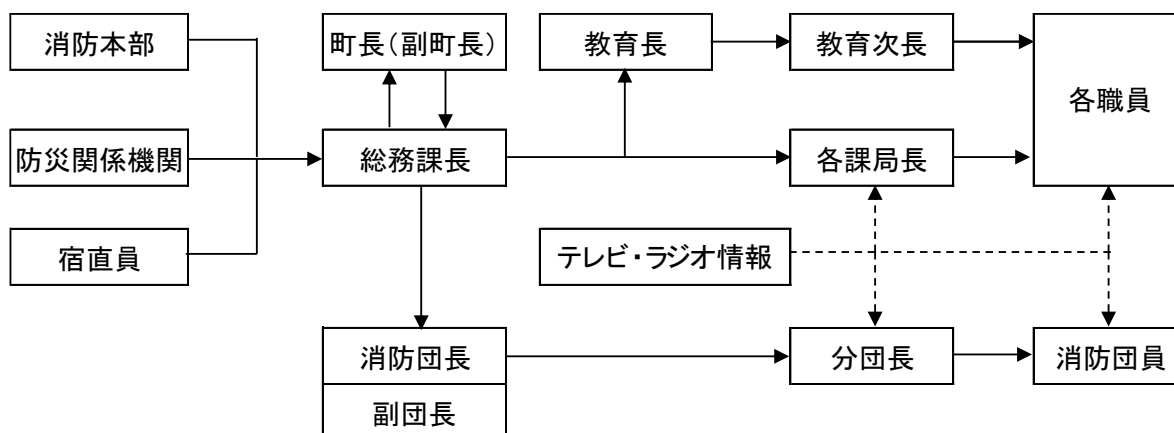
イ 関係課局長への伝達

総務課長は、関係機関及び宿直員から連絡を受けた場合は、直ちに町長、副町長に報告するとともに、配備要員に該当する各課局長に連絡する。

ウ 消防団長への伝達

総務課長は、消防団長に第2配備を伝達する。

勤務時間外の動員配備指令の伝達ルート（災害対策本部設置前）



※総務課長が不在の場合は、総務課危機管理担当が直接町長から指示を受け、各課局長へ伝達する。

3 配備体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

各配備体制が指示された場合、あらかじめ指定されている配備要員及び町長から指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、災害応急活動体制を確立する。

なお、この時町長が不在の場合は、町長代理者の順位に従って災害対策の指揮をとる。

(2) 勤務時間外の体制の確立

災害が発生するおそれが生じた場合若しくは災害が発生した場合、配備基準によりあらかじめ指定されている配備要員は、直ちに所定の場所に参加し、災害応急活動体制を確立する。

職員が参加するまでの間、宿直員は、住民からの通報による被害情報の收受を行うとともに、消防本部、消防団及び関係防災機関等との連絡調整を担当する。

なお、総務課長又は防災担当職員が参加するまでの間は、参加職員の中で職制の上位の職員が指揮をとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

4 職員の参集

(1) 非常参集義務

職員は、災害に関する動員配備指令を受けたときは、直ちに指定された場所に参加し、任務に服さなければならない。勤務時間外においても同様とする。

(2) 自主参集

勤務時間外において災害が発生したときは、動員配備の伝達がない場合にあっても、配備基準に従い自主的に参加するものとする。

(3) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。災害の状況により指定場所への参集が困難なときは、最寄りの出先機関又は避難所に参集し、当該出先機関の長又は避難所管理者の指示に従って防災活動に従事する。

(4) 参集を免除する者

ア 病気、けが等により職務の遂行が困難な者

イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

(5) 動員報告

各所属長は、配備指令に基づいて所属の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに総務課長に報告する。

総務課長は、各所属の報告を整理して町長に報告する。

(6) 参集時の留意事項

ア 緊急措置

参集途上において、人命等に係わる一刻を争う事態に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助・救難等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災関係機関へ通報する。

イ 被害状況の報告

参集途上で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ総務課長へ報告する。

第2節 災害対策本部体制

町は、台風や集中豪雨等により相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は現に災害が発生したとき、町長が必要と認めた場合は、災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置して災害応急対策にあたる。

1 本部の設置

(1) 設置基準

- ア 相当規模の災害が広範囲にわたり発生するおそれがあるとき
- イ 町を含む圏域に暴風、大雨、洪水警報や大雨特別警報が発表され、その必要があると認めるとき
- ウ 県水防指令第5号が発令されたとき
- エ その他、災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき

(2) 解散基準

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ 本部長（町長）が適当と認めたとき

(3) 設置場所

本部は、「佐川町役場本庁舎」に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用不能となった場合は、「佐川町総合文化センター」を代替設置場所とする。

なお、災害の状況により、本部長が本部の移動が必要と認めた場合は、適宜移転するものとする。

(4) 設置、解散等の通知

町長は、本部を設置、移転又は解散したときは、その旨を町民、庁内各課局、防災関係機関、報道機関等に速やかに通知する。

本部設置、解散等の通知方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
町 民	町防災無線、広報車、緊急メール、報道機関等	総務班
庁内各課局	庁内放送、電話、防災行政無線、口頭、電子メール	総務班
関係機関	電話、FAX、防災行政無線その他迅速な方法	総務班
報道機関	電話、FAX、口頭、文書	総務班

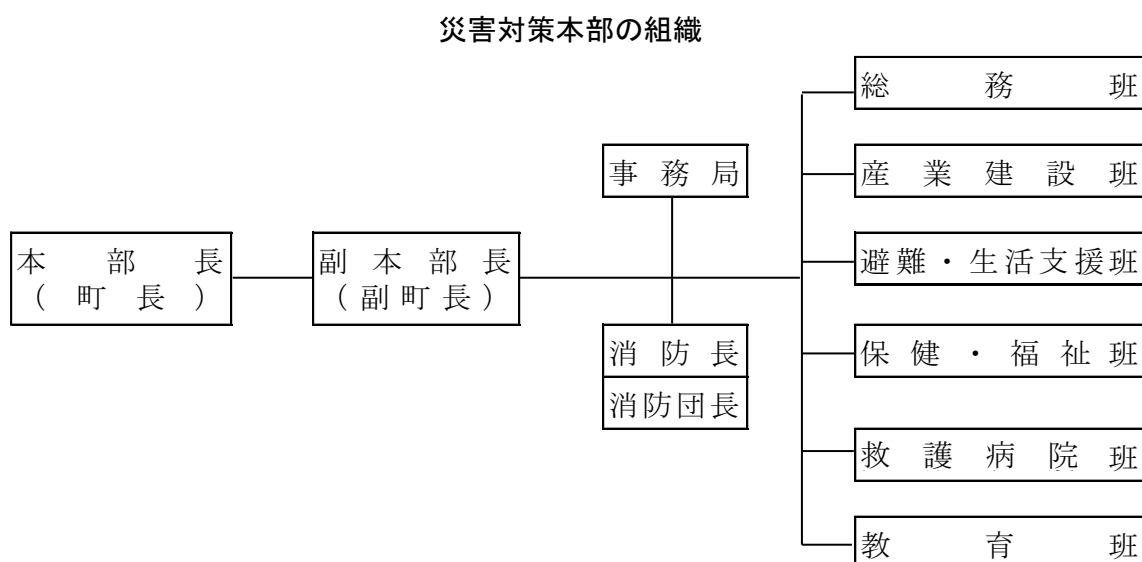
(5) その他

本部を設置したときは、本部室入口に「佐川町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

2 本部の組織

(1) 本部の組織

- ア 町長を本部長とする。
- イ 副町長を副本部長とする。
- ウ 教育長、各課局長（教育次長を含む。）、消防長及び消防団長を本部員とする。
- エ 本部のもとに班を置き、班に班長及び副班長、その他必要な職員を置く。班長は、班の災害応急対策等を統括し、班の災害応急対策等の推進責任者とする。
副班長は、班長を補佐するとともに、班長が不在又は連絡不能の場合に、その職務を代行する。
- オ 本部に本部事務局を置く。



(2) 町長（本部長）の代行

町長（本部長）が不在、又は連絡不能の場合には、副町長（副本部長）がその職務を代行する。町長（本部長）、副町長（副本部長）が共に不在の場合には、教育長がその職務を代行するものとする。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

ア 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部会議は、次の事項について方針を協議し、決定する。

- ①災害応急対策等の方針、推進に関すること
- ②配備体制の決定に関すること
- ③各班間の連絡調整事項に関すること
- ④自衛隊の派遣要請に関すること
- ⑤災害救助法の適用要請に関すること
- ⑥他の地方公共団体等への応援要請に関すること
- ⑦その他、災害応急対策に関する重要な事項に関すること

(4) 本部事務局

ア 本部事務局は、災害情報の集約、各班の活動状況の把握、災害応急活動の調整、本部会議の運営等を行う。

イ 本部事務局の事務は、総務班が処理する。

(5) 水防本部との関係

本部が開設された場合において、既に水防本部が設置されているときは、水防本部を本部に統合する。

3 現地災害対策本部の設置

本部長は、交通及び通信の途絶のおそれがある場合、又は災害が一定地区に限られているときは、応急対策が速やかに、かつ、的確に行われるよう、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部の要員は、本部長が指名する。

4 本部各班の事務分掌

各班の構成課局及び事務分掌は、以下のとおりとする。

班	班長(副班長)	構成課	事務分掌
総務班	総務課長 (チーム佐川推進課長)	総務課 チーム佐川推進課 会計課 議事事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の運営・各班の連絡調整 2. 情報の収集・整理 3. 国、県、その他の関係機関との連絡調整、応援の要請 4. 広報及び広聴に関すること 5. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応 6. 応急対策用物品の購入・貸借に関すること 7. 応急車両の調達・配車管理 8. 災害救助法の適用申請に関すること 9. 議会の災害対応に関すること 10. 災害関係経費の出納に関すること 11. 被災者台帳の作成 12. 民間の土地・家屋等の被害調査 13. 各種災害証明の手続きに関すること 14. 見舞金、義援金の受入れに関すること 15. 災害の記録に関すること 16. 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること 17. 電算管理システムの被害調査、応急復旧に関すること 18. 災害復旧活動計画の策定・推進に関すること
産業建設班	建設課長 (産業振興課長)	建設課 産業振興課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所の巡視警戒、水防活動、二次災害防止活動 2. 道路、橋梁、河川堤防等の被害調査、応急対策 3. 障害物除去、交通規制等の交通対策 4. 応急資機材・人材の確保、協力事業所(建設業者等)との調整 5. 上・下水道施設の被害調査、応急対策に関すること 6. 応急給水に関すること 7. 応急仮設住宅に関すること 8. 町内事業所・農家等の被害調査、業務再開支援に関すること 9. 農地・山林・農林業関連施設の被害調査、復旧支援
避難・生活支援班	町民課長 (税務課長)	町民課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の救助、避難誘導に関すること 2. 避難所の開設、運営に関すること 3. 生活必需品の確保・配布に関すること 4. 応急食糧・飲料水の確保・配給に関すること 5. 仮設トイレの調達・設置 6. ごみ・がれきの収集・処理、防疫活動に関すること 7. し尿の収集・処理に関すること 8. 遺体の安置・火葬・埋葬に関すること 9. 災害に伴う税・料金の減免等に関すること 10. 応急仮設住宅の必要棟数等の把握に関すること
保健・福祉班	健康福祉課長 (健康福祉課長補佐)	健康福祉課 保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者の安否確認、避難・生活支援に関すること 2. 福祉避難所の開設に関すること 3. 社会福祉施設、保育所の被害調査、応急対策に関すること 4. 医薬品、保健用資機材の確保に関すること 5. 医療救護所の設置、医師等の手配に関すること 6. 医療・保健・福祉の専門職の支援の調整に関すること 7. 佐川町社会福祉協議会との連絡調整、ボランティアの受入れに関すること 8. 町民の健康支援、保健活動に関すること 9. 県災害医療対策支部、日赤等との連絡調整 10. 料金減免等の手続きに関すること
救護病院班	高北病院事務局長 (事務局次長)	高北病院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品、保健用資機材の確保 2. 重傷患者の後方支援医療機関への搬送に関すること
教育班	教育次長 (教育次長補佐)	教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保 2. 学校、社会教育施設の被害調査・応急対策 3. 県教育委員会、教職員との連絡調整 4. 避難所開設、運営の支援に関すること 5. 授業の再開への支援に関すること 6. 非常炊出しに伴う給食施設の管理に関すること 7. 文化財の被害調査・応急対策に関すること
消防団	消防団長 (副団長)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動に関すること 2. 消火、延焼防止活動に関すること 3. 住民の救助、避難誘導に関すること 4. 行方不明者及び遺体の捜索

第2章 情報の収集・伝達

第1節 気象関連情報の収集・伝達

町は、災害が発生するおそれのある場合、気象警報や、河川の水位などの災害関係情報を迅速かつ的確に収集するとともに、住民及び関係機関に速やかに伝達・周知し、被害の防止及び軽減を図る。

高知地方気象台その他関係機関が発する予報などは、町及び高吾北消防本部（署）が情報を受領し、内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要に応じ職員への伝達を行う。

1 気象関連情報の収集

気象庁による注意報・警報、雨量、河川水位などの気象関連情報については、高知地方気象台による気象説明会をはじめ、高知県総合防災情報システム、テレビ・ラジオ報道、インターネット等を活用して的確な情報収集に努める。

なお、注意報・警報・特別警報の本町での発表基準は、次のとおりである。

佐川町での注意報・警報等の種類及び発表基準（平成30年5月30日現在）

種 類		基 準		
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	19	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	243	
	洪水	流域雨量指数基準	日下川流域=11.2, 柳瀬川流域=24, 中野川流域=10.2, 春日川流域=5.6, 西山川流域=7.2, 長竹川流域=6.5, 伏尾川流域=7.3	
		複合基準※ ¹	—	
		指定河川洪水予報による基準	仁淀川〔伊野（有堤）〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義浪高		
	高潮	潮位		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	174	
	洪水	流域雨量指数基準	日下川流域=8.9, 柳瀬川流域=19.2, 中野川流域=8.1, 春日川流域=4.4, 西山川流域=5.7, 長竹川流域=5.2, 伏尾川流域=5.8	
		複合基準※ ¹	柳瀬川流域=（6, 17.8）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義浪高		
	高潮	潮位		
雷	落雷等により被害が予想される場合			

注意報	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雨	
	低温	最低気温- 5℃以下 ^{※2}	
	霜	3月 20 日以降の晩霜	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は高知地方気象台の値。

特別警報の発表基準

気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震動	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の概要

町は、土砂災害の恐れのある場合に、高知地方気象台と県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、県の防災行政無線システムの電話及び FAX、電子メール、総合防災情報システム等により情報を受信する。

また、四国地方整備局又は県では、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する「土砂災害緊急情報」を発表する。町は、土砂災害緊急情報が通知された場合には、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報に基づき、避難指示等を発令する。

2 河川・ため池の水位の監視

(1) 河川

町は、管内の河川水位観測所等の情報をもとに、常に的確な河川水位の把握に努める。

柳瀬川の水位データが氾濫注意水位を超えた場合は、現場で目視確認を行う。危険と判断した場合は、町長に報告するとともに、必要に応じて高吾北消防本部（署）、消防団、佐川警察署等へ連絡する。

(2) ため池

町は、ため池の現場目視確認を行う。危険と判断した場合は、町長に報告するとともに、必要に応じて高吾北消防本部（署）、消防団、佐川警察署等へ連絡する。

また、ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに町に報告する。

3 雨量情報の収集・分析

町は、管内の雨量観測所等の情報をもとに、常に的確な降雨量（総雨量、時間雨量）の把握に努める。

4 異常現象に係る情報収集及び発見時の通報

町及び防災関係機関は、次表に掲げるような災害発生につながる可能性のある異常現象に留意し、情報の収集に努めるものとする。

また、異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく町長又は防災関係機関の職員（警察官、消防署員、消防団員、県土木事務所職員等）に通報するものとする。

主な異常現象

水 害		①堤防の亀裂又は欠損、崩れ ②堤防からの溢水 ③堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土砂災害	土石流	①山鳴り、地鳴り ②降雨時の水位の低下 ③川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	①斜面のひび割れ ②沢や井戸水の濁り ③斜面からの水の吹き出し など
	がけ崩れ	①がけからの湧き水 ②がけの亀裂 ③小石の落下 など
	山地災害	①湧き水の量の変化（増加又は枯渇） ②山の斜面を水が走る など

5 参集時の職員の情報収集

町職員は、動員配備指令を受けて参集するときは、道中の気象状況や被害状況等の情報収集に努め、参集後、直ちに所属長、総務課長又は災害対策本部事務局等へ報告する。

6 気象関連情報の庁内伝達

(1) 伝達する情報

総務課長は、必要に応じて予警報その他の気象関連情報を庁内各課局に伝達する。

(2) 伝達方法

ア 勤務時間内における各課局への連絡は、総務課職員が庁内放送、電話又は口頭で行う。電話及び口頭は、各課局長に対して行うが、課局長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ 勤務時間外においては、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

7 住民への伝達・周知

(1) 伝達する情報

町は、住民に対し、必要と認められる気象関連情報のほか、予想される事態及びこれに対してとるべき措置も併せて伝達する。

(2) 伝達の方法

気象関連情報は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるものに加え、防災行政無線、広報車、町のホームページ、エリアメール、佐川町ライン公式アカウント等のSNSを活用して迅速に伝達・周知する。

第2節 被害情報の収集・報告

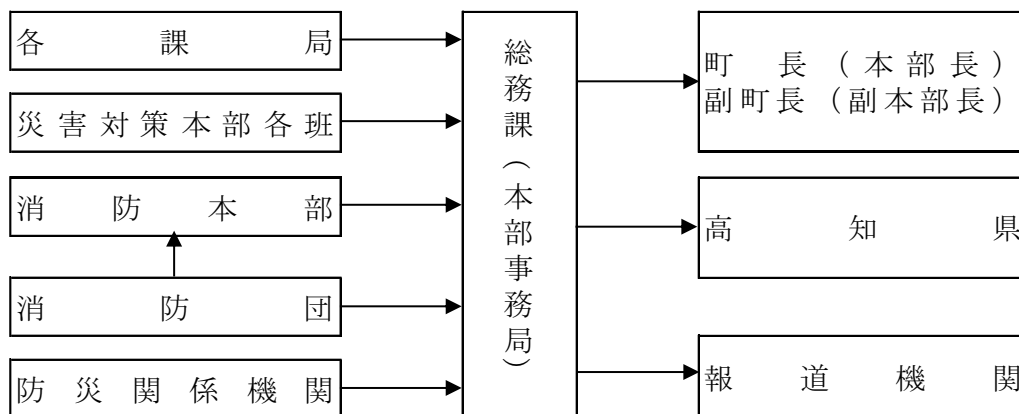
災害発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となる。このため、町の各課局は、所管する施設及び事業者等について速やかに被害調査を行い対応する。

1 情報収集の一元化

被害情報は、各課局それぞれに情報総括責任者を配し、一元化に努める。

情報総括責任者は原則として各課局長とし、課局長が業務につけないときは代理を配する。情報総括責任者は、「被害状況調査票」に必要な情報を記載し、総務課又は災害対策本部事務局に報告する。

被害情報一元化の流れ



被害状況調査票に記入する項目

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被害情報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動に関する情報	カ 避難指示の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

2 被害調査の実施

各課局では、以下の役割分担のもと、速やかに被害調査を実施する。

被害調査の役割分担

調査担当	調査項目
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、議員の被害調査 ・町有財産の被害調査 ・町営住宅の被害調査 ・被災者台帳に基づく死傷者・行方不明者の調査 ・民間建築物・宅地の被害調査 (必要に応じて資格者による応急危険度判定を実施)
産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、トンネルの被害調査 ・河川、水路の被害調査 ・土砂災害の被害調査 ・水道施設の被害調査 ・農地・農業施設、農業集落排水施設等の被害調査 ・応急復旧工事を行う協力事業所の被害調査
町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への避難者に関する調査（避難者リストの作成） ・ごみ・し尿の収集事業所、処理施設の被害調査
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、健康福祉センター、医療機関、社会福祉施設の被害調査 ・避難行動要支援者名簿等に基づく安否確認
高北病院	<ul style="list-style-type: none"> ・高北病院及び関係する施設の被害調査
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の被害調査 ・学校、社会教育施設の被害調査 ・文化財の被害調査

3 県への報告

(1) 報告基準

県（危機管理部）への報告は総務課又は災害対策本部事務局が、県関係部局への個別報告は関係する各課局が、次の基準により行う。

- ア 災害救助法の適用基準に該当するとき
- イ 町が水防本部又は災害対策本部を設置したとき
- ウ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき
- エ 災害による被害が、当初は軽微であっても今後上記ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき
- オ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき又は特に報告の指示があったとき

(2) 災害報告

総務課又は災害対策本部事務局は、県の規定に沿って、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づく被害状況報告を行う。

各課局は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

(3) 被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告をする。

イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したものの中から逐次報告する。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても分かる範囲で報告する（原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く報告）。

ウ 通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。なお、県との連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び総務省消防庁に通報する。

オ 被害が甚大なため町で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

県への被害状況報告の区分

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害（被害）の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うことができる。

第3節 通信連絡機能の確保

災害発生後、町及び通信施設を管理する者は、直ちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じた施設の速やかな復旧を図る。また、各機関の施設・設備を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

1 通信機能の確認と応急復旧

町及び防災関係機関並びに通信施設を管理する者（西日本電信電話株式会社、防災行政無線保守管理委託業者等）は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の速やかな復旧を図る。

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関などの災害対策用の通信の確保を優先して実施する。

2 非常時の多様な通信手段の活用

(1) 有線通信が可能なとき

電話の輻輳を避けるため次の通信手段による。

- ア 高知県防災行政無線回線を優先的に使用
- イ 災害時優先電話の活用
- ウ 携帯電話、衛星携帯電話などの移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定
- エ FAX、インターネット、メールの活用

(2) 自機関の電話が利用できないとき

他機関の専用電話を利用

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

- ア 他機関などの有する無線通信施設を利用
- イ 携帯電話通信、携帯電話メールの利用
- ウ 防災行政無線（移動系）、消防無線の利用（町内）
- エ 衛星携帯電話、アマチュア無線の利用
- オ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る。）

第4節 広報・広聴活動

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広報・広聴活動を実施する。

1 広報や記者発表の実施

町は、取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を検討するとともに広報用資料を作成し、住民への周知や記者発表を実施する。報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。

広報の手段

- ア 広報紙の臨時発行
- イ 広報車による広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ 避難場所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ インターネット（ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用
- キ 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の災害時要配慮者に配慮したきめ細かな広報
- ク 高知県総合防災情報システムによる広報

広報の内容の例

- ア 気象情報
- イ 避難の指示の呼びかけ
- ウ 避難所開設の情報
- エ 二次災害の危険性に関する情報
- オ 被災状況とその後の見通し
- カ 安否情報
- キ 被災者のために講じている施策に関する情報
- ク ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
- ケ 医療機関などの生活関連情報
- コ 交通規制情報
- サ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

2 広聴活動の実施

災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応するとともに、災害対策本部事務局でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討する。

また、議員等と連携して住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施する。

3 安否情報の提供

町は、安否情報の照会があったときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲で、照会した家族等に安否情報を提供する。

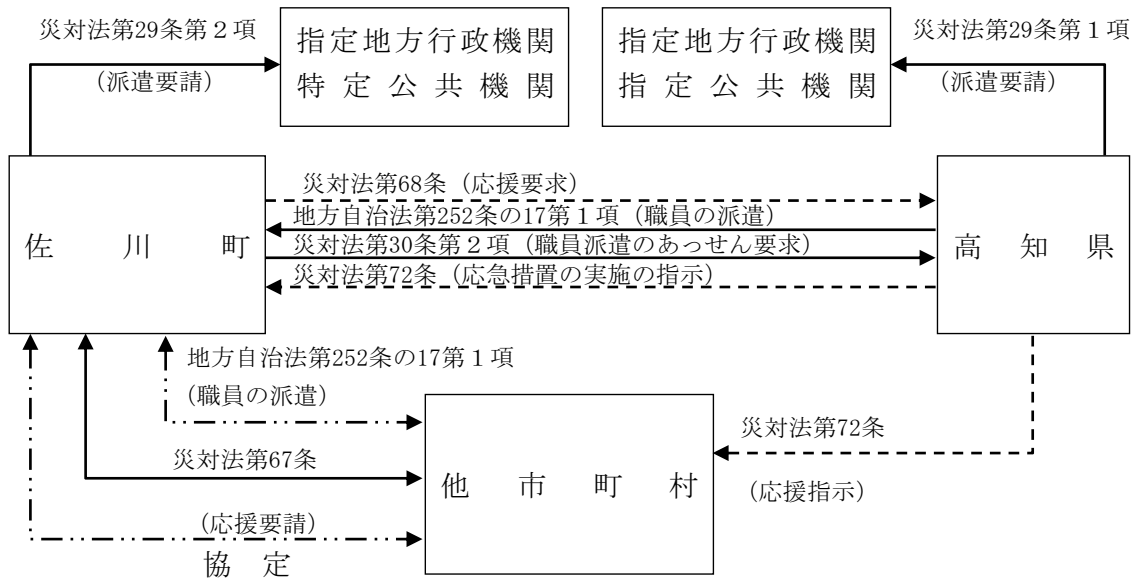
第3章 応援・派遣要請

第1節 広域応援等の要請と受入れ

町は、被害が甚大で、単独で対処することが困難なときは、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を行う。

また、応援活動が円滑に行われるよう事前に協定や覚書等を締結し、受け入れ体制の整備に努める。

法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



---> 全般的な相互応援協力要請

-----> 応急措置の応援要求、指示

——> 職員の派遣要請、派遣

(※災害対策基本法)

1 応援の要請

(1) 県への応援要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、災害対策基本法第68条により、県に対して次の必要事項を記載した文書をもって応援を求めらる。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする職員の職種別人員数、派遣場所、及び期間

オ その他必要な事項

(2) 県下市町村への応援要請

町は、県への応援要請のほか、必要に応じて県下の市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を県に報告する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする職員の職種別人員数、派遣場所、及び期間

オ その他必要な事項

(3) 相互応援協定市町村への応援要請

町は、必要に応じて相互応援協定を締結している県外の市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

(4) 消防庁その他の消防機関への応援要請

町長は、災害の範囲が拡大し、高吾北消防本部（署）の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事を通じて、消防庁の緊急消防援助隊や、高知県内広域消防相互応援協定に基づく他の消防機関へ応援を要請する。

(5) 警察機関への応援要請

ア 広域緊急援助隊の要請

公安委員会が警察法第60条第1項に基づき警察庁に要請する。

イ 他の都道府県警察への要請

公安委員会が警察法第60条に基づき都道府県警察に要請する。

2 職員の派遣要請等

町は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

(1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由

(2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数

(3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他必要な事項

3 応援の受入れ

県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局に速やかに連絡する。

また、応援職員の感染症対策や健康管理に努める。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。
また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

土のグラウンドには、土ぼこりが舞わないよう、水をまくなどの措置をとる。

4 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が町外に避難する必要が生じた場合は、町、県、他市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(1) 被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

(2) 被災者が町外に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

(3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定められた避難輸送方法等により避難させる。

(4) 避難者を受入れる場合、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(5) 町外に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

第2節 自衛隊の派遣要請

被害が甚大であり、町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県が行う。町は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」することができるが、通信途絶等により県に要求できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

自衛隊の災害派遣時の活動の例

(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送
(3) 遭難者等の捜索救助	(9) 炊飯又は給水の支援
(4) 水防活動	(10) 物資の無償貸与又は譲与
(5) 消防活動	(11) 危険物の保安及び除去
(6) 道路又は水路の機能確保	(12) その他

1 派遣要請

(1) 県への派遣要請の要求

町長は、「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事（県危機管理課）に「要請を要求」する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 自衛隊への派遣要請

町長は、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

(3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

自主派遣の判断基準

- | |
|---|
| ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 |
| イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合 |
| ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合 |
| エ その他災害に際し、上記ア～ウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合 |

2 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 自衛隊との連絡体制

県、町と自衛隊との連絡体制については、県が中心となって町及び自衛隊と調整し、あらかじめ県、町及び自衛隊の連絡窓口を定めるなど、連絡体制の整備に努める。

(2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。

(3) ヘリポート等の開設準備

ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保など、準備に万全を期す。

(4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(5) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

3 知事への撤収要請の要求

町長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第3節 労務供給対策

町は、災害応急対策を実施するにあたって、町職員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災害対策基本法に基づき次のとおり労働力を確保する。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な賃金職員等の動員については、町長が行う。

2 奉仕団の編成及び活動内容

(1) 奉仕団は、概ね次の団体等で構成する。

- ア 赤十字奉仕団
- イ 女性団体
- ウ 自治会

(2) 奉仕団の編成

奉仕団は各団体別に編成し、町はその奉仕活動について、各部と協議の上、人員を配分する。

(3) 奉仕団の活動内容

- ア 炊き出し
- イ 救援物資の整理運搬
- ウ 飲料水の供給
- エ 清掃及び防疫
- オ 交通規制整理
- カ 被害調査
- キ その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

(4) 帳簿の整備

奉仕団の奉仕を受けた場合は次の事項について記録簿を作成整理しておくものとする。

- ア 奉仕団の名称及び人員、又は氏名
- イ 奉仕した作業内容及び期間
- ウ その他参考事項

3 賃金職員等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、賃金職員等を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

(1) 雇用手続

賃金職員等を必要とする場合、次の事項を明示し、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金の額
- キ 賃金職員等の輸送方法
- ク その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮のうえ町長が決定する。

4 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	町長	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第 65 条第 1 項
		警察官		災害対策基本法第 65 条第 2 項
災害対策及び救助作業	従事命令	知事	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者	災害救助法第 24 条第 3 項 災害救助法施行令第 10 条
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令 協力命令 保管命令	知事	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取る。	災害対策基本法第 71 条第 1 項
		一部を町長		災害対策基本法第 71 条第 2 項

対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害救助作業(災害救助法に基づく救助)	従事命令	知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	災害救助法第24条
	協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第25条
災害応急対策事業(災害応急対策全般)	従事命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法第4条第1項
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	火災の現場附近に在る者	消防法第29条第5項
水防作業	従事命令	水防管理者 消防団長 消防機関の長	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者	水防法第24条

5 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団体等の協力

町は、災害応急対策の実施にあたっては、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団体等から労務の提供の申し入れがあったときは、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

6 記録等

労働者を雇用し、又は奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整備しておくものとする。

- (1) 出役表
- (2) 賃金台帳
- (3) 奉仕団の名称及び人員、氏名
- (4) 奉仕した作業内容及び期間
- (5) その他参考事項

第4章 避難誘導対策

第1節 避難指示、緊急安全確保措置の指示

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき、又は土砂災害警戒情報が発表された場合には、避難指示等を直ちに発令し、住民に周知するとともに、避難施設等への誘導を行う。発令に際しては、防災関係機関と横断的に連携し、被害の最小化を図るためにタイムライン（防災行動計画）を活用する。

また、県によって地すべり防止法第25条、水防法第29条に基づく避難指示が行われるほか、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条に基づき、警察官及び自衛官が避難指示・緊急安全確保措置の指示を行う。

避難情報

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

避難指示等の発令の目安

		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	屋内退避の指示
水害	発令の 目安	①柳瀬・越知・伊野の各水位観測所で、柳瀬川又は仁淀川の氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇 ②漏水や浸食等の発見 ③柳瀬・越知・伊野の各水位観測所で、柳瀬川又は仁淀川の氾濫注意水位を超え、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合	①柳瀬・越知・伊野の各水位観測所で、柳瀬川又は仁淀川の氾濫危険水位に達し、さらに上昇 ②決壊・越流の前兆現象（異常な漏水や浸食、流木の堆積など）が発見された場合 ③柳瀬・越知・伊野の各水位観測所で、柳瀬川又は仁淀川の避難判断水位を超え、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合	①柳瀬川・仁淀川の堤防天端水位に到達又は決壊・越流	（水害で屋内に待避し、上階へ避難する方が望ましいケースもあるが、町として指示は出さない）
	対象 地域	浸水想定区域の全部又は一部			
土砂災害	発令の 目安	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過」した場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準を超過」した場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準を超過」した場合 ②大雨特別警報が発表された場合 ③近隣で土砂災害が発生した場合 ④山鳴り、流木の流出の前兆現象が確認された場合	
	対象 地域	避難指示等の発令対象地区は、高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する			
風害	発令の 目安				①暴風特別警報発令 ②竜巻注意情報発令
	対象 地域				町内全域
事故災害	発令の 目安	大規模火災で住宅地域に延焼の恐れがあるとき	大規模火災で住宅地域に延焼の恐れがあるとき	大規模火災、危険物災害で、住民に明らかな生命の危険があるとき	原子力発電所事故等による放射性物質の漏洩
	対象 地域	延焼の恐れがある地域	延焼の恐れがある地域	危険地域	町内全域

※水害、土砂災害の発令の目安は、それぞれのいずれかに該当する場合

柳瀬川と仁淀川の基準水位

	柳瀬川 (柳瀬水位観測所)	仁淀川 (越知水位観測所)	仁淀川 (伊野水位観測所)
消防団待機水位	3.00m	6.30m	5.00m
氾濫注意水位	3.50m	8.30m	6.60m
避難判断水位	4.50m	9.20m	7.90m
氾濫危険水位	5.30m	10.30m	8.60m

避難指示等の対象地区

佐川地区（庄田地区を含む）：柳瀬水位観測所

水位 (m)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
4.5	庄田地区		
5.1	馬の原地区		
5.3		庄田地区	
5.7			庄田地区
5.9		馬の原地区	
6.2			馬の原地区

黒岩地区（庄田地区を除く）：越知水位観測所

水位 (m)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
9.2	薬師堂、原、寺野、平野、 大田川		
10.3		原、平野	
10.8			原、平野
12.9		薬師堂、寺野、大田川	
13.4			薬師堂、寺野、大田川

加茂地区：伊野水位観測所

水位 (m)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
6.6	加茂		
7.9		加茂	
8.6			
11.11			加茂

避難指示等の実施責任者

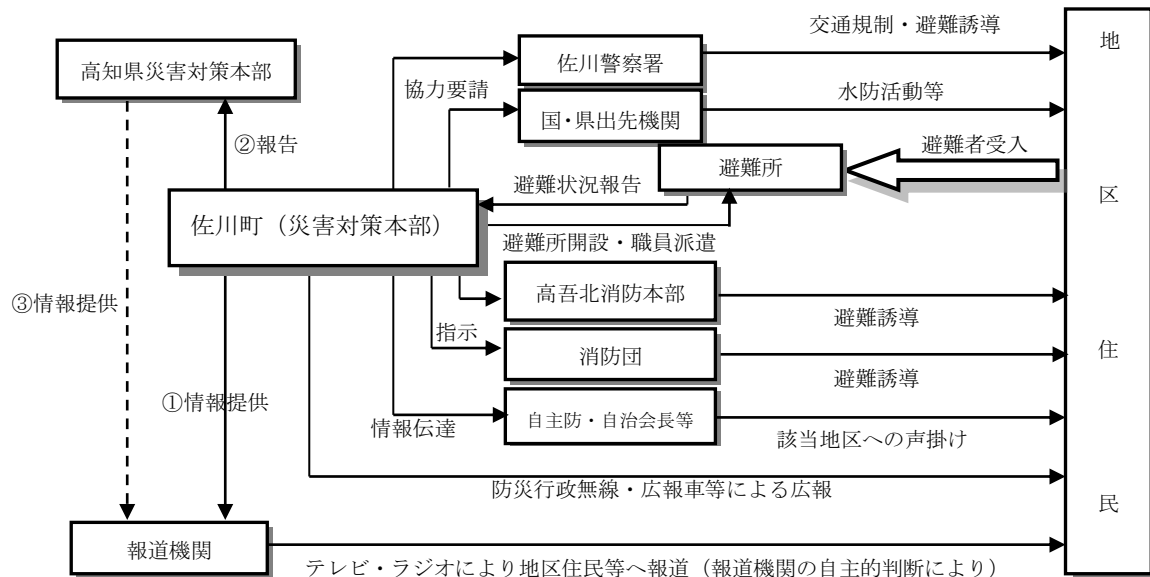
実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
町長 (高齢者等避難)	洪水等 土砂災害	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	災害対策基本法第56条第2項
町長 (避難指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合及び急を要すると認める場合	災害対策基本法第60条第1項・第2項
	急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域の指定があったとき	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条
町長 (緊急安全確保)	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合	災害対策基本法第60条第3項
知事 (避難指示・緊急安全確保)	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認める場合	災害対策基本法第60条第6項
警察官 (避難指示・緊急安全確保)	災害全般	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認める場合又は町長から要求があった場合	災害対策基本法第61条
		人の生命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (避難指示・緊急安全確保)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合	地すべり等防止法第25条
水防管理者(町長) (避難指示・緊急安全確保)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合	水防法第29条
自衛官 (避難指示・緊急安全確保)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

1 避難指示等の発令・周知

町は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保措置の指示を発令する。また、土砂災害に対する避難指示等が発令しようとする場合において、必要があると認めるときには、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求める。

町以外にも県や警察官などが発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体（町、県、国、警察官など）、避難理由、避難先、避難後の指示連絡などを明らかにしながら、口頭、文書、防災行政無線、エリアメール、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。

2 避難指示等の伝達系統



3 災害時要配慮者の円滑な避難に対する配慮

避難指示等が発令するに当たっては、町は、できるだけ早い段階での通知に努めるとともに、高齢者や障害者等にも分かりやすい説明や、多様な手段の活用による着実な伝達を心がけ、災害時要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう配慮するものとする。

4 避難指示等の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、町は、速やかに避難指示等を解除し、その旨を公示する。土砂災害に対する避難指示等を解除しようとする場合においては、必要に応じて国土交通省四国地方整備局又は県に対して解除に関する事項について助言を求める。

第2節 避難の誘導

避難指示が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫しているときは、町職員、消防署員、消防団員、警察官、自主防災組織等が連携して、住民を指定緊急避難場所又は指定避難所などの安全な場所へ誘導する。

1 避難の誘導者

避難の誘導は、原則として、町長又は知事の命を受けた職員等若しくは警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとし、誘導に当たっては、極力安全と統制に努める。

2 誘導方法及び輸送方法

避難誘導に当たっては、人命の安全を第一とし、次の事項に留意して実施する。

- (1) 避難経路をあらかじめ指示する。
- (2) 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な表示、張り縄等を行い避難に際しあらかじめ伝達する。
- (3) 特に危険な箇所及び要所は、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 浸水地帯には必要に応じ誘導ロープ、舟艇等資材を配置し万全を期する。
- (6) 誘導員は、出発、到着の際人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- (7) 避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両、舟艇により輸送を行う。なお被害地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県に対して、応援要請を行うものとする。

3 避難の順位

避難順位については、災害時要配慮者を優先する。

- (1) 一次避難：災害時要配慮者、傷病者、高齢者、小・中学生など
- (2) 二次避難：一次、三次以外の者全員
- (3) 三次避難：水防警戒その他防災に関する作業に従事する者

第3節 警戒区域の設定

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条の規定により警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、災害対策基本法第63条に基づき町が、水防法第14条、消防法第36条において準用する同第28条に基づき消防署員、消防団員が実施できるほか、警察官、自衛官が実施できる。

1 警戒区域の設定

町長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

張り縄等による警戒区域の表示、交通規制など、必要な措置を佐川警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域の設定を解除し、その旨を知事に報告する。

第4節 避難所の開設・運営

町は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護するとともに、主に災害時要配慮者の利用に供するために福祉避難所を開設する。

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

町は、災害の状況により、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設する。また、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に伝達し、連携するものとする。

(2) 避難対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- イ 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者
- ウ その他自主的に避難した者など

(3) 避難所施設の解錠・開設方法

- ア 勤務時間内に避難所を開設する場合
施設管理者が施設を解錠し、町職員が開設することを基本とする。
- イ 勤務時間外に避難所を開設する場合
施設管理者に避難所を開設する旨を連絡するとともに、あらかじめ施設の鍵を預託された者が解錠し、町職員が開設することを基本とする。
- ウ 避難所を開設したときは、総務課又は災害対策本部事務局は、速やかに県に報告する。

2 避難所の運営・管理

(1) 運営主体

- ア 避難所の運営は、町職員及び消防団員が中心になり、自主防災組織や自治会等の協力を得て行うことを基本とする。
- イ 避難所の開設が全指定避難所に渡る場合や、避難所開設が長期にわたる場合は、自治会などのコミュニティ単位のまとまりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、住民による自主的な運営を図る。

(2) 「避難者名簿」の作成

- ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。
- イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。
- ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、家族、その他持病、アレルギーの有無等の必要事項を名簿に記入する。

(3) 避難所における感染症対策

- ア 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- イ 自宅療養者等が避難所に避難する可能性についても考慮する必要がある。

(4) 飲料水、食糧、生活必需品の供給

町は、飲料水や食糧、生活必需品等の必要数量を把握のうえ調達し、避難者へ供与する。救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び避難者等の協力を得て行う。

(5) 避難所のトイレ対策

ア 仮設トイレ設置

避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。この場合、男女別のトイレの確保に努めるものとする。

イ 仮設トイレの管理

(ア) 浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。

(イ) 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(6) 災害時要配慮者等の搬送

ア 施設での生活が必要な災害時要配慮者

事前に把握している在宅の災害時要配慮者で、施設での生活が必要な者は、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。

また、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。

イ 傷病者等

傷病者等の病状により、必要に応じて社会福祉施設等適切な施設への搬送措置をとる。

(7) 避難所における情報提供

避難所において、避難者に各種情報の提供を行う。

ア 避難所の各種運営情報を口頭・ちらし・ポスター・放送等で伝える。

イ 水、食糧、日用品、医療品等の配布等について広報する。

ウ 被害状況や避難者情報等について広報する。

エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

(8) 災害時要配慮者への配慮

町は、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(9) 様々な被災者のニーズへの配慮

避難所では、年齢や性別によるニーズの違いのほか、気候や気温、時間の経過によるニーズの変化にも配慮した運営に努める。

(10) 健康支援・生活支援の実施

きめ細かな相談などを通じ、避難者の健康状態や困りごとの把握に努める。

3 避難所の集約・閉鎖

学校での授業の再開などを行うため、避難所開設後1週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、町内の避難所の集約を行う。また、開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

第5章 災害拡大防止活動

第1節 水防活動・土砂災害防止活動

河川・水路、ため池の氾濫や堤防の決壊の恐れが生じた際は、町は消防団の出動を指令し、町と消防団、消防署員が連携して、土のう積など水防工法等を行い、被害の拡大防止を図る。いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

1 出動の指令

町は、危険が予想されるときは、消防団に出動を指令する。

2 危険箇所の監視と水防設備の操作

危険が予想される区域を監視し、警戒に努めるとともに、水防設備の操作に対する必要な措置を行う。

その際、下流地区など、影響が及ぶ地域の住民への的確な周知に努める。

3 被害拡大防止措置の実施

河川、水路、ため池等の堤防からの越水や破堤に対する土のう積、内水滞留を緩和するための流路の啓開、傾斜地の土砂崩れを防御するための不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置など、被害拡大防止に対する必要な措置を行う。

4 十分な水防体制の確保

消防団長は、人員・資機材の補充の必要性が迅速に判断できるよう、活動の状況を随時、町長に報告する。

町長は、配備人員を随時検討し、必要に応じ、追加の職員配備指令や県・他市町村等への応援要請を図る。

柳瀬川と仁淀川の基準水位

	柳瀬川（柳瀬水位観測所）	仁淀川（伊野水位観測所）
消防団待機水位	3.00m	5.00m
氾濫注意水位	3.50m	6.60m
避難判断水位	4.50m	7.90m
氾濫危険水位	5.30m	8.60m

第2節 人命救助・搜索活動

災害発生時には、消防署員、消防団員、警察官、自衛官などが連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の搜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊などの応援隊が到着する前に人命救助や搜索の活動を大規模に展開する必要がある場合は、町職員や地域住民も可能な範囲での人命救助・搬送・搜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先とする。

1 人命の救助

消防署員、消防団員は、日常の訓練で習得した手法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生などの応急措置を行う。

町職員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。

2 傷病者の搬送

局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されている時は、消防署員が、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ救護病院である高北病院、救急告示病院かつ災害拠点病院である仁淀病院などへの搬送を行う。重篤な時は、広域的な災害拠点病院への搬送のため、ドクターヘリを依頼する。

傷病者が多数発生している場合は、医療救護所に搬送し、トリアージにより医療の優先度を判定しつつ、医療・看護活動を行う。

これらの搬送は、消防署員や警察官、自衛官などが行うが、町職員や地域住民も可能な範囲で支援する。

3 被災者台帳の作成と行方不明者の搜索活動の実施

行方不明者の搜索活動は、高吾北消防本部（署）、消防団、佐川警察署、自衛隊などが連携して行う。

町は、発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を搜索活動関係者に提供する。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家等の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況

- (7) 災害時要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由
- (8) その他必要な事項

第3節 医療救護活動

多数の傷病者への医療が必要な時は、町は高北病院の玄関前駐車場に医療救護所を設置し、高岡郡医師会等の医療従事者の協力のもと、救護病院である高北病院、災害拠点病院である仁淀病院などと連携し、迅速な医療救護活動を実施する。

1 医療救護所の設置

通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生したときは、町は、高北病院の玄関前駐車場に医療救護所を設置する。

また、町は、医療救護所の設置決定を受けて高岡郡医師会、中央西福祉保健所及び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、医療救護所での傷病者の受け入れ準備を進める。併せて（福）佐川町社会福祉協議会などと連携して、医療ボランティア等の確保に努める。

2 医療救護チームの編成

医療従事者による医療救護チームの編成は高岡郡医師会が行う。

町は、高岡郡医師会関係者に、医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師などの町職員やボランティアなど、協力人員の割り振りを行う。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）の応援の可否を検討し、必要に応じて県へ要請を行う。

3 医療救護活動の実施

町は、医療用資機材や医薬品等の調達に努め、トリアージにより医療の優先度を判定しながら医療救護活動を行うとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析など特殊な医療が町内の医療機関で受けられない患者については、関係機関と連携して広域搬送を実施する。

災害対策本部（保健・福祉班）において記録する内容

- (7) 医療救護所に参集した要員名簿
- (イ) 医療機材、医薬品及びその他資機材リスト
- (ロ) 医療救護所で取り扱った傷病者名簿（疾病状況、搬送先を明記すること）
- (エ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻

資料：高知県災害時医療救護計画（平成30年6月）

第4節 二次災害の防止

水害や土砂災害は、降雨状況、地形、地質などにより、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、堰き止められていた水が一気に流れ出したり、崩壊により堆積していた土砂が移動したりといった現象により、二次災害をひき起こすおそれがある。

町は、所管する施設、地域等に対する二次災害防止活動を行うとともに、二次災害の発生するおそれのある地域の住民等に対する避難指示、収容等の対策を実施する。

1 水害・土砂災害による二次災害の防止

水害・土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- (1) 水害・土砂災害などの危険箇所の点検を専門技術者などにより実施
- (2) 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知、注意喚起し、必要な場合は避難対策を実施
- (4) 二次災害の原因となる余震、降雨等について速やかに情報を収集、伝達
- (5) その他必要と思われる措置

2 爆発物や有害物質などによる二次災害防止

爆発物や有害物質による二次災害は、当初の災害で施設が被害を受けた後、火災や流出した薬品同士の混合などにより一定期間を経過してから発生することがある。

このため、水害・土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- (1) 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を実施
- (2) 爆発などの危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知
- (3) 必要に応じて避難対策を実施
- (4) その他必要と思われる措置

第6章 緊急輸送・交通対策

第1節 交通網の確保

災害応急活動を円滑に行うために、町内の交通網の被害状況を関係機関に周知するとともに、佐川警察署及び国・県と協力して道路の交通規制、啓開・復旧作業を実施する。

1 被害状況の把握と報告

町は、災害発生後、速やかに道路、橋梁、トンネル、緊急用ヘリコプター離着陸場などの交通網の被害状況を調査するとともに、結果を防災関係機関に報告する。

2 町道の交通規制の実施

町は、危険箇所が発生している町道について、佐川警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。

3 第1次及び第2次緊急輸送道路の交通規制、応急復旧への協力

国道33号（第1次緊急輸送道路）、国道494号、県道308号（第2次緊急輸送道路）が不通状態になった場合や、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知、作業場の提供など、警察等による交通規制活動や国・県による応急復旧作業に協力するほか、町道による代替輸送路の確保に努める。

4 重要道路の早期啓開

電力、水道などのライフラインの復旧作業に必要な道路が不通となった場合は、優先して啓開作業にあたるほか、その他の町道については、第3次緊急輸送道路を最優先としながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

5 緊急用ヘリコプター離着陸場の機能確保

ヘリコプターによる物資や人員の輸送が可能となるよう、緊急用ヘリコプター離着陸場の機能を確保するとともに、臨時的に離着陸場としての使用が可能な運動場、公園等の公共施設における障害物の除去などを行う。

第2節 緊急輸送の実施

応急対策活動にあたる人員や必要物資を円滑に輸送するため、物資配送マニュアルを作成し、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

1 車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

町は、緊急輸送に必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を図る。

2 緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付（資料編「緊急通行車両の標章及び確認証明書」参照）

交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、佐川警察署又は県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。

事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3 緊急輸送の実施

町は、緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4 物資集積場の開設

町は、備蓄物資及び救援物資の輸送を円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じて物資集積場を「桜座」に開設し、物資の需要把握、手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

5 物資の管理

(1) 物資受払簿の作成

調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等を、受払簿を作成し的確な物資管理に努める。

(2) 物資の分類・整理

食糧関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要に応じて速やかに出庫できるように努める。

第7章 災害救助法の適用

町は、災害の規模が大きい場合に、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国・県の財政支援を受ける。

災害救助法の適用基準

①	町内の住家減失世帯数	40 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
②	県内の住家減失世帯数	1,000 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	町内の住家減失世帯数	20 世帯以上	
③	県内の住家減失世帯数	5,000 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	町内の住家減失世帯数	多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したとき。		救助法施行令第1条第1項第3号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		救助法施行令第1条第1項第4号

災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療救護チームの派遣＝県 （ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1か月以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

（注） 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

1 適用の手続の情報提供

町は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を県に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2 急を要する時の災害救助の実施

災害の状態が急迫し県による救助の実施を待ついとまがない場合は、町は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を県に情報提供し、その後の処理について県の指示を受ける。

3 職権による町への一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

第8章 生活救援活動

第1節 食糧の調達・供給

町は、災害により日常の食事に支障を来した者及び救助活動に従事する者に対し、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、炊き出しなどの方法により、食糧を供給する。

ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

1 食糧の調達

(1) 調達

町の備蓄（学校給食共同調理場のストックを含む。）、JA、小売事業者等の流通在庫から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県、農林水産省に応援を要請する。

町は、調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。その際には、避難者名簿の記載によって、ミルク、離乳食、糖尿病食、アレルギー食などに配慮する。

(2) 配送

ア 食糧は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ配送する。

イ 流通在庫から調達する食糧は、調達先の事業者へ直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は、ボランティア等の協力を得て町が各避難所等へ配送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて町が運送業者に委託して行う。

2 食糧の配布

避難者などへの食糧の配給は、原則として1日3回行う。事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定する。

(1) 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配給計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

(2) 配給に当たっては、住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速かつ迅速、正確、公平に配給する。

(3) 特に、災害時要配慮者に配慮する。

3 炊き出しの実施

災害のため、食糧の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、応急的な炊き出しを行い、必要な食糧を供与する。

(1) 炊き出しの実施者及び協力団体

炊き出しの実施については、町職員をもってあてるほか、自治会、日本赤十字社奉仕団、女性防火クラブ、青年団、女性団体、自主防災組織、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

(2) 炊き出し材料の確保

備蓄食糧のほか、J A、小売事業者、佐川町商工会等から購入、調達する。

(3) 炊き出し予定施設

炊き出しのための施設は、調理施設を備えた指定避難所とし、それぞれの給食施設・設備を利用するほか、必要に応じて学校給食共同調理場の調理施設を活用する。

(4) 炊き出しの輸送

炊き出しは、必要により指定緊急避難場所や在宅の被災者等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両等を使用する。

(5) 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

(6) 炊き出し等の実施に伴う記録

炊き出し責任者は、炊き出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

4 残さ等の適切な管理

調理残さや食べ残しなどの衛生管理に努める。

第2節 応急給水

町は、水道施設の損壊等による断水又は汚染により飲料水及び生活用水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、水道施設の速やかな復旧に努める。

1 水道施設の被害調査と応急復旧計画等の作成

町は、水道施設や水需要者などの各種データに基づいて、施設被害箇所並びに現に飲料水を得ることができない地域及び対象者を迅速に把握し、応急復旧計画及び応急給水計画を作成する。

停電による断水の場合は、四国電力送配電株式会社須崎事業所に連絡して速やかな復旧を要請する。

2 応急給水体制の確立

町は、断水が発生した場合は、応急給水計画に基づき、断水地域住民に対し応急給水を継続して行う。

この場合、被害の状況によっては、水道復旧を担当する職員のほかに応急給水チームを編成して実施するものとする。

3 水道水の利用の制限

水道水が、汚染などにより飲料水として利用できないときは、直ちに水道使用の禁止及び制限の措置をとり、防災行政無線、広報車等で住民に周知する。

4 給水活動の実施

(1) 水道による給水

町は、水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに応急復旧を実施し、水道により給水する。

(2) 配水池・水源地からの汲みだし

配水池の水が利用できる場合は、町は、被災者1人あたり1日3リットルを目安に、飲用水・生活水の需要を試算し、汲みだしによる配布の量、時間、場所を決定する。

応急給水チームは、ポリタンクへの汲みだしを行い、軽トラックに積載して、各避難所等を巡回し、給水を行う。

(3) 感染症などの発生を予防するため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、残留塩素の確認を厳重に実施する。

(4) 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所などの水質検査を受けて、ろ水器により浄水して供給する。

(5) 被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を確保し、給水車、缶又はポリエチレン袋などの容器で運搬し給水を行う。

(6) 飲料水が防疫など衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

(7) 医療機関・給食施設・社会福祉施設など、緊急性の高いところから給水する。

5 応援要請

町ですべての応急給水体制を整えることが困難な場合は、県及び近隣市町村に支援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、町長は知事に要請する。

第3節 生活必需品等の供給

町は、災害により生活に必要な被服や寝具、その他日用品などを喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して生活必需品を支給又は貸与する。

その場合、年齢、性別等によるニーズや、気候や気温、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

1 供給対象者

住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸水などにより生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を供給の対象者とする。

2 生活必需物資の供給品目

町は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を供給する。

- (1) 寝具（毛布・布団など）
- (2) 被服・肌着（作業衣・婦人服・子供服・シャツ・ズボン下など）
- (3) 身の回り品（タオル・手拭・地下足袋・靴下・サンダルなど）
- (4) 炊事道具・食器（鍋・炊飯器・ガスコンロ・包丁・茶わん・皿・はしなど）
- (5) 日用品（石けん・歯ブラシ・歯磨粉・ちり紙など）
- (6) 光熱材料（マッチ・ろうソク・固型燃料・木炭など）

3 救援物資配分計画の策定

町は、救援物資の配分に当たっては、必要数量を把握して「救援物資配分計画」を策定し、適切に実施する。

4 救援物資の確保

町は、救援物資が事前備蓄で不足する場合は、義援物資や他市町村、流通業界との協定及び県への要請などにより必要品目・量を確保する。

その場合は、必要品目・数量・日時・送付場所などを明示する。

- (1) 日本赤十字社高知県支部に、生活必需品などの配布を必要に応じて要請する。
- (2) 町内で調達できない場合は、県に要請する。

5 救援物資の供給

救援物資は指定避難所での供給を原則とし、町は、様々な媒体を活用し、広く住民などに物資の情報を周知する。

また、救援物資の配分などは、多くの人手を要することから、町は、町内会や自主防災組織と連携して円滑に実施する。

6 物価の監視

町は、便乗値上げなどを防止し、物価を監視し、適正価格の維持に努める。

7 被服など生活必需物資の配布

救援物資は被害の程度や世帯構成人員に応じて配給し、地区民生委員などの協力を得て、迅速かつ正確に配布する。

第4節 保健衛生・防疫活動

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、保健師、栄養士、（福）佐川町社会福祉協議会職員、ボランティアなどが連携し、被災者の健康支援に当たる。

また、中央西福祉保健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

1 健康支援活動の推進

町は、中央西福祉保健所、（福）佐川町社会福祉協議会と連携し、避難所での避難生活者、在宅の被災者などへの健康相談、訪問支援等の保健活動を「佐川町南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に沿って実施する。

2 心の健康への専門的な支援の推進

被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症などに対しては、中央西福祉保健所と連携して専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3 食品衛生の監視と栄養管理

（1）食中毒の防止

食中毒の防止のために、中央西福祉保健所と連携して食品衛生の監視、改善に努める。

（2）食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

（3）避難所や在宅での長期の避難生活等における栄養失調等に留意し、被災者が適切な食生活を送れるよう指導・管理する。

4 感染症等の予防

法定感染症や風邪などの流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒などを奨励する。

避難所等でインフルエンザや風邪などの発症が認められたときは、医療機関へ患者に対する処置を依頼するとともに、必要に応じて消毒などの措置をとる。

結核、鳥インフルエンザ（H5N1）、SARSコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症などの法定感染症や、未知のインフルエンザウイルス感染症の発症が確認された場合は、中央西福祉保健所と連携して患者の隔離、消毒の実施など蔓延防止措置をとる。

5 防疫活動の実施

被災地域においては、衛生条件の悪化により、感染症などの発生が多分に予想されることから、町は、これを防止するため、早急に消毒等の防疫活動を実施する。

(1) 実施責任者

町が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ活動の実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 27 条による代執行は知事が行う。

(2) 防疫チームの編成

町は、町民課員を中心に「防疫チーム」を編成する。必要に応じて要員を雇い上げ、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の収容などを行う。防疫対象は、被災地及び避難所などとする。

(3) 実施方法

ア 被災地域の衛生状態を把握

イ 冠水地域など衛生条件の悪化した地域において、検水などを実施

ウ 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達

エ 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施

オ 感染症の発生を予防するため、必要に応じて予防接種を実施

カ 被災地域で、衛生状況の悪化が予想される床上浸水などが発生した場合は、速やかに防疫用薬剤を配布し、床・壁などの洗浄、便所などの消毒及び食器などの消毒について衛生上の指導を実施

キ 町は、県と協力し、被害の状況・感染症患者の発生状況を勘案し、次の基準により防疫活動を実施

区分	実施方法
疫学調査	主として町保健師を中心として、聞き込みにより在宅患者の調査を行い感染症患者を発見した場合は、感染源などを調査
健康診断	消化器疾患に重点を置き、感染症患者の発生又は発生の疑いのある地域、住民について検便を実施
清掃・消毒	汚染家屋内外・便所・給水給食施設の清掃と薬品による消毒を実施
そ族昆虫の駆除	汚染地域の蚊・ハエなどの発生場所へ薬品を散布し、発生原因を除去する。また、必要に応じてねずみを駆除
予防接種	定期・臨時接種とも町が実施する。臨時の場合は、県が実施

6 消毒用資機材及び薬品の確保

(1) 消毒用薬品の種類

クレゾール水、ホルマリン水、カルキ、クロール石灰、次亜塩素酸ソーダ液・殺虫剤などを確保する。

(2) 消毒用薬品の確保

ア 平時から町において備蓄する。

イ 不足する場合には、業者より調達する。

(3) 消毒用機器の確保

平時から動力噴霧器等の消毒用機器を整備しておく。

第5節 し尿処理

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプなどの操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。

このため、災害時は、必要に応じて仮設トイレを町内に設置し、し尿を収集・処理する。

また、高吾北衛生センターの施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じる恐れもある。この場合、県等の協力を得て、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を行う。

1 被害状況の把握

町は、高吾北衛生センターや民間の衛生事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込みを調査し、把握する。

2 仮設トイレの調達・設置

町は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握のうえ手配・調達し、避難所、公共施設などへ設置する。

なお、仮設トイレは、男女別に2台以上設置することを原則とする。

3 仮設トイレの衛生環境の維持

仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティアなどの協力を得て、清掃、臭気対策を進める。

4 し尿収集体制の確保

(1) 町は、事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

(2) 現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。

5 応急汲み取りの実施

(1) 町は、高吾北衛生センターや民間の衛生事業者の協力を得て、応急汲み取りを実施する。

(2) 高吾北衛生センターで処理ができない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第6節 ごみ・がれきの処理

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩落などにより、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や高吾北清掃センターの被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間は、臨時の集積場に一時的にごみ・がれきを集積し、高吾北清掃センター等での処理が再開され次第、迅速に処理を進める。

1 ごみ処理の流れ

災害時のごみ・がれきの処理は、概ね次の手順により進める。

- (1) 町は、高吾北清掃センターや収集事業者の被害状況と復旧見込みを調査、把握
- (2) 被害状況から災害時のごみの量を想定
- (3) 高吾北清掃センター、収集事業者の状況並びにごみ・がれきの発生量を元に処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知
- (4) 処理に必要な人員、物資を算定し、調達
- (5) 必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請
- (6) ごみ処理を計画的に実施

2 ごみ収集順序

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施する。収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。収集・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

また、収集処理方法や臨時集積場所などについては、住民への周知を徹底し、ごみの自己処分や分別整理などの協力を得て、できるだけ速やかに処理する。

なお、保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動又は住民の生活に重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや、防災上重要性の高い施設（避難場所など）のごみ

3 ごみの収集場所

- (1) 通常のごみステーションに出してもらい、収集業者などにより順次収集する。
- (2) 焼却処分が可能なごみについては、高吾北清掃センターに搬送し、困難な場合は臨時集積場所を定め、搬送集積を行って順次処理する。
- (3) 避難場所周辺を除いた臨時集積場所については、公共施設、公園、グラウンド、町有遊休地などを利用する。

4 住民へのごみ収集方針の広報

町は、災害発生に伴う臨時のごみ・がれき収集処分方針を速やかに決定し、被災住民に対し、方針や内容の広報を行い、あわせて住民の分別による臨時集積場所への搬送の協力を呼び掛ける。

第7節 遺体の捜索・検案・埋葬

町は、災害発生により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体の捜索、処理及び埋葬・火葬を実施する。

1 実施責任者

(1) 遺体の捜索、処理及び埋葬

遺体の捜索、処理及び埋葬は、関係機関の協力を得て町が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

なお、同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町長が実施する。

(2) 遺体の検視は、警察が行う。

2 遺体の捜索

(1) 遺体の捜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

ア 届け出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難な場合は、防災行政無線などで連絡する。

イ 捜索は、消防団が佐川警察署及び自衛隊と協力し、捜索チームを編成し、必要な機械器具を借り上げ、捜索を実施する。

ウ 被災の状況により、住民の応援を得て実施する。

(2) 応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失などで他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣など

ウ 応援を要請する人員又は舟艇、器具など

3 検案所・安置所の設置

大規模な災害により、多数の遺体が発生した際は、町は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、公共施設等の中から、災害の規模により1か所（必要に応じて複数か所）を選定する。

4 資機材の調達

町は、遺体安置に必要なシート、ドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて災害対策本部事務局を通じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

5 遺体の収容

遺体は、消防署員、消防団員、警察官、自衛官などが検案所に収容する。死亡者が多数のため、即時に検案等の処理ができない場合は、発見場所、性別、身体的特徴などを記載したタグを付して一時保存する。

6 遺体の処理

遺体の処理は町が佐川警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じて町内の医師、住民などの協力を求める。

(1) 遺体の検視・検案

ア 遺体の検視・検案は、原則として町の指定する遺体検案所で実施（ただし、警察の検視班と調整の上、必要に応じて病院内で実施）する。

イ 遺体の保存（安置）

検視・検案が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取りまでの間、町で遺体を保存（安置）する。

身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人として埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、埋葬又は火葬を行う。

ウ 警察官が遺体を発見し、又は発見の届け出を受けたときは「関係法令」に基づいて検視その他所要の措置をする。

(2) 変死体の届け出

変死体については、直ちに佐川警察署に届け出をし、検視後に遺体の処理を行う。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、検視・検案終了後、速やかに遺族、親族に連絡の上、引き渡す。

7 遺体の埋葬・火葬

災害により死亡した者の埋葬・火葬は、資力の有無にかかわらず、その遺族が混乱期のため埋葬・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に、町が応急的に実施する。

(1) 作業の流れ

ア 火葬場や棺など、埋葬・火葬に関する手配を速やかに実施

イ 亡くなられた方の遺族が埋葬・火葬を行うことが困難な場合、又は遺族がない場合は、埋葬・火葬により応急的に対応

ウ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院などに一時保管を依頼

エ 遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬・収蔵

(2) 棺・骨つぼ、その他役務の提供

必要に応じて、原則として現物で、棺・骨つぼ又は骨箱、埋葬・火葬又は納骨などの役務の提供を行う。

8 応援の要請と広域の調整

町は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。

9 取扱書類の整理

遺体の収容から埋葬までの処理を記録する遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳及び支出関係書類を整理・保管する。

第8節 犬、猫、特定動物の保護及び管理

災害の発生に伴う犬、猫など動物の保護及び危害の防止に努めるとともに、災害により死亡した動物の適切な処理に努める。

1 愛玩動物との同行避難の支援

町は、犬や猫などの愛玩動物と同行避難した者が、動物と一緒に避難生活ができるよう、避難所における飼育スペース等の確保、調整に努める。

2 放浪動物の保護・収容

住民への危害を及ぼす恐れのある特定動物が逸走、放浪している場合、中央西福祉保健所などと連携し、保護・収容等を行い危害の発生防止に努める。

3 死亡動物の処理

災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、町が関係機関と協力して処理する。

第9節 応急住宅対策

町は、災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、町営住宅等への一時入居の措置や応急仮設住宅を建設して供与し、破損箇所の修理ができない者に対しては、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 実施責任者

町が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ実施又は要員、建築資機材についての応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

2 公営住宅への一時入居

町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。また、県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

3 民間住宅への一時入居

町は、町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、町として民間住宅を借り上げ、又はあっせんし、被災者への一時入居の措置を講ずる。

4 応急仮設住宅の建設・供与

町は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者（世帯単位）に対し、速やかに応急仮設住宅を建設・供与し、一時的な居住の安定を図る。

また、災害救助法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町が同法に準じて実施する。

(1) 供与対象世帯数の把握

住宅が全壊（焼）・流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）の数を把握

(2) 建設用地の選定

用地については、当面利用目的が決まっていない公共用地、公園又は被災前の住宅建設地などの中から優先的に選定する。

ア できる限り集团的に建築できる場所から優先的に選定して確保する。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して、ガス、電気、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上、選定する。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通しなどについても考慮する。

エ 選定上の留意点

(ア) 民有地の借り上げによる使用料は救助費の対象外

(イ) 災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができ、財務大臣あてに普通財産の貸付けを申請

(3) 住宅の建設

ア 建設に際しての構造は、可能な限り、高齢者、障害者などの災害時要配慮者といった、入居者の状況や利便性に配慮すること。

イ 応急仮設住宅の入居は、災害時要配慮者を優先し、入居を円滑に実施する。

(4) 建設資機材及び業者の確保

町は、木材業者及び各組合と協定して、仮設住宅を建設する。災害時の混乱などで、資材、労務などの確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(6) 応急仮設住宅の建設上の留意点

ア 設置戸数については、災害救助法の基準によるほか、避難場所などの存続状況などを考慮に入れて決定すること。

イ 建設地への進入路を確保する。

(7) 大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模な災害により、町で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。

ア 被害戸数

イ 設置を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする建設業者数

エ 連絡責任者

5 応急仮設住宅の管理運営・生活支援

町は、応急仮設住宅が、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

入居者どうしや地域住民によるコミュニティの形成や、女性の意見の反映、ボランティアの協力を得た生活支援、防犯対策などを進め、長期避難生活の質の向上に努める。

6 被災住宅の応急修理

町は、災害により住家の一部が破損（半壊又は半焼）した被災者のうち、自らの資力では応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住が困難である程度に半壊した者（世帯単位）に対して、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修・管理する。

(1) 応急修理対象世帯数の把握

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者・母子家庭・高齢者・病弱者・障害者及び前各者に準ずる経済的弱者など

(2) 災害救助法が適用された場合の留意点

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所、居室、炊事場、便所など必要最小限度の部分（工事請負契約の締結）

ア 応急修理費用の限度額

(ア) 1世帯当たり規定の限度額以内まで

(イ) 町は、1世帯当たりの限度額内で、居室、炊事場、便所などの破損した箇所の補修に必要な修理用原材料費、労務費、材料輸送費及び工事費を負担

イ 応急修理の期間

災害発生から1ヶ月以内（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。）

7 記録等

町は、応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

(1) 応急仮設住宅入居者台帳

(2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

(3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

(4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第9章 ライフラインの応急対策

第1節 電力施設

電力の供給停止は、電話や水道、トイレなど基本的なライフラインをも停止させてしまう上、役場や防災関係機関の応急活動・通常業務の継続・再開にも支障をきたすなど多大な影響を与えることから、電力供給再開に必要な施設の迅速な復旧に努める。

1 実施責任者

四国電力送配電株式会社（四国電力送配電株式会社須崎事業所）とし、同社の計画に基づいて、電気供給の責任を完遂するための災害対策に万全を期すものとする。

2 広報の実施

- (1) 報道機関、防災関係機関に対し、災害の概要、電力供給への支障が発生している状況、復旧の現状と見通しなどについて、適切迅速な情報提供を行い、住民の不安の解消を図る。
- (2) 被災地区の住民に対しては、上記内容に加えて、感電などの電気事故の防止に向けた対応の周知など、具体的かつ詳細な注意事項を広報車又は報道機関を通じて提供する。

3 要員・資材の確保

- (1) 被害の重要度、状況などに応じ要員を効果的に投入し、早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じて県内外の他機関並びに業者の応援を要請する。
- (2) 災害対策用備蓄資材、一般保守用予備資材のほか、災害地区外で保有する資材を重点的に投入するとともに、関係業者が所有する資材を緊急に転用するための措置を要請。不足する場合は、県内外の他機関に対しても緊急に転用するための措置を要請する。

4 保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合は、関係機関に連絡の上、当該地域の予防停電を行うが、被害の状況、路線の重要度、住民に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、必要に応じて技術員を現場に派遣して、電気施設の保安のために必要な措置をとる。

事故により停電した路線については、原則として技術員による現場巡視を行い、電気施設の保安のために必要な措置をとった後、送電する。

5 供給設備の復旧

(1) 電気供給施設の復旧は、民生の安定と一般の復旧活動用の電力源を確保するため、特に早期に実施する。

(2) 復旧工事は、原則として公共保安の確保に必要なものから優先的に実施する。

(3) 仮復旧工事

復旧工事は、本工事を原則とするが、仮復旧工事が本工事と比較して短期間に施行でき、電力の安全な供給が可能なときは、必要に応じて仮復旧工事により送電を行った後、本工事を実施する。

(4) 工事の安全対策

復旧工事は、災害の規模、被災設備の状況に応じ、関係機関との緊密な連絡のもとに、人員、資材、機動力などを最大限に活用し、感電の事故防止に十分留意して実施する。

6 復旧作業への協力・支援

町は、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する照会に対応する。

また、復旧に必要な道路等の優先啓開、復旧資材置き場の提供、四国電力送配電株式会社からの広報内容の住民への周知など、四国電力送配電株式会社が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第2節 上・下水道施設

災害により上水道や下水道（農業集落排水施設）に被害が生じた場合は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得て、迅速な復旧を図る。

1 実施責任者

実施責任者は、施設管理者とする。

2 応急復旧体制の確立

断水が発生した場合、応急給水及び水道復旧を実施する。

上・下水道の復旧に関しては、水道工事業者や維持管理委託業者と連絡をとり、工事業者等の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。

工事業者等で必要な応急復旧が速やかに実施できないと思われるときは、県や日本水道協会などに応援を要請する。

3 被害調査の実施

町は、分担して上・下水道施設の被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急復旧計画を立てる。

4 応急復旧工事その他必要な措置の実施

町は、工事業者や他地域からの応援隊の協力を得て、上・下水道施設の応急復旧工事を実施する。

5 住民への周知

上・下水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第3節 その他のライフライン施設

電力、水道に加え、ガスや電話など、その他のライフライン施設の応急復旧を速やかに実施する。

1 実施責任者

実施責任者は、それぞれの施設を運営・管理する事業者とする。

2 ガス施設

社団法人高知県LPGガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制などについて、次の措置を行う。

町は、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・供給・保安に関する照会に対応する。また、復旧に必要な道路等の優先啓開、広報内容の住民への周知など、協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況などに加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

ア 動員計画に基づいて要員を確保する。

イ 不足する場合は、各支部などへ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先的に使用し、不足する場合は、本店などから緊急に転用するための措置を要請する。

(4) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから、優先的に復旧工事を実施する。

3 通信施設

災害時の電気通信網の確保は必要不可欠である。電気通信設備に被害を受けた場合は、重要な通信を確保するとともに、被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、西日本電信電話株式会社高知支店は、西日本電信電話株式会社災害対策規程に基づく災害対策内規により、次の事項を実施する。

(1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施

(2) 施設の復旧計画を作成し、復旧の見込みを広報

(3) 関係機関の協力を得て復旧を実施

町は、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話などの通信回線の復旧に関する照会に対応する。また、復旧に必要な道路等の優先啓開、広報内容の住民への周知など、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

4 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次の事項の実施により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 臨時公衆電話の設置など

臨時回線の作成、中継順路の変更など、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置などの措置をとる。

(2) 利用制限

実施責任者は、通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び同法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条並びにN T T契約約款の定めるところにより、臨機に利用制限などの措置をとる。

(3) 非常緊急電話又は非常緊急電報

実施責任者は、非常緊急電話又は非常緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び同法施行規則第55条並びにN T T契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に対して優先的に取り扱う。

第10章 災害時要配慮者対策

町、（福）佐川町社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民などが連携し、災害時要配慮者避難支援プラン及び避難行動要支援者個別避難計画に基づき、災害発生後、速やかに災害時要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

1 災害時要配慮者の安否確認

災害発生後、町は、避難行動要支援者名簿と被災者台帳を照合するなど、災害時要配慮者の安否確認を行う。

安否がわからない災害時要配慮者については、（福）佐川町社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、電話確認や家庭訪問などによる対面確認を行う。

2 在宅災害時要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

被災により、居宅、避難所等では生活ができない在宅の災害時要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉施設での受け入れを要請する。

受け入れ先が決定したら、搬送協力など可能な支援を実施する。

3 きめ細かな支援情報の提供

聴覚や視覚などに障害がある避難者にも的確に伝えられるよう、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。

4 避難施設に関する配慮

(1) 避難所環境の整備

一般の避難所は災害時要配慮者に配慮した構造ではなく、常に介護が必要な者にとっては、生活に支障が生じることが考えられるため、町は、福祉避難所の開設など、災害時要配慮者の避難状況に応じて環境を整備するなどの配慮に努める。

なお、一般の避難所に滞在する災害時要配慮者に対しては、個々のニーズに配慮した環境づくりに努めるものとする。

(2) 福祉避難所の充実

町は、既に民間医療機関が災害時に開設する福祉避難所のほかにも、災害時要配慮者が安心して生活ができる体制が整備された福祉施設などを、福祉避難所として開設できるよう、施設の管理者などと事前協定を結び、あらかじめ福祉避難所の指定など整備を進める。

5 その他の特別な配慮が必要な避難者への対応

コミュニケーション能力に困難が想定される外国人や、身体的機能の虚弱な乳幼児、思春期の多感な児童・生徒など、特別な配慮が必要な避難者に対しては、避難生活による支障や弊害などが生じないよう配慮するものとする。

6 福祉サービスの維持

町は、災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるよう、障害福祉サービス事業者やボランティア団体と連携し、通所介護、訪問介護など、福祉サービスの早期再開に努めるとともに、代替的な方法を検討する。

第11章 ボランティアの受入れ、活動支援

大規模な災害が発生した時には、応急活動、復旧活動においてボランティアが被災者の救護・生活支援、避難所の運営等に果たす役割は極めて大きいことから、町及び（福）佐川町社会福祉協議会は相互の連絡・協力体制を深めるとともに、ボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境の整備を進める。

1 災害ボランティアセンターの開設

（福）佐川町社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う町災害ボランティアセンターを迅速に開設する。

町は、災害ボランティアセンターの設置、運営を支援し、必要に応じて県に対しボランティアに関する広域的な調整を要請する。

2 活動場所等の提供

町災害ボランティアセンターは、各避難所等にボランティア活動のために必要なスペースや機材を提供し、活動に協力する。

3 ボランティアの活動内容

災害時に協力を求める作業は、救援物資の受入れ、仕分作業、在庫整理、積み込み、搬送のほか、がれき除去や清掃、給水活動支援などである。

災害の状況や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町災害ボランティアセンターが、時宜に応じた全体調整を行う。

ボランティアの活動内容の例

救助・搜索活動	物資の運搬・仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれきの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

4 ボランティアの募集情報の広報

町災害ボランティアセンターは、ホームページなどを通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第12章 学校等での応急対策

第1節 学校・保育所での応急対策

災害発生時において、各保育所及び小・中学校は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

町は、災害により学校教育施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育が実施不可能となったときは、応急対策を実施し、就学に支障を来すことのないよう措置する。

また、住家に被害を受け、学用品を直ちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対し、町は、必要最小限度の学用品を供与し就学の便宜を図る。

1 災害発生時の措置

(1) 安全確保と避難誘導

各保育所の所長、及び小・中学校の学校長は、在校時間中に災害が発生した場合は、児童・生徒の安全確保、避難誘導、安否確認に全力をあげる。

(2) 保護者への引き渡し

通学路の安全が確認された場合は、必要に応じて保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校などを行う。

児童・生徒を下校させることが危険である時は、学校内での保護を継続する。

電話など通信手段が確保されている場合は、教職員、教育委員会事務局職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。

(3) 夜間・休日等の応急対策

夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、児童・生徒の安否確認、校舎の被害状況の調査を進めるとともに、町が行う応急活動に協力する。

(4) 被災状況の報告

教職員は、児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに町教育委員会に報告する。町教育委員会では、情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。

(5) 避難者の受け入れ

指定避難所に指定されている小・中学校は、町職員及び消防団が、各施設の安全確認を行うとともに、あらかじめ定めた避難所開設・運営マニュアルに沿って、避難所を開設し、避難してくる住民を迅速・円滑に受け入れる。

2 施設の応急復旧

所長及び学校長は、授業実施に向けた校舎の確保について、概ね次の方法による対応を進める。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

被害の軽易な復旧は、所長及び学校長に委任して実施する。簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のために使用できない教室に代えて特別教室、体育館、講堂などを利用し、応急教育を行う。必要に応じて、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置などの措置を行う

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮の上、公民館など公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎などの利用又は民有施設を借り上げる。

(3) 激甚な災害の場合

町は、広範囲にわたる激甚な災害により、1又は2の措置がとれない場合は、応急仮校舎を建設する。

3 応急教育・保育の実施

学校長は、被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業などの措置を講じ、極力規定授業時間数の確保に努め、復旧後は、授業時間及び休業日の変更又は振替授業などの適切な方法により、年間授業時間数の確保、学力低下の防止に努める。

また、保育所長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の乳幼児編成を行うなどの必要な措置を講じ、速やかに保護者に周知する。

また、校舎を利用した避難所は、開設後1週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。

4 教育実施者の確保

災害により教職員に欠員が出た場合は、被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。欠員が多数に上る場合は、町は、臨時配置及び補充措置を県に要請する。

5 広域一時滞在時の教育・保育の実施

東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。本町の児童・生徒が町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合には、関係市町村、関係都道府県の協力を得て、児童・生徒への早期の教育・保育の再開に努める。

また、併せて、広域一時滞在で本町に受け入れた子どもたちへの教育・保育の提供に努める。

6 給食の再開

災害により、給食の提供が困難になった時は、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

7 就学への経済的支援

災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき配布する。

また、被災により、就学することが著しく困難になった児童・生徒に対し、給食費等の免除、就学のための資金の貸付等について特別措置を実施する。

8 児童・生徒の健康支援

被災した児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

第2節 社会教育施設・文化財対策

災害発生時には、社会教育施設利用者の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は、速やかに応急復旧を図る。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携して被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

1 災害発生時の応急対策の推進

(1) 利用者の安全確保

災害時に社会教育施設に利用者がある場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

(2) 被災状況の調査・報告

町は、社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 避難者の受け入れ

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている社会教育施設は、町職員又は施設管理者が施設の安全確認を行うとともに、避難所を開設し、避難してくる住民を迅速・円滑に受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(2) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督する。

3 文化財対策

(1) 被害状況の調査

町は、災害発生後、所有者や管理者の協力を得て指定文化財の被害状況を調査し、県に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第13章 農林業関係応急対策

災害による農林業被害としては、強風や豪雨による農地、農業用施設の損壊や、農作物、家畜及び林産物等に対する被害が一般的に考えられるほか、福島第一原子力発電所事故に見られるように、放射性物質汚染や風評被害も想定される。

町は、災害によるこれら農林業に対する被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開を図れるよう、農林業従事者、JA等が連携して応急対策を進める。

1 農林業施設の被害調査の実施

町は、災害発生後、JA等と連携して農業施設や林業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2 農地及び農業用施設に対する応急措置

町は、土地改良区及びJAなど農業団体の協力を得て、河川の氾濫などにより冠水した農地の排水作業、用・排水路の取水樋門の操作などの応急措置を行う。

なお、状況により、移動式ポンプの貸与、応急工事实施のための資機材の確保などに努める。

3 農作物に対する措置

気象状況を事前に把握し、各農業団体に通知するとともに、災害に対する防災措置を指導する。

町は、災害発生後は、農業団体の協力を得て速やかに状況を把握する。直ちに実態に即した作物別の技術対策を立て、広報活動・団体指導及び必要に応じた個別指導を行う。

また、種苗及び資材のあっせん、融資などを行う。

4 家畜などに対する応急措置

町は、農業及び畜産関係団体の協力のもとに、被災地の畜産の処理及び飼育管理について現地指導を行うとともに、飼料の確保、畜産被害調査、防疫指導及び汚染地域の消毒などを実施するなど、防疫の万全を期する。

5 林業に対する措置

町は、森林所有者、苗木生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理及び病虫害の防除について、技術指導資金援助を行うとともに、山林種苗の供給などについて県の協力を要請する。

また、町は、県とともに林道治山施設などの安全管理、防災措置、被害箇所を早期復旧を行う。

第 2 部 風水害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興事業の推進

町は、県などと連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置など復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

1 災害復興方針・災害復興計画の策定

町は、女性や災害時要配慮者等の参画に配慮しつつ、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。

2 災害復旧事業計画の策定

町は、県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。策定する計画は以下の通りである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 「水道施設災害復旧事業計画」
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 災害復興本部の設置

当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4 災害復旧・復興事業の実施

災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所などと連携し、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

5 激甚災害の指定

激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。

激甚災害指定による財政支援の内容

区分	内容
国庫補助率（又は負担率）の嵩上げや、新たな補助	①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業 ②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館など）災害復旧事業 ④私立学校施設災害復旧事業、感染症予防事業、など
国による特別な貸付が行われたり、貸付の優遇が図られるもの	①天災による被害農林漁業者等、及び中小企業に対する資金の融通 ②中小企業信用保険法による災害関係保証 ③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間 ④その他、被災者に対して特別の財政援助が必要と考えられる場合

第2章 生活の再建支援

第1節 り災証明書・被災証明書の発行

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「り災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

1 り災証明書の発行

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。町は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するり災証明書を発行する。り災証明書を効率的に交付するため、原則として当該業務を支援する被災者支援システムを活用するものとする。

なお、り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定を行う。家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、り災証明の対象外である。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき発行する。証明書発行を申請する被災者は、可能な限り被災写真（角度を変えてできるだけ多く撮影すること）等を添付し、申請する。

町は、被災者からの申請により、様式6「被災証明書」（資料編「様式」参照）を発行する。

第2節 災害弔慰金の支給等

町は、県など関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期再建を支援する。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の概要

対象となる 自然災害	ア 1市町村において住宅が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 ウ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹。 (行方不明者についても同様)
支給額	ア 生計維持者の方が死亡した場合 500万円 イ その他の方が死亡した場合 250万円

災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の者が障害を受けた場合 125万円

災害援護資金の貸付の概要

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による救助が行われた自然災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 	
貸 付 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失 ⑥ ①と②が重複 ⑦ ①と③が重複 ⑧ ①と④が重複 	<ul style="list-style-type: none"> 限度額 150 万円 限度額 150 万円 限度額 170 万円 (250 万円) 限度額 250 万円 (350 万円) 限度額 350 万円 限度額 250 万円 限度額 270 万円 (350 万円) 限度額 350 万円
	() は特別の事情がある場合	

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、(福)佐川町社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対 象 災 害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
支 援 対 象 世 帯	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p>

	①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
支給額	200万円	100万円	50万円		
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円					
支給額	住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯				

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

関係機関が行う措置

区分	措置内容
町	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 ④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人 (財団法人道都道府県会館)	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助交付等

なお、被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からのり災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を發出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の申請を受けるという手法もとられた。

本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

第3節 税・利用料・保険料の減免等

町、国及び県は、被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置や各種利用料、保険料の減免等、状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

1 町税の減免等

(1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び町税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その者の申請により1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3) 減免

災害により被害を受けた納税義務者等が町税を納付することができないときは、町税条例に定めるところにより町税の減免を行う。

2 利用料の減免等

保育料、水道料金など、各種利用料について、条例に基づき、又は町長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3 県税・国税の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

第4節 住宅の確保

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った者の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する者に対する支援に努める。

1 住宅相談窓口の設置

町は、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、建築関係団体の協力を得ながら、住民からの修繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2 住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

3 災害復興住宅融資の活用促進

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

第5節 義援金品の受付・配分

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受けけるとともに、関係機関と協議して公平かつ迅速な配分を実施する。

1 義援金の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援金は、役場に受付窓口を開設して受け付ける。受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、配分する。なお、県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2 義援物資の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援物資は、役場が受付窓口を開設して受け付ける。義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 配分

町は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第3章 産業の復興支援

町は、災害により被害を受けた中小企業、農林業従事者等の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・県や金融機関などの制度融資などを周知し、その円滑な利用を促進する。

1 制度の周知

中小企業、農林業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県などによる相談窓口を広く被災者に広報する。

2 資金需要の把握・調査への協力

県が行う中小企業、農林業従事者等への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第3部 水防計画

第1章 総 則

第1節 目的

この水防計画は、水防法第4条の規定に基づき、高知県知事から指定された指定水防管理団体たる佐川町が、同法第32条の規定に基づき、佐川町の地域に係る河川等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とし、高知県水防計画との整合性を図り定めるものとする。

第2節 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたときから洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3節 安全配慮

消防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間や作業の危険性等を考慮して、団員自身の生命が危ぶまれる状況にあると判断したときには、自身の避難を優先するとともに、水防活動時には、ライフジャケットの着用、通信機器及びラジオ等を携帯するなど安全の確保を徹底するものとする。

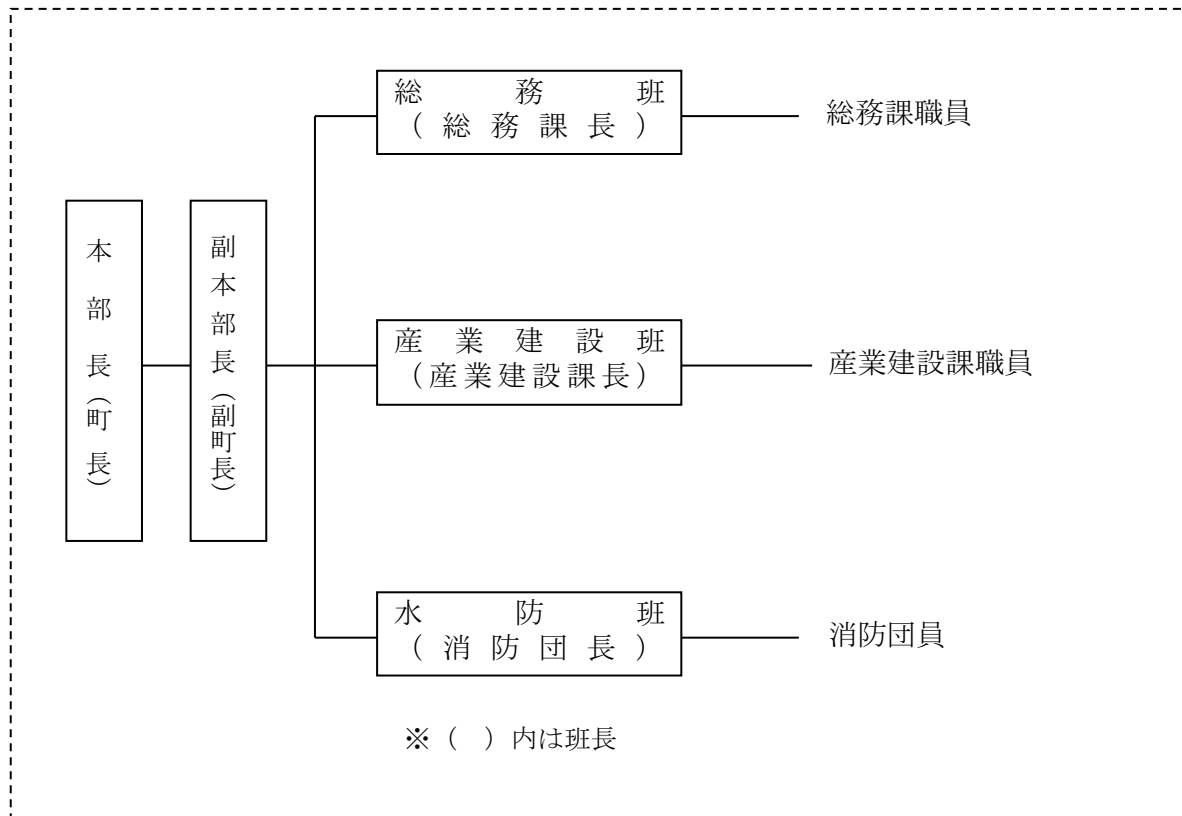
第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置及び水防体制

1 水防本部

- (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたと時からその危険が除去するまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理する。
- (2) 水防本部の事務局は総務課におき、組織編成は次のとおりとする。なお、水防本部は、災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

水防本部の編成



※ 本部長(町長)が不在で、なおかつ、通信の途絶、交通の障害等により、町長と連絡が取れない場合、又は登庁までに時間を要する場合は、副本部長(副町長)が職務を代理する。副町長もまた不在で連絡がとれない場合は、教育長が職務を代理する。

2 水防事務分掌

(1) 本部員会議応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため本部員会議を設置する。

(2) 班長

班長は班の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の班に伝達するとともに、各班所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、本部に連絡することを任務とする。

なお、副班長は班長を補佐し、不在の時は班長の任務を代行する。

(3) 事務分担

各班の事務分掌は、次のとおりとする。

班	担当事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達に関する事 ・各班相互の協力、応援、その他調整に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・他の班に属しない事項
産業建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁、砂防施設等の水防に関する事 ・冠水など水防時における交通不能箇所の調査及び対策に関する事 ・水道、排水施設の保全及び管理に関する事 ・建築物の水防、市街地の排水対策に関する事 ・雨量、水位等の観測及び情報収集に関する事 ・被害状況の取りまとめに関する事
水防班	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒を要する河川の巡視に関する事 ・水防工法などによる応急復旧に関する事 ・水防用資機材の確保に関する事 ・避難指示等の告知及び誘導に関する事 ・救出、救助に関する事 ・行方不明者並びに遺体の捜索、収容に関する事

3 水防指令と水防活動基準

水害が予想される、あるいは発生した場合には、水防本部が水防指令を発する。水防指令の各号種が発せられる基準と各号種の警備体制（水防活動）は次のとおりである。

水防指令発令基準

号種	警備体制	発令基準	状況
準備	準備業務 (総務課、産業建設課)	気象通報などをうけて水防本部が設備設置されるまで	

号種	警備体制	発令基準	状況
水防指令第1号	(1)水防本部設置 (2)水防常備員の配置 (3)消防団待機	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が消防団待機水位に達したとき。 2 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。 3 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風が東経125度から145度の間において北緯26度に達したとき。 4 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局部的な集中豪雨があった場合、雨量、水位等の状況判断により発令する。
2号	(1)消防団等出動準備 (2)警察署の避難誘導警備の準備態勢	消防団待機水位を超えたとき等の状況判断により発令	1 河川が消防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき。
3号	消防団等出動	氾濫注意水位に達したとき等の状況判断により発令	1 河川が氾濫水位に達したとき。
4号	消防団等関係機関の出動	決壊、溢水等のおそれがあるとき	1 河川が氾濫注意水位を越え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。
5号	地域全住民(危険区域内住居避難)	水防の限界を予測し、危険を判断したとき	水防指令第4号の状況ののち、河川、海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき。
解除		氾濫注意水位以下になり危険がなくなったとき	地域全住民に連絡

4 消防団の招集、出動

(1) 町長は、次の場合直ちに消防団長を通じ、団員にあらかじめ定められた計画に従い出動を命じ、警戒配備につかせる。

- ア 柳瀬川又は仁淀川の水位が氾濫注意水位に達し、なお増水のおそれがあるとき。
- イ 尾川川、伏尾川、春日川、日下川等、町内河川が増水し、危険であると認められるとき。

(2) 水防警報発令以前に出動を要するとき、消防分団にあつては、団長命令によるか、分団長の状況判断により分団長命令によって出動することができる。この際、招集サイレン信号により招集することができる。

柳瀬川と仁淀川の基準水位

	柳瀬川 (柳瀬水位観測所)	仁淀川 (伊野水位観測所)
消防団待機水位	3.00m	5.00m
氾濫注意水位	3.50m	6.60m
避難判断水位	4.50m	7.90m
氾濫危険水位	5.30m	8.60m

第3章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

高知地方気象台より発表される水防活動の利用に適合する注意報・警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

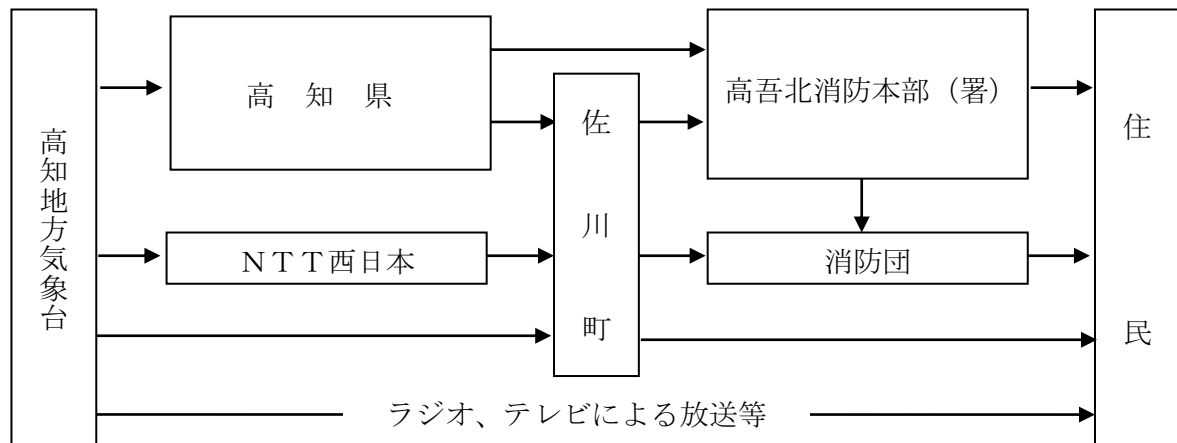
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

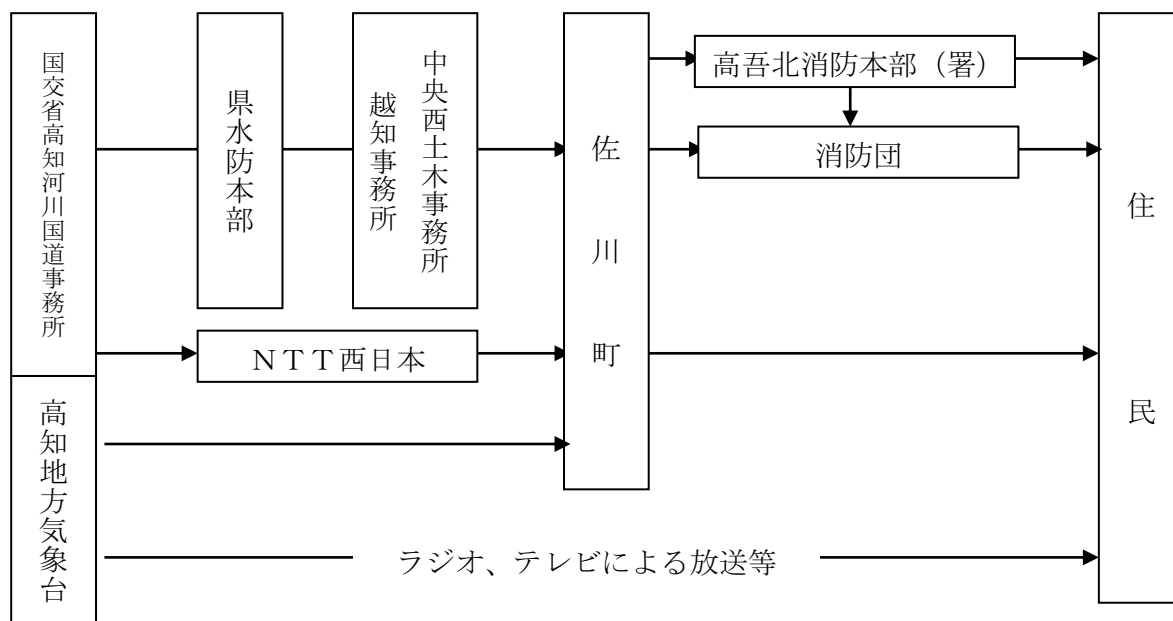
第2節 予報及び警報の伝達経路

高知地方気象台等から、予報・警報等が本町等へ伝達される経路は、次のとおりである。

〈気象庁が単独で行う予報等の連絡系統〉



〈国土交通省が気象庁長官と共同して行う洪水予報を国土交通省から連絡を受ける場合〉



第3節 洪水予報河川における洪水予報

避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、町長にその通知に係る事項が通知される。指定されていない中小河川については、町は、河川管理者から必要な情報提供や助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

第4節 水防警報

1 洪水時の河川に関する水防警報

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものである。水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

2 安全確保の原則

水防警報の発表に当たっては、水防活動に従事する者の安全確保に十分配慮して通知するものとする。

第4章 水防活動

第1節 水防巡視等

1 水防巡視

(1) 平常時

水防管理者等は、随時町域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

(2) 出水時

水防本部長は、水防指令等の通知を受けたときは、直ちに消防団長に対し、その通報を通知し、必要な団員を各河川及び水門、樋門等の警戒巡視に当たらせるよう指示するものとする。

また、柳瀬川及び町内河川で決壊・溢流等のおそれが生じたときは、消防団長に通知のうえ出動信号を吹鳴し、必要な団員を招集して水防活動等に当たらせるものとする。

2 水防信号

水防信号は、次のとおり行うものとする。

	種 別	サイレン信号
第一信号	水災警報 氾濫注意水位に達しなお増水のおそれがあるとき	30秒 5秒 ○———— ○———— ○———— 5秒を間し 30秒吹鳴 3回
第二信号	出動 関係諸機関の出動信号	10秒 5秒 ○———— ○———— ○———— ○———— ○———— 5秒を間し 10秒吹鳴 5回
第三信号	避難退去 危険区域内住民に対する避難信号	30秒 5秒 ○———— ○———— ○———— ○———— ○———— ○———— ○———— 5秒を間し 30秒吹鳴 7回
第四信号	解除	○———— 30秒吹鳴 1回

第 2 節 水防施設及び水防資機材

1 水防倉庫及び水防資機材

水防倉庫を佐川町役場におき、町が管理し、緊急時に備えて常に備蓄資機材の点検及び補充に努める。

また、各消防屯所には、必要な防水資機材を備えておく。

2 土のう用土砂及び資材

町は、必要に応じ、土のう用土砂及び現地収集可能な資材を調査し、緊急時に備える。

3 水防資機材

町で保有する水防資機材は、資料編に掲げるとおりである。

4 水防資材の調達

各分団等において、状況の急変等により水防資材を水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防本部長あて報告するものとする。

5 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して、県に提出しておくものとする。

第3節 水防活動等

1 消防団の活動

消防団は、洪水に際し、水害を警戒し及びこれにかかわる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 分団の水防受持区域

消防団各分団の水防受持区域は、当該分団の管轄区域と同様とし、集合場所は各分団屯所とする。

ただし、団長は、必要に応じて分団の水防受持区域を変更し、他の分団の水防作業の応援を指示することができる。

3 水防指令による措置

(1) 準備配置のとき。

県中央西土木事務所越知事務所（以下、県越知事務所という。）等と連絡をとり職員を待機させるなど、それぞれの地域の状況に応じた準備体制を整える。

(2) 水防指令1号が発令されたとき。

ア 県越知事務所等から第1号の発令を了知したときは、直ちに水防体制に入るとともに、水防関係者に所定の指示を行う。

イ 町が水防本部を設置したときは、直ちに県越知事務所等に通知する。

(3) 水防指令2号が発令されたとき。

ア 県越知事務所等から第2号の発令を了知したときは、引き続き万全の水防体制を整える。

イ 町は、特に次の事項に留意する。

(ア) 消防団の準備

(イ) 水防資器材の整備

(ウ) 避難場所、経路の再確認

(エ) 輸送の再確認

(オ) 他の水防管理団体への応援要請の必要性

(カ) 自衛隊派遣要請の必要性

(キ) 警察署長に対する避難誘導、警備の準備態勢要請

(ク) 諸報告の円滑な業務確認

(4) 水防指令3号が発令されたとき。

ア 出動命令を出した時から水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の2班に分かれ巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに県越知事務所長及び佐川警察署長に報告するとともに水防作業を開始する。

- (ア) 堤防の溢水状況
 - (イ) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - (ウ) 天端の亀裂又は沈下
 - (エ) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
 - (カ) 取水堰の転倒状況等
 - (キ) 橋梁その他の建造物と堤防との取付け部分の異常
- イ 町は、必要があれば次の事項を要請する。
- (ア) 県越知事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部長に対し、自衛隊派遣の連絡
 - (イ) 隣接する市町村に対する協力要請（法第23条）
- ウ 町は、重要な水防箇所には伝令を配置する。
- エ 水防活動上必要ある場合、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し或いはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させる。
- オ 水防管理者は必要があれば危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずることができる。
- (5) 決壊のおそれや、決壊したとき。（4～5号）
- ア 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を可能な限りの方法を用いて地域住民に周知するとともに、県越知事務所長及び氾濫のおそれのある隣接市町村長、並びに関係機関等に通報しなければならない。
- イ 町は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ウ 町は、必要なときに佐川警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び避難場所の警備等を求めることができる。
- エ 町は上記の要請のほか、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のため立退きを指示する。この場合、佐川警察署にその旨を通知しなければならない。
- オ 協力を要請された場合は、消防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できうる限り応援する。この場合派遣される者は、要請をした水防管理者の所轄下に行動する。
- カ 破堤、溢流等により被害を生じたときは、県越知事務所長等に対し、次の報告を行うものとする。
- (ア) 日時
 - (イ) 場所
 - (ウ) 人的被害
 - (エ) 家屋・田畑・橋の流失・道路の決壊・破堤等の事実
 - (オ) 被災概算

(カ) 復旧見込等の所要事項

(キ) これによる周辺への影響

(6) 水防解除について

ア 水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防活動の停止を命ずる。

イ 水防活動の停止は、これを一般住民に周知するとともに、県越知事務所等に通報するものとする。

4 災害情報等の収集、報告

第1編第1部第2章第3節「被害情報の収集・報告」に準ずるものとする。

5 消防団による河川、堤防の巡視等

(1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。また、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者及び団本部に報告し、第2信号を吹鳴し、団員を招集して作業に当らなければならない。

(2) 各分団長は、洪水の危険が切迫し直ちに地域内住民の避難、立退きを必要と認めるときは、その旨を水防管理者に報告の上避難退去信号を吹鳴し、安全な場所に避難誘導しなければならない。

6 河川管理者との情報共有、連携

町は、河川に関する情報の共有や、水防訓練の実施、その他水防のための活動において、各河川管理者との連携・協力体制の充実を図る。

河川管理者との具体的な協力事項については、適宜協議して決定するものとする。

第5章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

本町の水防に要する費用は、水防法第41条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつてを申請するものとする。

- (1) 水防法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1 公用負担権限

町長、消防団長又は消防機関の長は水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第21条により公用負担の権限を行使するものは町長、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては様式1「公用負担権限委任証明書」（資料編「様式」参照）を携帯し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

3 公用負担の証票

水防法第21条の規定により公用負担の権限を行使する者は、様式2「公用負担証」（資料編「様式」参照）を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

4 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、町は時価によりその補償をしなければならない。

第6章 水防活動報告

1 水防活動報告

- (1) 洪水等により水防活動を実施したときは、町は、各報告を取りまとめの上、様式3「水防活動実施報告（速報）」（資料編「様式」参照）を作成し、遅滞なく、県土木部長あてに報告しなければならない。
- (2) 各班長は、水防が終結後直ちに活動状況、被害状況を記録し、様式4「水防活動実施調査表」（資料編「様式」参照）を作成し、現地の写真等を添えて町長に報告すること。また、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類や写真等を整備しておくこと。
- (3) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に、様式5「水防活動実施報告書」（資料編「様式」参照）を作成し、水防本部に報告しなければならない。
- (4) 町は、以上の報告をもとに水防記録を作成し、水防協議会を開催し、反省検討を行うものとする。

第7章 水防工法

1 概説

水防工法は、資器材の入手が容易であり、出水緊急時の暗夜暴風雨の中においても、迅速確実に実施が可能であり、より効果のあがるものでなければならない。

また、水防従事者は、平常から河川の状況を良く把握しておくほか、資器材、労力の確保を図る一方、水防演習を行って工法を習熟しておくことが大切である。

なお、洪水時において堤防に異常の起こる時期は滞水時間にもよるが大体水位の最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多いから洪水最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。（水位が最大洪水の3/4くらいに減少した時が最も危険）

2 使用材料

水防資材は、いつでもどこでも入手でき、加工が簡単で、かつ、流水に対して強靱であり施工しやすいものでなければならない。

第3編 震災対策編

第 1 部 震災応急対策計画

第1章 震災時の組織動員体制

第1節 動員配備体制

震災初動時における職員の動員配備体制及び非常時の指令・伝達方法等について明示し、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うための基礎とする。

1 配備区分及び配備基準

(1) 震災第1配備（警戒体制）

ア 配備基準

町内に震度3の地震が発生したとき又は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、震災第1配備体制（警戒体制）をとる。

イ 配備内容

少人数による配備とし、地震情報の収集を行う。

ウ 配備要員

防災担当職員及び総務課長が配備に就く。勤務時間外においても同様とする。

(2) 震災第2配備（厳重警戒体制）

ア 配備基準

町内に震度4の地震が発生したとき又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたとき、震災第2配備体制（厳重警戒体制）をとる。

イ 配備内容

地震情報の収集、町内の被害状況の確認等を行うとともに、必要に応じて危険箇所の巡視警戒に当たる。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された場合には、南海トラフ地震臨時情報に関連する広報活動、避難所の開設や避難誘導を円滑に行える体制とする。

なお、本町においては、震度4の地震から緊急地震速報が通知される。

ウ 配備要員

総務班、産業建設班が配備に就く。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された場合には、総務班、産業建設班、避難・生活支援班及び消防団が配備に就く。勤務時間外においては、各班長及び団長が必要と認める班員、団員を配備させる。

エ 本部体制

被害の状況に応じて、災害対策本部を設置する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、災害対策本部は判断設置とし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、災害対策本部は自動設置とする。

(3) 震災第3配備（非常体制）

ア 配備基準

町内に震度5弱～5強の地震が発生したとき、震災第3配備体制（非常体制）をとる。

イ 配備内容

町内の局地的な被害に迅速かつ的確に対応でき、避難所の開設や避難誘導を円滑に行える体制とする。

ウ 配備要員

総務班、産業建設班、避難・生活支援班、保健・福祉班、救護病院班、教育班及び消防団が配備に就く。勤務時間外においては、各班長が必要と認める所属職員を配備させる。

エ 本部体制

被害の状況に応じて、災害対策本部を設置する。

(4) 震災第4配備（大規模地震体制）

ア 配備基準

町内に震度6弱以上の地震が発生したとき、震災第4配備体制（大規模地震体制）をとる。

イ 配備内容

震災応急対策に町の全機能を上げて対応するとともに、関係機関・団体の応援を求め、被害の最小化を図る体制とする。

ウ 配備要員

全職員及び全消防団員を動員する。

エ 本部体制

震災第4配備体制では、災害対策本部は自動設置とする。

震災時の配備区分、配備基準及び動員体制

配 備 区 分	配 備 基 準	動 員 体 制
震災 第1 配備 (警戒体制)	町内に震度3の地震が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	・防災担当 ・総務課長
震災 第2 配備 (厳重警戒体制) 【災害対策本部設置】 〈判断設置〉 《警戒：自動設置》	町内に震度4の地震が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたとき。	・総務班 ・産業建設班 ・避難・生活支援班※ ・消防団員※ ※は南海トラフ地震臨時情報発表時のみ
震災 第3 配備 (非常体制) 【災害対策本部設置】 〈判断設置〉	町内に震度5弱～5強の地震が発生したとき。	・総務班 ・産業建設班 ・避難・生活支援班 ・保健・福祉班 ・救護病院班 ・教育班 ・消防団員
震災 第4 配備 (大規模地震体制) 【災害対策本部設置】 《自動設置》	町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。	・全職員 ・全消防団員

配備区分ごとの動員計画

班名	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
総務班	○	○	○	全職員
産業建設班		○	○	
避難・生活支援班		○*	○	
保健・福祉班			○	
救護病院班			○	
教育班			○	
消防団		○*	○	

※は南海トラフ地震臨時情報発表時のみ

〔参考〕気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日改正）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 動員配備指令及び伝達

(1) 動員配備指令

ア 災害対策本部設置前

上記1の配備基準に応じた動員配備（自動配備指令）となる。

イ 災害対策本部設置後

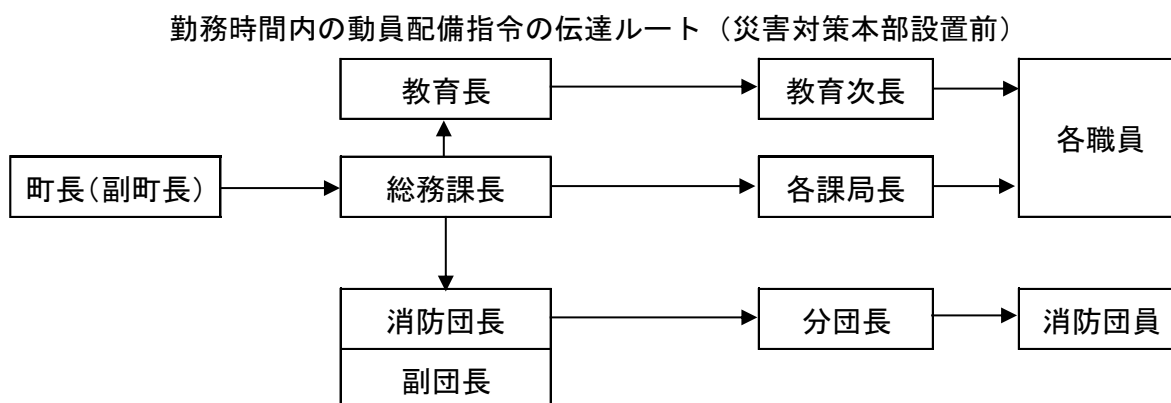
原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。

ウ 特例

既定の配備基準にかかわらず、町長（本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の課局又は職員に対して動員配備指令を発令する。

(2) 勤務時間内における動員配備指令の伝達

勤務時間内の動員配備の伝達は、下図のとおり総務課長が各課局長へ伝達し、各課局長は各職員に伝達する。また、必要に応じて庁内放送等によりその旨を周知する。



※総務課長が不在の場合は、総務課危機管理担当が直接町長から指示を受け、各課局長へ伝達する。

(3) 勤務時間外における地震発生及び動員配備指令の伝達

配備基準に応じた自動的な動員配備となるが、関係職員が町内に不在等により感知できなかった場合を考慮し、次の手順で関係職員への伝達を行うものとする。（電話等による通信連絡が可能なときに限る。）

ア 総務課長への伝達

消防本部及び宿直員は、震度4以上の地震を感知した場合又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、直ちに総務課長に連絡する。

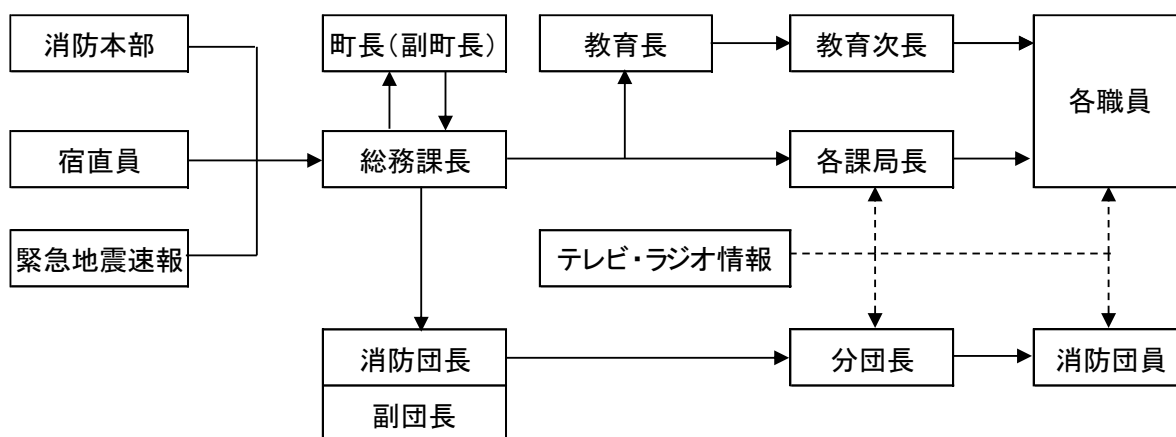
イ 関係課局長への伝達

総務課長は、直ちに町長、副町長に報告するとともに、配備要員に該当する各課局長へ伝達する。

ウ 消防団長への伝達

総務課長は、消防団長に伝達し、消防団長は、副団長及び分団長へ伝達する。

勤務時間外の動員配備指令の伝達ルート（災害対策本部設置前）



※総務課長が不在の場合は、総務課危機管理担当が直接町長から指示を受け、各課局長へ伝達する。

3 初動体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

勤務時間内に地震が発生した場合、あらかじめ指定されている配備要員及び町長から指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、地震災害応急活動体制を確立する。

地震発生時に町長が不在の場合は、町長代理者の順位に従って災害対策の指揮をとる。

(2) 勤務時間外の体制の確立

ア 応急活動体制と宿直員の役割

勤務時間外に地震が発生した場合、配備基準によりあらかじめ指定されている配備要員は、直ちに所定の場所に参加し、災害応急活動体制を確立する。

職員が参加するまでの間、宿直員は、住民からの通報による被害情報の収受を行うとともに、消防本部、消防団、及び関係防災機関等との連絡調整を担当する。

イ 緊急初動班の編成

震度6弱以上の地震が発生し、災害が甚大かつ広域に及び、職員の即時参加が困難と考えられる場合は、当初参加した職員により、緊急初動班を編成する。緊急初動班は、総務課長が指揮をとる。総務課長が不在の場合は、その時点の参加職員の中で職制が上位の者が指揮をとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

4 職員の参集

(1) 非常参集義務

町内に地震が発生した場合、職員は、規定の配備基準に従い直ちに指定された場所に参集し、任務に服さなければならない。勤務時間外においても同様とする。

(2) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等により、可能な限り参集することを原則とする。

災害の状況により指定場所への到達が困難な場合は、最寄りの出先機関又は避難所に参集し、当該出先機関の長又は避難所管理者の指示に従って応急活動に従事する。

(3) 参集を免除する者

ア 病気、けが等により職務の遂行が困難な者

イ その他、所属長がやむを得ない理由のため従事できないと認めた者

(4) 動員報告

各所属長は、職員の動員配備状況を把握し、速やかに総務課長に報告する。総務課長は、各課の報告を整理して本部長に報告する。

(5) 参集時の留意事項

ア 緊急措置

参集途上において、人命等に係わる一刻を争う事態に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助・救難等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災関係機関へ通報する。

イ 被害状況の報告

参集途上で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ総務課長へ報告する。

5 大規模地震発生時の参集

震度6弱以上の大規模地震が発生した場合、全職員は動員配備指令を待つことなく、直ちに参集及び人命救助に取りかかる。

勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したときの初動の流れ

	区分	行動内容
1	災害対策本部自動設置	災害対策本部は自動的に設置される。
2	自身の安全確保	職員自身及び家族の安全を確保する。
3	参集準備	身の安全を確保したのち、全職員は、本部等からの動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備に取り組む。
4	人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命の救助にあたる。 救助に人員・資機材等を要する場合は、率先して近隣住民に応援を依頼するとともに、手近に情報伝達手段がある場合は、消防本部、消防団、警察、災害対策本部等への連絡を試みる。
5	参集	(1) 人命の救助に目処がついた場合、自発的にあらゆる手段をもって自所属又は災害対策本部まで参集する。 (2) 各出先機関に所属する職員は、各自の所属機関へ直行する。(ただし、保健・福祉班の永野保育所、黒岩中央保育所の職員は健康福祉課へ、また、教育班の青山文庫、遊学館、桜座、地質館、図書館、学校給食共同調理場の職員は教育委員会へ直行する。) (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない場合は、最寄りの町機関又は指定避難所に参集の上、当該機関の長の指示に従う。可能であれば、その旨を所属長に報告する。 (4) 各所属長は、職員の参集状況を災害対策本部へ報告する。
6	被害状況の収集	職員は参集する際に、可能な範囲で被害状況の収集を行う。
7	被害状況の報告	職員は収集した情報を所属長及び災害対策本部事務局に報告する。
8	緊急初動班の編成	発災初期において、参集職員が少ない場合は、先着した職員により緊急初動班を編成し、初動に必要な業務にあたる。※
9	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に従事するものとする。

※町における初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況の把握
- 2 災害対策本部の開設
- 3 職員の安否確認
- 4 防災用資機材の調達
- 5 医療救護所の開設、医師の手配
- 6 避難所の開設、避難誘導
- 7 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- 8 関係機関との連絡調整
- 9 支援物資調達の準備
- 10 広域応援要請の検討

第2節 災害対策本部体制

町は、震度4以上の地震が発生し、被害の拡大が認められる場合や、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合などで、町長が必要と認めたときは、災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を判断設置し、また、震度6弱以上の地震が発生した場合や、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、本部を設置し、災害応急対策にあたる。

1 本部の設置

(1) 設置基準

【判断設置】

- ア 町内に震度4以上の地震が発生したとき
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ウ 町長が必要と認めたとき

【自動設置】

- エ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき
- オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

(2) 解散基準

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された時から概ね7日から14日を経過し、町民等に対して大規模地震発生に備えた啓発が概ね完了したと本部長（町長）が認めたとき
- イ 予想された災害の危険が解消したとき
- ウ 災害応急対策が概ね完了したとき
- エ 本部長（町長）が適当と認めたとき

(3) 設置場所

本部は、「佐川町役場本庁舎」に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用不能となった場合は、健康福祉センター「かわせみ」を代替設置場所とする。

なお、災害の状況により、本部長が本部の移動が必要と認めた場合は、適宜移転するものとする。

(4) 設置、解散等の通知

町長は、本部を設置、移転又は解散したときは、その旨を町民、庁内各課局、防災関係機関、報道機関等に速やかに通知する。

本部設置の通知方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
町 民	町防災無線、広報車、緊急メール、報道機関等	総務班
庁内各課局	庁内放送、電話、防災行政無線、口頭、電子メール	総務班
関係機関	電話、FAX、防災行政無線その他迅速な方法	総務班
報道機関	電話、FAX、口頭、文書	総務班

(5) その他

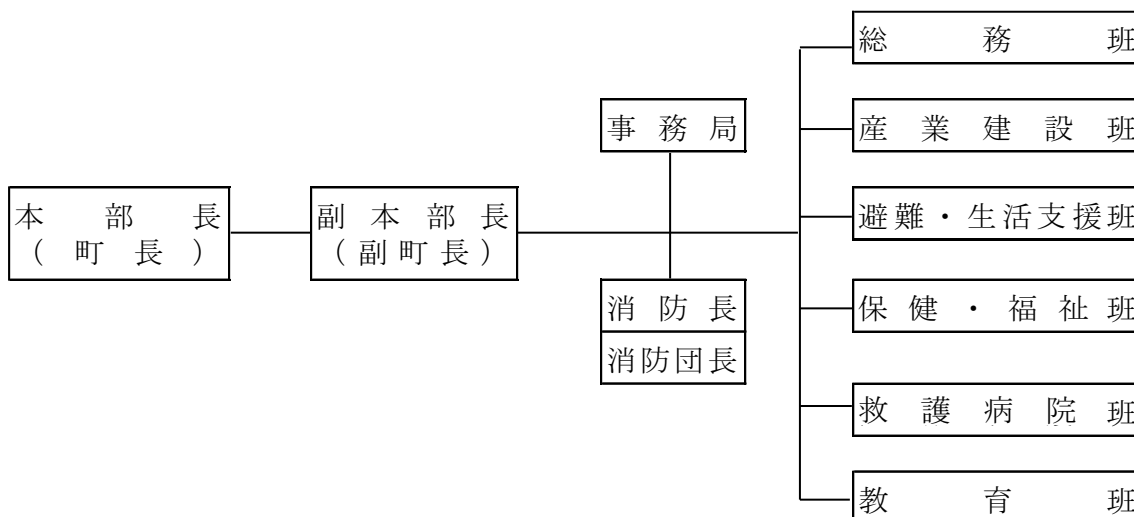
本部を設置したときは、本部入口に「佐川町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

2 組織

(1) 本部の組織

- ア 町長を本部長とする。
- イ 副町長を副本部長とする。
- ウ 教育長、各課局長（教育次長を含む。）、消防長及び消防団長を本部員とする。
- エ 本部のもとに班を置き、班に班長及び副班長、その他必要な職員を置く。班長は、班の災害応急対策等を統括し、班の災害応急対策等の推進責任者とする。副班長は、班長が不在又は連絡不能の場合に、その職務を代行する。
- オ 本部に本部事務局を置く。

災害対策本部等の組織



(2) 町長（本部長）の代行

町長（本部長）が不在、又は連絡不能の場合には、副町長（副本部長）がその職務を代行する。町長（本部長）、副町長（副本部長）が共に不在の場合には、教育長がその職務を代行するものとする。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

ア 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ①災害応急対策等の方針、推進に関すること
- ②配備体制の決定に関すること
- ③各班間の連絡調整事項の指示に関すること
- ④自衛隊の派遣要請の要求に関すること
- ⑤災害救助法の適用要請に関すること
- ⑥他の地方公共団体等への応援要請に関すること
- ⑦その他災害応急対策に関する重要な事項に関すること

(4) 本部事務局

ア 本部事務局は、災害情報の集約、各班の活動状況の把握、災害応急活動の調整、本部会議の運営等を行う。

イ 本部事務局の事務は、総務班が処理する。

3 現地災害対策本部の設置

本部長は、交通及び通信の途絶のおそれがある場合、又は被害が一定地区に限られているときは、応急対策が速やかに、かつ、的確に行われるよう、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部の要員は、本部長が指名する。

4 本部各班の事務分掌

各班の構成課局及び事務分掌は、以下のとおりとする。

班	班長(副班長)	構成課	事務分掌
総務班	総務課長 (チーム佐川推進課長)	総務課 チーム佐川推進課 会計課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の運営・各班の連絡調整 2. 情報の収集・整理 3. 国、県、その他の関係機関との連絡調整、応援の要請 4. 広報及び広聴に関すること 5. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応 6. 応急対策用物品の購入・貸借に関すること 7. 応急車両の調達・配車管理 8. 災害救助法の適用申請に関すること 9. 議会の災害対応に関すること 10. 災害関係経費の出納に関すること 11. 被災者台帳の作成 12. 民間の土地・家屋等の被害調査 13. 各種災害証明の手続きに関すること 14. 見舞金、義援金の受入れに関すること 15. 災害の記録に関すること 16. 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること 17. 電算管理システムの被害調査、応急復旧に関すること 18. 災害復旧活動計画の策定・推進に関すること
産業建設班	建設課長 (産業振興課長)	建設課 産業振興課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所の巡視警戒、水防活動、二次災害防止活動 2. 道路、橋梁、河川堤防等の被害調査、応急対策 3. 障害物除去、交通規制等の交通対策 4. 応急資機材・人材の確保、協力事業所(建設業者等)との調整 5. 上・下水道施設の被害調査、応急対策に関すること 6. 応急給水に関すること 7. 応急仮設住宅に関すること 8. 町内事業所・農家等の被害調査、業務再開支援に関すること 9. 農地・山林・農林業関連施設の被害調査、復旧支援
避難・生活支援班	町民課長 (税務課長)	町民課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の救助、避難誘導に関すること 2. 避難所の開設、運営に関すること 3. 生活必需品の確保・配布に関すること 4. 応急食糧・飲料水の確保・配給に関すること 5. 仮設トイレの調達・設置 6. ごみ・がれきの収集・処理、防疫活動に関すること 7. し尿の収集・処理に関すること 8. 遺体の安置・火葬・埋葬に関すること 9. 災害に伴う税・料金の減免等に関すること 10. 応急仮設住宅の必要棟数等の把握に関すること
保健・福祉班	健康福祉課長 (健康福祉課長補佐)	健康福祉課 保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者の安否確認、避難・生活支援に関すること 2. 福祉避難所の開設に関すること 3. 社会福祉施設、保育所の被害調査、応急対策に関すること 4. 医薬品、保健用資機材の確保に関すること 5. 医療救護所の設置、医師等の手配に関すること 6. 医療・保健・福祉の専門職の支援の調整に関すること 7. 佐川町社会福祉協議会との連絡調整、ボランティアの受入れに関すること 8. 町民の健康支援、保健活動に関すること 9. 県災害医療対策支部、日赤等との連絡調整 10. 料金減免等の手続きに関すること
救護病院班	高北病院事務局長 (事務局次長)	高北病院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品、保健用資機材の確保 2. 重傷患者の後方支援医療機関への搬送に関すること
教育班	教育次長 (教育次長補佐)	教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保 2. 学校、社会教育施設の被害調査・応急対策 3. 県教育委員会、教職員との連絡調整 4. 避難所開設、運営の支援に関すること 5. 授業の再開への支援に関すること 6. 非常炊出しに伴う給食施設の管理に関すること 7. 文化財の被害調査・応急対策に関すること
消防団	消防団長 (副団長)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動に関すること 2. 消火、延焼防止活動に関すること 3. 住民の救助、避難誘導に関すること 4. 行方不明者及び遺体の捜索

第2章 情報の収集・伝達

第1節 地震情報の収集

発生した地震に関する情報を迅速かつ的確に収集するとともに、二次災害の防止に関わる気象情報や異常な現象に関する情報を把握する。

1 地震情報の収集

気象庁による地震情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信される。これらの的確な収集に努める。

地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報 (警報)	・震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予測される地域に対し発表	地震波のP波がS波より速く伝わる性質を利用して、先に伝わるP波を検知して震度を予測し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で広く伝達。
緊急地震速報 (予報)	・震度3以上又はマグニチュード3.5以上等	P波を検知して緊急地震速報(警報)に該当しない小規模な地震の震度を専用の受信端末等で伝達。
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。

遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>

2 気象情報等の併行収集

地震に伴い発生する火災は、乾燥下で、延焼による被害拡大の危険性が高まる。このため、知事から町に通報される火災気象通報にも注意し、必要に応じて町として火災警報を発令することが認められている。

火災気象通報の基準

- | |
|--|
| <p>◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sをこえる見込みのとき</p> <p>◇平均風速10 m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき</p> <p>(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p> |
|--|

3 異常現象発見時の通報

災害発生のおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官又は消防団員に通報する。

通報すべき異常現象の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 地割れ、がけ崩れ等 2) 堤防からの漏水 3) 湧き水の出現 4) 井戸水位の急激な変動 5) その他、ごく小規模な災害の発生等 |
|---|

4 参集時の職員の情報収集

町職員は、参集時に、被害状況等の情報収集に努める。

第2節 初動のための情報伝達

住民や職員が避難や参集を的確に行えるよう、気象情報や被害の状況などを速やかに伝達する。

1 庁内における伝達

(1) 連絡する情報

地震情報の収集は総務課が行い、次の情報は直ちに町長、副町長に報告する。

- ア 「震度4」以上の地震が観測された場合の地震情報。
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の地震情報。
- ウ その他重要なもの。

(2) 勤務時間内における連絡方法

- ア 各課局への連絡は、総務課が庁内放送又は電話で行う。
- イ 電話の場合は、各課局長に対して行う。ただし各課局長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。
- ウ 各課局内の所属職員への連絡は、それぞれにおいて行う。

(3) 勤務時間外における連絡方法

職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、避難又は自主参集を行う。電話連絡が可能な場合は、各課局長から連絡網によって連絡する。

2 住民への伝達・周知

(1) 伝達する情報

町は、住民に対し、必要と認められる地震・気象関連情報のほか、予想される事態及びこれに対してとるべき措置、並びに二次災害への注意喚起も併せて伝達する。

(2) 伝達の方法

ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるものに加え、防災行政無線、広報車、町のホームページ、エリアメール、佐川町ライン公式アカウント等のSNSを活用して迅速に伝達・周知する。

第3節 被害情報の収集・報告

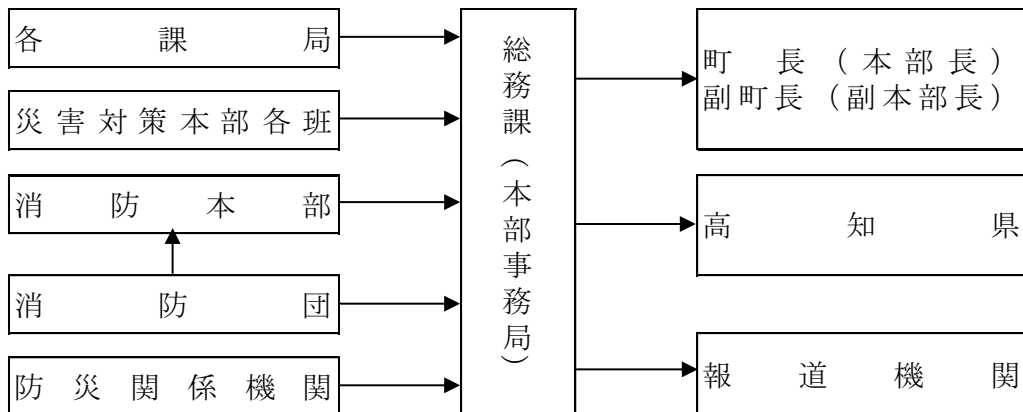
災害発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となる。このため、町の各課局は、所管する施設及び事業者等について速やかに被害調査を行い対応する。

1 情報収集の一元化

被害情報は、各課局それぞれに情報総括責任者を配し、一元化に努める。

情報総括責任者は原則として各課局長とし、課局長が業務につけないときは代理を配する。情報総括責任者は、「被害状況調査票」に必要な情報を記載し、総務課又は災害対策本部事務局に報告する。

被害情報一元化の流れ



被害状況調査票に記入する項目

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被害情報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動に関する情報	カ 避難指示の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

2 被害調査の実施

各課局では、以下の役割分担のもと、速やかに被害調査を実施する。

被害調査の役割分担

調査担当班	調査項目
総務課	<ul style="list-style-type: none">・職員、議員の被害調査・町有財産の被害調査・町営住宅の被害調査・被災者台帳に基づく死傷者・行方不明者の調査・民間建築物・宅地の被害調査 (必要に応じて資格者による応急危険度判定を実施)
産業建設課	<ul style="list-style-type: none">・道路、橋梁、トンネルの被害調査・河川、水路の被害調査・土砂災害の被害調査・水道施設の被害調査・農地・農業施設、農業集落排水施設等の被害調査・応急復旧工事を行う協力事業所の被害調査
町民課	<ul style="list-style-type: none">・避難所への避難者に関する調査（避難者リストの作成）・ごみ・し尿の収集事業所、処理施設の被害調査
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none">・保育所、健康福祉センター、医療機関、社会福祉施設の被害調査・避難行動要支援者名簿等に基づく安否確認
高北病院	<ul style="list-style-type: none">・高北病院及び関係する施設の被害調査
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒の被害調査・学校、社会教育施設の被害調査・文化財の被害調査

3 県への報告

(1) 報告基準

県（危機管理課）への報告は本部事務局が、県関係部局への個別報告は各課局が、次の基準により行う。

ア 災害救助法の適用基準に該当する程度るとき

イ 町が災害対策本部を設置したとき

ウ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき

エ 災害による被害が、当初は軽微であっても今後上記ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき

オ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき又は特に報告の指示があったとき

(2) 災害報告

本部事務局は、県の規定に沿って、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づく被害状況報告を行う。

各課局は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

(3) 被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告をする。

イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したものの中から逐次報告する。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ウ 通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。なお、県との連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び総務省消防庁に通報する。

オ 被害が甚大なため町で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

県への被害状況報告の区分

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害（被害）の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うことができる。

第4節 通信連絡機能の確保

災害発生後、町及び通信施設を管理する者は、直ちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じた施設の速やかな復旧を図る。また、各機関の施設・設備を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

1 通信機能の確認と応急復旧

町及び防災関係機関並びに通信施設を管理する者（西日本電信電話株式会社、防災行政無線保守管理委託業者等）は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の速やかな復旧を図る。

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関などの災害対策用の通信の確保を優先して実施する。

2 非常時の多様な通信手段の活用

(1) 有線通信が可能なとき

電話の輻輳を避けるため次の通信手段による。

- ア 高知県防災行政無線回線を優先的に使用
- イ 災害時優先電話の活用
- ウ 携帯電話、衛星携帯電話などの移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定
- エ FAX、インターネット、メールの活用

(2) 自機関の電話が利用できないとき

他機関の専用電話を利用

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

- ア 他機関などの有する無線通信施設を利用
- イ 携帯電話通信、携帯電話メールの利用
- ウ 防災行政無線（移動系）、消防無線の活用（町内）
- エ 衛星携帯電話、アマチュア無線の利用
- オ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る。）

第5節 広報・広聴活動

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広報・広聴活動を実施する。

1 広報や記者発表の実施

町は、取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を検討するとともに広報用資料を作成し、住民への周知や記者発表を実施する。報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。

広報の手段

- ア 広報紙の臨時発行
- イ 広報車による広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ 避難場所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ インターネット（ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用
- キ 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の災害時要配慮者に配慮したきめ細かな広報

広報の内容の例

- ア 地震・気象情報
- イ 避難の指示の呼びかけ
- ウ 避難所開設の情報
- エ 二次災害の危険性に関する情報
- オ 被災状況とその後の見通し
- カ 安否情報
- キ 被災者のために講じている施策に関する情報
- ク ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
- ケ 医療機関などの生活関連情報
- コ 交通規制情報
- サ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

2 広聴活動の実施

災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応するとともに、災害対策本部事務局でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討する。

また、議員等と連携しながら、住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施する。

3 安否情報の提供

町は、安否情報の照会があったときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲で、照会した家族等に安否情報を提供する。

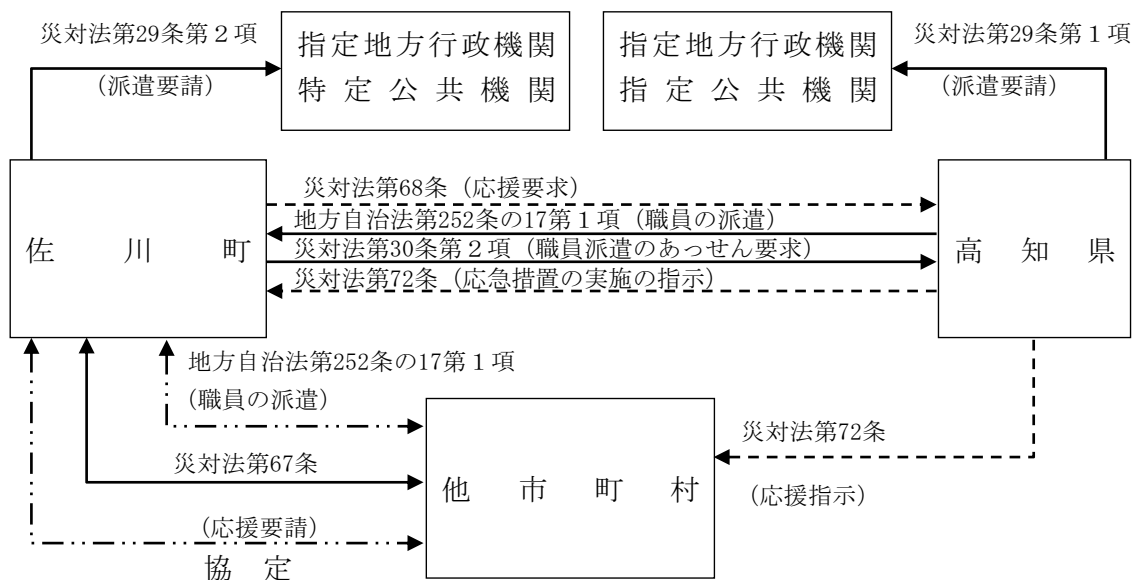
第3章 応援・派遣要請

第1節 広域応援等の要請と受入れ

町は、被害が甚大で、単独で対処することが困難なときは、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を行う。

また、応援活動が円滑に行われるよう事前に協定や覚書等を締結し、受け入れ体制の整備に努める。

法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



- - - - -> 全般的な相互応援協力要請 - - - - -> 応急措置の応援要求、指示
 ———> 職員のパ遣要請、派遣

(※災害対法：災害対策基本法)

1 応援の要請

(1) 県への応援要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、災害対策基本法第68条により、県に対して次の必要事項を記載した文書をもって応援を求めらる。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

- エ 応援を必要とする職員の職種別人員数、派遣場所、及び期間
- オ その他必要な事項

(2) 県下市町村への応援要請

町は、県への応援要請のほか、必要に応じて県下の市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする職員の職種別人員数、派遣場所、及び期間
- オ その他必要な事項

(3) 相互応援協定市町村への応援要請

町は、必要に応じて相互応援協定を締結している県外の市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

(4) 消防機関への応援要請

町は、災害の範囲が拡大し、高吾北消防本部（署）の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事を通じて、消防庁の緊急消防援助隊や、高知県内広域消防相互応援協定に基づく他の消防機関へ応援を要請する。

(5) 警察機関への応援要請

- ア 広域緊急援助隊の要請
公安委員会が警察法第60条第1項に基づき警察庁に要請する。
- イ 他の都道府県警察への要請
公安委員会が警察法第60条に基づき都道府県警察に要請する。

2 職員の派遣要請等

町は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は県等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3 応援の受入れ

県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局に速やかに連絡する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。
また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

土のグラウンドには、土ぼこりが舞わないよう、水をまくなどの措置をとる。

4 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が町外に避難する必要が生じた場合は、町、県、他市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(1) 被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

(2) 被災者が町外に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

(3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定められた避難輸送方法等により避難させる。

(4) 避難者を受入れる場合、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(5) 町外に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

第2節 自衛隊の派遣要請

被害が甚大であり、町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県が行う。町は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」することができるが、通信途絶等により県に要求できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

自衛隊の災害派遣時の活動の例

(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送
(3) 遭難者等の捜索救助	(9) 炊飯又は給水の支援
(4) 水防活動	(10) 物資の無償貸与又は譲与
(5) 消防活動	(11) 危険物の保安及び除去
(6) 道路又は水路の機能確保	(12) その他

1 派遣要請

(1) 県への派遣要請の要求

町長は、「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事（県危機管理・防災課）に「要請を要求」する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 自衛隊への派遣要請

町長は、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

(3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

自主派遣の判断基準

- ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合
- ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- エ その他災害に際し、上記ア～ウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 自衛隊との連絡体制

県、町と自衛隊との連絡体制については、県が中心となって町及び自衛隊と調整し、あらかじめ県、町及び自衛隊の連絡窓口を定めるなど、連絡体制の整備に努める。

(2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。

(3) ヘリポート等の開設準備

ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保など、準備に万全を期す。

(4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(5) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

3 知事への撤収要請の要求

町長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第3節 労務供給対策

町は、災害応急対策を実施するにあたって、町職員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災害対策基本法に基づき次のとおり労働力を確保する。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な賃金職員等の動員については町長が行う。

2 奉仕団の編成及び活動内容

(1) 奉仕団は、概ね次の団体等で構成する。

- ア 赤十字奉仕団
- イ 女性団体
- ウ 自治会

(2) 奉仕団の編成

奉仕団は各団体別に編成し、救助班はその奉仕活動について、各部と協議の上、人員を配分する。

(3) 奉仕団の活動内容

- ア 炊き出し
- イ 救援物資の整理運搬
- ウ 飲料水の供給
- エ 清掃及び防疫
- オ 交通規制整理
- カ 被害調査
- キ その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

(4) 帳簿の整備

奉仕団の奉仕を受けた場合は次の事項について記録簿を作成整理しておくものとする。

- ア 奉仕団の名称及び人員、又は氏名
- イ 奉仕した作業内容及び期間
- ウ その他参考事項

3 賃金職員等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、賃金職員等を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

(1) 雇用手続

賃金職員等を必要とする場合、次の事項を明示し総務班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金の額
- キ 賃金職員等の輸送方法
- ク その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮のうえ町長が決定する。

4 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	町長	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第 65 条第 1 項
		警察官		災害対策基本法第 65 条第 2 項
災害対策及び救助作業	従事命令	知事	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者	災害救助法第 24 条第 3 項 災害救助法施行令第 10 条
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令 協力命令 保管命令	知事	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取る。	災害対策基本法第 71 条第 1 項
		一部を町長		災害対策基本法第 71 条第 2 項

対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害救助作業(災害救助法に基づく救助)	従事命令	知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	災害救助法第24条
	協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第25条
災害応急対策事業(災害応急対策全般)	従事命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法第4条第1項
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	火災の現場附近に在る者	消防法第29条第5項
水防作業	従事命令	水防管理者 消防団長 消防機関の長	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者	水防法第24条

5 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団体等の協力

町は、災害応急対策の実施にあたっては、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団体等から労務の提供の申し入れがあったときは、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

6 記録等

労働者を雇用し、又は奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整備しておくものとする。

- (1) 出役表
- (2) 賃金台帳
- (3) 奉仕団の名称及び人員、氏名
- (4) 奉仕した作業内容及び期間
- (5) その他参考事項

第4章 避難誘導対策

第1節 避難指示、緊急安全確保措置の指示

震災応急対策における避難活動は、地震発生後の火災や、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、住民の安全確保を図り、災害の拡大を防止するために、必要に応じて避難指示等を発令し、避難誘導を行う。

なお、この章に定めのない事項については、第2編「風水害対策編」第1部第4章「避難誘導対策」の定めるところによる。

1 実施責任者

町における実施責任者は町長、各関係機関が指定する責任者とする。

避難指示等については、町が実施できない場合には、知事が代行する。

2 避難指示等の発令・周知

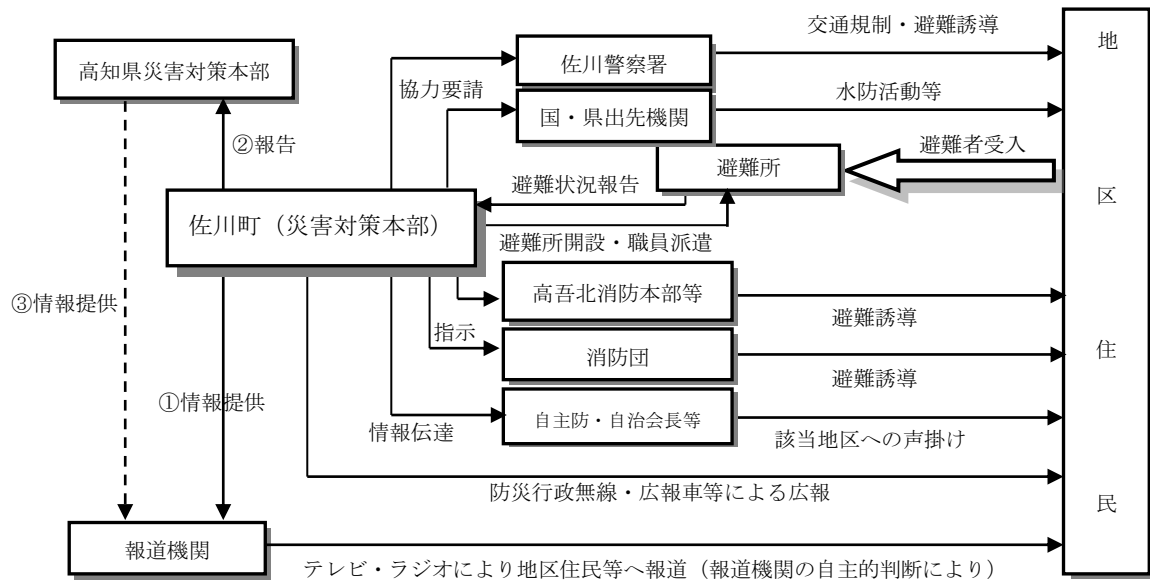
町は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保措置の指示を発令する。

町以外にも県や警察官などが発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体（町、県、国、警察官など）、避難理由、避難先、避難後の指示連絡などを明らかにしながら、防災行政無線、エリアメール、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。

地震火災等の発生時における避難指示等の発令の目安

		高齢者等避難	避難指示		屋内退避の指示
地震火災	発令の目安	大規模火災で住宅地域に延焼の恐れがあるとき	大規模火災で住宅地域に延焼の恐れがあるとき	大規模火災、危険物災害で、住民に明らかな生命の危険があるとき	原子力発電所事故等による放射性物質の漏洩
	地域対象	延焼の恐れがある地域	延焼の恐れがある地域	危険地域	町内全域

3 避難指示等の伝達系統



4 災害時要配慮者等の円滑な避難に対する配慮

避難指示等を発令するに当たっては、町は、できるだけ早い段階での通知に努めるとともに、高齢者や障害者等にも分かりやすい説明や、多様な手段の活用による着実な伝達を心がけ、災害時要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう配慮するものとする。

5 避難指示等の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに避難指示等を解除し、その旨を公示する。

第2節 避難の誘導

避難指示が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、役場職員、消防署員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、住民が指定緊急避難場所など、安全な場所に避難するよう誘導する。

1 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、町長又は知事の命を受けた職員等若しくは警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、各地区に責任者及び誘導員を定めておくものとし、誘導に当たっては、極力安全と統制に努める。

2 誘導方法及び輸送方法

避難誘導に当たっては、人命の安全を第一とし、高齢者、障害者等災害時要配慮者を優先し、次の事項に留意し実施する。

- (1) 避難経路をあらかじめ指示する。
- (2) 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な表示、張り縄等を行い避難に際しあらかじめ伝達する。
- (3) 特に危険な箇所及び要所は、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 誘導員は、出発、到着の際人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- (6) 避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両により輸送を行う。なお被害地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県に対して、応援要請を行うものとする。

3 避難の順位

避難順位については、災害時要配慮者を優先する。

- (1) 一次避難：災害時要配慮者、傷病者、高齢者、小・中学生など
- (2) 二次避難：一次、三次以外の者全員
- (3) 三次避難：その他防災に関する作業に従事する者

第3節 警戒区域の設定

地震が発生した場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、町、消防署員、消防団員、警察官、自衛官が実施する。

1 警戒区域の設定

町長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

張り縄等による警戒区域の表示、交通規制など、必要な措置を佐川警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。

第4節 避難所の開設・運営

町は、地震被害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護するとともに、主に災害時要配慮者の利用に供するために福祉避難所を開設する。

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

町は、災害の状況により、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設する。また、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に伝達し、連携するものとする。

(2) 避難対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- イ 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者
- ウ その他自主的に避難した者など

(3) 避難所施設の解錠・開設方法

- ア 勤務時間内に避難所を開設する場合
施設管理者が施設を解錠し、町職員が開設することを基本とする。
- イ 勤務時間外に避難所を開設する場合
施設管理者に避難所を開設する旨を連絡するとともに、あらかじめ施設の鍵を預託された者が解錠し、町職員が開設することを基本とする。
- ウ 避難所を開設したときは、総務課又は災害対策本部事務局は、速やかに県に報告する。

2 避難所の運営・管理

(1) 運営主体

- ア 避難所の運営は、町職員及び消防団員が中心になり、自主防災組織や自治会等の協力を得ながら行うことを基本とする。
- イ 大規模災害時の避難所運営においては、町が配備する人員だけでは、不足されることが想定されることから、「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得るなどして、住民による自主的な運営を図る。

(2) 「避難者名簿」の作成

- ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。
- イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。
- ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、家族、その他持病、アレルギーの有無等の必要事項を名簿に記入する。

(3) 避難所における感染症対策

- ア 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

- イ 自宅療養者等が避難所に避難する可能性についても考慮する必要がある。
- (4) 飲料水、食糧、生活必需品の供給
 - 町は、飲料水や食糧、生活必需品等の必要数量を把握のうえ調達し、避難者へ供与する。救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び避難者等の協力を得て行う。
- (5) 避難所のトイレ対策
 - ア 仮設トイレ設置
 - 避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。この際、男女別のトイレの確保に努めるものとする。
 - イ 仮設トイレの管理
 - (ア) 浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。
 - (イ) 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。
- (6) 災害時要配慮者等の搬送
 - ア 施設での生活が必要な災害時要配慮者
 - 事前に把握している在宅の災害時要配慮者で、施設での生活が必要な者は、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。
 - また、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。
 - イ 傷病者等
 - 傷病者等の病状により、必要に応じて社会福祉施設等適切な施設への搬送措置をとる。
- (7) 避難所における情報提供
 - 避難所において、避難者に各種情報の提供を行う。
 - ア 避難所の各種運営情報を口頭・ちらし・ポスター・放送等で伝える。
 - イ 水、食糧、日用品、医療品等の配布等について広報する。
 - ウ 被害状況や避難者情報等について広報する。
 - エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。
- (8) 災害時要配慮者への配慮
 - 町は、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。
- (9) 様々な被災者のニーズへの配慮
 - 避難所では、年齢や性別によるニーズの違いのほか、気候や気温、時間の経過によるニーズの変化にも配慮した運営に努める。
- (10) 健康支援・生活支援の実施
 - きめ細かな相談などを通じ、避難者の健康状態や困りごとの把握に努める。

3 避難所の集約・閉鎖

学校での授業の再開などを行うため、避難所開設後1週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、町内の避難所の集約を行う。また、開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

第5章 災害拡大防止活動

第1節 人命救助・消防・搜索活動

災害発生時には、消防署員、消防団員、警察官、自衛官などが連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の搜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊などの応援隊が到着する前に人命救助や搜索の活動を大規模に展開する必要がある場合は、町職員や地域住民も可能な範囲での人命救助・搬送・搜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先とする。

1 人命の救助

消防署員、消防団員は、日常の訓練で習得した手法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生などの応急措置を行う。

町職員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。

2 傷病者の搬送

局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されている時は、消防署員が、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ救護病院である高北病院、救急告示病院かつ災害拠点病院である仁淀病院などへの搬送を行う。重篤な時は、広域的な災害拠点病院への搬送のため、ドクターヘリを依頼する。

傷病者が多数発生している場合は、医療救護所に搬送し、トリアージにより医療の優先度を判定しつつ、医療・看護活動を行う。

これらの搬送は、消防署員や警察官、自衛官などが行うが、町職員や地域住民も可能な範囲で支援する。

3 火災の消火と延焼の防止措置の実施

地震により火災が発生したときは、高吾北消防本部（署）、消防団を中心に、町職員や地域住民も協力し、消火活動や延焼防止措置を行う。従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

消防長は、消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、高知県内広域消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

4 被災者台帳の作成と行方不明者の搜索活動の実施

行方不明者の搜索活動は、高吾北消防本部（署）、消防団、佐川警察署、自衛隊などが連携して行う。

町は、発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を搜索活動関係者に提供する。

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家等の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 災害時要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由
- (8) その他必要な事項

第2節 医療救護活動

多数の傷病者への医療が必要な時は、町は高北病院の玄関前駐車場に医療救護所を設置し、高岡郡医師会等の医療従事者の協力のもと、救護病院である高北病院、災害拠点病院である仁淀病院などと連携し、迅速な医療救護活動を実施する。

1 医療救護所の設置

通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生したときは、町は、高北病院の玄関前駐車場に医療救護所を設置する。

また、町は、医療救護所の設置決定を受けて高岡郡医師会、中央西福祉保健所及び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、医療救護所での傷病者の受け入れ準備を進める。併せて（福）佐川町社会福祉協議会などと連携して、医療ボランティア等の確保に努める。

2 医療救護チームの編成

医療従事者による医療救護チームの編成は高岡郡医師会が行う。

町は、高岡郡医師会関係者に、医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師などの町職員やボランティアなど、協力人員の割り振りを行う。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）の応援の可否を検討し、必要に応じて県へ要請を行う。

3 医療救護活動の実施

町は、医療用資機材や医薬品等の調達に努め、トリアージにより医療の優先度を判定しながら医療救護活動を行うとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析など特殊な医療が町内の医療機関で受けられない患者については、関係機関と連携して広域搬送を実施する。

災害対策本部（保健・福祉班）において記録する内容

- (7) 医療救護所に参集した要員名簿
- (イ) 医療機材、医薬品及びその他資機材リスト
- (ロ) 医療救護所で取り扱った傷病者名簿（疾病状況、搬送先を明記すること）
- (エ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻

資料：高知県災害時医療救護計画（平成30年6月）

第3節 二次災害の防止

大規模地震の発生の後には、平常時には被害をもたらさない規模の余震や降雨であっても、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊等を引き起こす可能性がある。このような人命等に危険を及ぼす二次災害の発生を防止するための活動が重要である。

町は、所管する施設、地域等に対する二次災害防止活動を行うとともに、二次災害の発生するおそれのある地域の住民等に対する避難指示、収容等の対策を実施する。

1 急傾斜地崩壊、老朽施設等による二次災害防止

地震災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- (1) 危険箇所の点検を専門技術者などにより実施
- (2) 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知、注意喚起し、必要な場合は避難対策を実施
- (4) 二次災害の原因となる余震、降雨等について速やかに情報を収集、伝達
- (5) その他必要と思われる措置

2 被災建築物・宅地の二次災害防止

町は、県が定める活動計画に基づき、被災建築物の応急危険度判定を実施するほか、被災宅地の危険度判定についても、必要に応じて県に判定士の派遣要請を行い実施する。

被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、被災建築物応急危険度判定士が主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士が被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するもの

3 爆発物や有害物質などによる二次災害防止

爆発物や有害物質による二次災害は、当初の災害で施設が被害を受けた後、火災や流出した薬品同士の混合などにより一定期間を経過してから発生することがある。

このため、地震発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- (1) 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を実施

- (2) 爆発などの危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知
- (3) 必要に応じて避難対策を実施
- (4) その他必要と思われる措置

4 事前の対策準備

町は、老朽施設などの危険な施設、崖など危険個所の把握、対策要員や資機材等の確保について、あらかじめ施設管理者や関係機関と申し合わせるとともに、平常時から二次災害の危険性とその対策について住民に周知することにより、自発的な二次災害防止活動を促進する。

第6章 緊急輸送・交通対策

第1節 交通網の確保

災害応急活動を円滑に行うために、町内の交通網の被害状況を関係機関に周知するとともに、佐川警察署及び国・県と協力して道路の交通規制、啓開・復旧作業を実施する。

1 被害状況の把握と報告

町は、地震発生後、速やかに道路、橋梁、トンネル、緊急用ヘリコプター離着陸場などの交通網の被害状況を調査するとともに、結果を防災関係機関に報告する。

2 町道の交通規制の実施

町は、危険箇所が発生している町道について、佐川警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。

3 第1次及び第2次緊急輸送道路の交通規制、応急復旧への協力

国道33号（第1次緊急輸送道路）、国道494号、県道308号（第2次緊急輸送道路）が不通状態になった場合や、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知、作業場の提供など、警察等による交通規制活動や国・県による応急復旧作業に協力するほか、町道による代替輸送路の確保に努める。

4 重要道路の早期啓開

電力、水道などのライフラインの復旧作業に必要な道路が不通となった場合は、優先して啓開作業にあたるほか、その他の町道については、第3次緊急輸送道路を最優先としながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

5 緊急用ヘリコプター離着陸場の機能確保

ヘリコプターによる物資や人員の輸送が可能となるよう、緊急用ヘリコプター離着陸場の機能を確保するとともに、臨時的に離着陸場としての使用が可能な運動場、公園等の公共施設における障害物の除去などを行う。

第2節 緊急輸送の実施

応急対策活動にあたる人員や必要物資を円滑に輸送するため、物資配送マニュアルを作成し、車両や運転手・搬入出要員、燃料を確保するとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

1 車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

町は、緊急輸送に必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を図る。

2 緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付（資料編「緊急通行車両の標章及び確認証明書」参照）

交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、佐川警察署又は県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。

事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3 緊急輸送の実施

町は、緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4 物資集積場の開設

町は、備蓄物資及び救援物資の輸送を円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じて物資集積場を「桜座」に開設し、物資の需要把握、手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

5 物資の管理

(1) 物資受払簿の作成

調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等を、受払簿を作成し的確な物資管理に努める。

(2) 物資の分類・整理

食糧関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要に応じて速やかに出庫できるように努める。

第7章 災害救助法の適用

災害の規模が大きい場合は、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国・県の財政支援を受ける。

災害救助法の適用基準

①	町内の住家減失世帯数	40世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
②	県内の住家減失世帯数	1,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	町内の住家減失世帯数	20世帯以上	
③	県内の住家減失世帯数	5,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	町内の住家減失世帯数	多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したとき。		救助法施行令第1条第1項第3号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		救助法施行令第1条第1項第4号

災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療救護チームの派遣＝県 （ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の給与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1か月以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

（注） 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

1 適用の手続の情報提供

町は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を県に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2 急を要する時の災害救助の実施

災害の状態が急迫し、県による救助の実施を待ついとまがない場合は、町は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を県に情報提供し、その後の処理について県の指示を受ける。

3 職権による町への一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

第8章 生活救援活動

第1節 食糧の調達・供給

町は、災害により日常の食事に支障を来した者及び救助活動に従事する者に対し、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、炊き出しなどの方法により、食糧を供給する。

ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

1 食糧の調達

(1) 調達

町の備蓄（学校給食共同調理場のストックを含む。）、JA、小売事業者等の流通在庫から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県、農林水産省に応援を要請する。

町は、調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。その際には、避難者名簿の記載によって離乳食、糖尿病食、アレルギー食などに配慮する。

(2) 配送

ア 食糧は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ配送する。

イ 流通在庫から調達する食糧は、調達先の事業者へ直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は、ボランティア等の協力を得て町が各避難所等へ配送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて町が運送業者に委託して行う。

2 食糧の配布

避難者などへの食糧の配給は、原則として1日3回行う。事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定する。

(1) 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配給計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

(2) 配給に当たっては、住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速かつ迅速、正確、公平に配給する。

(3) 特に、災害時要配慮者に配慮する。

3 炊き出しの実施

災害のため、食糧の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、応急的な炊き出しを行い、必要な食糧を供与する。

(1) 炊き出しの実施者及び協力団体

炊き出しの実施については、町職員をもってあてるほか、自治会、日本赤十字社奉仕団、女性防火クラブ、青年団、女性団体、自主防災組織、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

(2) 炊き出し材料の確保

備蓄食糧のほか、J A、小売事業者、佐川町商工会等から購入、調達する。

(3) 炊き出し予定施設

炊き出しのための施設は、調理施設を備えた指定避難所とし、それぞれの給食施設・設備を利用するほか、必要に応じて学校給食共同調理場の調理施設を活用する。

(4) 炊き出しの輸送

炊き出しは、必要により指定緊急避難場所や在宅の被災者等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両等を使用する。

(5) 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

(6) 炊き出し等の実施に伴う記録

炊き出し責任者は、炊き出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

4 残さ等の適切な管理

調理残さや食べ残しなどの衛生管理に努める。

第2節 応急給水

町は、水道施設の損壊等による断水又は汚染により飲料水及び生活用水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、水道施設の速やかな復旧に努める。

1 水道施設の被害調査と応急復旧計画等の作成

町は、水道施設や水需要者などの各種データに基づいて、施設被害箇所並びに現に飲料水を得ることができない地域及び対象者を迅速に把握し、応急復旧計画及び応急給水計画を作成する。

停電による断水の場合は、四国電力送配電株式会社須崎事業所に連絡して速やかな復旧を要請する。

2 応急給水体制の確立

町は、断水が発生した場合は、応急給水計画に基づき、断水地域住民に対し応急給水を継続して行う。

この場合、被害の状況によっては、水道復旧を担当する職員のほかに応急給水チームを編成して実施するものとする。

3 水道水の利用の制限

水道水が、汚染などにより飲料水として利用できないときは、直ちに水道使用の禁止及び制限の措置をとり、防災行政無線、広報車等で住民に周知する。

4 給水活動の実施

(1) 水道による給水

町は、水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに応急復旧を実施し、水道により給水する。

(2) 配水池・水源地からの汲みだし

配水池の水が利用できる場合は、町は、被災者1人あたり1日3リットルを目安に、飲用水・生活水の需要を試算し、汲みだしによる配布の量、時間、場所を決定する。

応急給水チームは、ポリタンクへの汲みだしを行い、軽トラックに積載して、各避難所等を巡回し、給水を行う。

(3) 感染症などの発生を予防するため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、残留塩素の確認を厳重に実施する。

(4) 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所などの水質検査を受けて、ろ水器により浄水して供給する。

(5) 被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を確保し、給水車、缶又はポリエチレン袋などの容器で運搬し給水を行う。

(6) 飲料水が防疫など衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

(7) 医療機関・給食施設・社会福祉施設など、緊急性の高いところから給水する。

5 応援要請

町ですべての応急給水体制を整えることが困難な場合は、県及び近隣市町村に支援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、町長は知事に要請する。

第3節 生活必需品等の供給

町は、災害により生活に必要な被服や寝具、その他日用品などを喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して生活必需品を支給又は貸与する。

その際、年齢、性別等によるニーズや、気候や気温、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

1 供給対象者

住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸水などにより生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を供給の対象者とする。

2 生活必需物資の供給品目

町は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を供給する。

- (1) 寝具（毛布・布団など）
- (2) 被服・肌着（作業衣・婦人服・子供服・シャツ・ズボン下など）
- (3) 身の回り品（タオル・手拭・地下足袋・靴下・サンダルなど）
- (4) 炊事道具・食器（鍋・炊飯器・ガスコンロ・包丁・茶わん・皿・はしなど）
- (5) 日用品（石けん・歯ブラシ・歯磨粉・ちり紙など）
- (6) 光熱材料（マッチ・ろうソク・固型燃料・木炭など）

3 救援物資配分計画の策定

町は、救援物資の配分に当たっては、必要数量を把握して「救援物資配分計画」を策定し、適切に実施する。

4 救援物資の確保

町は、救援物資が事前備蓄で不足する場合は、義援物資や他市町村、流通業界との協定及び県への要請などにより必要品目・量を確保する。

その場合は、必要品目・数量・日時・送付場所などを明示する。

- (1) 日本赤十字社高知県支部に、生活必需品などの配布を必要に応じて要請する。
- (2) 町内で調達できない場合は、県に要請する。

5 救援物資の供給

救援物資は指定避難所での供給を原則とし、町は、様々な媒体を活用し、広く住民などに物資の情報を周知する。

また、救援物資の配分などは、多くの人手を要することから、町は、町内会や自主防災組織と連携して円滑に実施する。

6 物価の監視

町は、便乗値上げなどを防止し、物価を監視し、適正価格の維持に努める。

7 被服など生活必需物資の配布

救援物資は被害の程度や世帯構成人員に応じて配給し、地区民生委員などの協力を得て、迅速かつ正確に配布する。

第4節 保健衛生・防疫活動

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、保健師、栄養士、（福）佐川町社会福祉協議会職員、ボランティアなどが連携し、被災者の健康支援に当たる。

また、中央西福祉保健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

1 健康支援活動の推進

町は、中央西福祉保健所、（福）佐川町社会福祉協議会と連携し、避難所での避難生活者、在宅の被災者などへの健康相談、訪問支援等の保健活動を「佐川町南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に沿って実施する。

2 心の健康への専門的な支援の推進

被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症などに対しては、中央西福祉保健所と連携して専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3 食品衛生の監視と栄養管理

（1）食中毒の防止

食中毒の防止のために、中央西福祉保健所と連携して食品衛生の監視、改善に努める。

（2）食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

（3）避難所や在宅での長期の避難生活等における栄養失調等に留意し、被災者が適切な食生活を送れるよう指導・管理する。

4 感染症等の予防

法定感染症や風邪などの流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒などを奨励する。

避難所等でインフルエンザや風邪などの発症が認められたときは、医療機関へ患者に対する処置を依頼するとともに、必要に応じて消毒などの措置をとる。

結核、鳥インフルエンザ（H5N1）、SARSコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症などの法定感染症や、未知のインフルエンザウイルス感染症の発症が確認された場合は、中央西福祉保健所と連携して患者の隔離、消毒の実施など蔓延防止措置をとる。

5 防疫活動の実施

被災地域においては、衛生条件の悪化により、感染症などの発生が多分に予想されることから、町は、これを防止するため、早急に消毒等の防疫活動を実施する。

(1) 実施責任者

町が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ活動の実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 27 条による代執行は知事が行う。

(2) 防疫チームの編成

町は、町民課員を中心に「防疫チーム」を編成する。必要に応じて要員を雇い上げ、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の収容などを行う。防疫対象は、被災地及び避難所などとする。

(3) 実施方法

ア 被災地域の衛生状態を把握

イ 冠水地域など衛生条件の悪化した地域において、検水などを実施

ウ 消毒活動の実実施計画を作成し、必要人員、物資を調達

エ 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施

オ 感染症の発生を予防するため、必要に応じて予防接種を実施

カ 被災地域で、衛生状況の悪化が予想される床上浸水などが発生した場合は、速やかに防疫用薬剤を配布し、床・壁などの洗浄、便所などの消毒及び食器などの消毒について衛生上の指導を実施

キ 町は、県と協力し、被害の状況・感染症患者の発生状況を勘案し、次の基準により防疫活動を実施

区分	実施方法
疫学調査	主として町保健師を中心として、聞き込みにより在宅患者の調査を行い感染症患者を発見した場合は、感染源などを調査
健康診断	消化器疾患に重点を置き、感染症患者の発生又は発生の疑いのある地域、住民について検便を実施
清掃・消毒	汚染家屋内外・便所・給水給食施設の清掃と薬品による消毒を実施
そ族昆虫の駆除	汚染地域の蚊・ハエなどの発生場所へ薬品を散布し、発生原因を除去する。また、必要に応じてねずみを駆除
予防接種	定期・臨時接種とも町が実施する。臨時の場合は、県が実施

6 消毒用資機材及び薬品の確保

(1) 消毒用薬品の種類

クレゾール水、ホルマリン水、カルキ、クロール石灰、次亜塩素酸ソーダ液・殺虫剤などを確保する。

(2) 消毒用薬品の確保

ア 平時から町において備蓄する。

イ 不足する場合には、業者より調達する。

(3) 消毒用機器の確保

平時から動力噴霧器等の消毒用機器を整備しておく。

第5節 し尿処理

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプなどの操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。

このため、災害時は、必要に応じて仮設トイレを町内に設置し、し尿を収集・処理する。

また、高吾北衛生センターの施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じる恐れもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を行う。

1 被害状況の把握

町は、高吾北衛生センターや民間の衛生事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込みを調査し、把握する。

2 仮設トイレの調達・設置

町は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握のうえ手配・調達し、避難所、公共施設などへ設置する。

なお、仮設トイレは、男女別に2台以上設置することを原則とする。

3 仮設トイレの衛生環境の維持

仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティアなどの協力を得て、清掃、臭気対策を進める。

4 し尿収集体制の確保

(1) 町は、事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

(2) 現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。

5 応急汲み取りの実施

(1) 町は、高吾北衛生センターや民間の衛生事業者の協力を得て、応急汲み取りを実施する。

(2) 高吾北衛生センターで処理ができない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第6節 ごみ・がれきの処理

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩落などにより、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や高吾北清掃センターの被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間は、臨時の集積場に一時的にごみ・がれきを集積し、高吾北清掃センター等での処理が再開され次第、迅速に処理を進める。

1 ごみ処理の流れ

災害時のごみ・がれきの処理は、概ね次の手順により進める。

- (1) 町は、高吾北清掃センターや収集事業者の被害状況と復旧見込みを調査、把握
- (2) 被害状況から災害時のごみの量を想定
- (3) 高吾北清掃センター、収集事業者の状況並びにごみ・がれきの発生量を元に処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知
- (4) 処理に必要な人員、物資を算定し、調達
- (5) 必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請
- (6) ごみ処理を計画的に実施

2 ごみ収集順序

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施する。収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。収集・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

また、収集処理方法や臨時集積場所などについては、住民への周知を徹底し、ごみの自己処分や分別整理などの協力を得て、できるだけ速やかに処理する。

なお、保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動又は住民の生活に重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや、防災上重要性の高い施設（避難場所など）のごみ

3 ごみの収集場所

- (1) 通常のごみステーションに出してもらい、収集業者などにより順次収集する。
- (2) 焼却処分が可能なごみについては、高吾北清掃センターに搬送し、困難な場合は臨時集積場所を定め、搬送集積を行って順次処理する。
- (3) 避難場所周辺を除いた臨時集積場所については、公共施設、公園、グラウンド、町有遊休地などを利用する。

4 住民へのごみ収集方針の広報

町は、災害発生に伴う臨時のごみ・がれき収集処分方針を速やかに決定し、被災住民に対し、方針や内容の広報を行い、あわせて住民の分別による臨時集積場所への搬送の協力を呼び掛ける。

第7節 遺体の捜索・検案・埋葬

町は、災害発生により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体の捜索、処理及び埋葬・火葬を実施する。

1 実施責任者

(1) 遺体の捜索、処理及び埋葬

遺体の捜索、処理及び埋葬は、関係機関の協力を得て町が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

なお、同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町長が実施する。

(2) 遺体の検視は、警察が行う。

2 遺体の捜索

(1) 遺体の捜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

ア 届け出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難な場合は、防災行政無線などで連絡する。

イ 捜索は、消防団が佐川警察署及び自衛隊と協力し、捜索チームを編成し、必要な機械器具を借り上げ、捜索を実施する。

ウ 被災の状況により、住民の応援を得て実施する。

(2) 応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失などで他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣など

ウ 応援を要請する人員又は舟艇、器具など

3 検案所・安置所の設置

大規模な災害により、多数の遺体が発生した際は、町は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、公共施設等の中から、災害の規模により1か所（必要に応じて複数か所）を選定する。

4 資機材の調達

町は、遺体安置に必要なシート、ドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。

資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて災害対策本部事務局を通じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

5 遺体の収容

遺体は、消防署員、消防団員、警察官、自衛官などが検案所に収容する。

死亡者が多数のため、即時に検案等の処理ができない場合は、発見場所、性別、身体的特徴などを記載したタグを付して一時保存する。

6 遺体の処理

遺体の処理は町が佐川警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じて町内の医師、住民などの協力を求める。

(1) 遺体の検視・検案

ア 遺体の検視・検案は、原則として町の指定する遺体検案所で実施（ただし、警察の検視班と調整の上、必要に応じて病院内で実施）する。

イ 遺体の保存（安置）

検視・検案が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取りまでの間、町で遺体を保存（安置）する。

身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人として埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、埋葬又は火葬を行う。

ウ 警察官が遺体を発見し、又は発見の届け出を受けたときは「関係法令」に基づいて検視その他所要の措置をする。

(2) 変死体の届け出

変死体については、直ちに佐川警察署に届け出をし、検視後に遺体の処理を行う。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、検視・検案終了後、速やかに遺族、親族に連絡の上、引き渡す。

7 遺体の埋葬・火葬

災害により死亡した者の埋葬・火葬は、資力の有無にかかわらず、その遺族が混乱期のため埋葬・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に、町が応急的に実施する。

(1) 作業の流れ

- ア 火葬場や棺など、埋葬・火葬に関する手配を速やかに実施
- イ 亡くなられた方の遺族が埋葬・火葬を行うことが困難な場合、又は遺族がない場合は、埋葬・火葬により応急的に対応
- ウ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院などに一時保管を依頼
- エ 遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬・収蔵

(2) 棺・骨つぼ、その他役務の提供

必要に応じて、原則として現物で、棺・骨つぼ又は骨箱、埋葬・火葬又は納骨などの役務の提供を行う。

8 応援の要請と広域の調整

町は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。

9 取扱書類の整理

遺体の収容から埋葬までの処理を記録する遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳及び支出関係書類を整理・保管する。

第8節 犬・猫・特定動物の保護及び管理

災害の発生に伴う犬、猫など動物の保護及び危害の防止に努めるとともに、災害により死亡した動物の適切な処理に努める。

1 愛玩動物との同行避難の支援

町は、犬や猫などの愛玩動物と同行避難した者が、動物と一緒に避難生活ができるよう、避難所における飼育スペース等の確保、調整に努める。

2 放浪動物の保護・収容

住民への危害を及ぼす恐れのある特定動物が逸走、放浪している場合、中央西福祉保健所などと連携し、保護・収容等を行い危害の発生防止に努める。

3 死亡動物の処理

災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、町が関係機関と協力して処理する。

第9節 応急住宅対策

町は、災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、町営住宅等への一時入居の措置や応急仮設住宅を建設して供与し、破損箇所の修理ができない者に対しては、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 実施責任者

町が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ実施又は要員、建築資機材についての応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

2 公営住宅への一時入居

町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。また、県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

3 民間住宅への一時入居

町は、町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、町として民間住宅を借り上げ、又はあっせんし、被災者への一時入居の措置を講ずる。

4 応急仮設住宅の建設・供与

町は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者（世帯単位）に対し、速やかに応急仮設住宅を建設・供与し、一時的な居住の安定を図る。

また、災害救助法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町が同法に準じて実施する。

(1) 供与対象世帯数の把握

住宅が全壊（焼）・流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）の数を把握

(2) 建設用地の選定

用地については、当面利用目的が決まっていない公共用地、公園又は被災前の住宅建設地などの中から優先的に選定する。

ア できる限り集团的に建築できる場所から優先的に選定して確保する。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して、ガス、電気、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上、選定する。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通しなどについても考慮する。

エ 選定上の留意点

(ア) 民有地の借り上げによる使用料は救助費の対象外

(イ) 災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができ、財務大臣あてに普通財産の貸付けを申請

(3) 住宅の建設

ア 建設に際しての構造は、可能な限り、高齢者、障害者などの災害時要配慮者といった、入居者の状況や利便性に配慮すること。

イ 応急仮設住宅の入居は、災害時要配慮者を優先し、入居を円滑に実施する。

(4) 建設資機材及び業者の確保

町は、木材業者及び各組合と協定して、仮設住宅を建設する。災害時の混乱などで、資材、労務などの確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(5) 応急仮設住宅の建設上の留意点

ア 設置戸数については、災害救助法の基準によるほか、避難場所などの存続状況などを考慮に入れて決定すること。

イ 建設地への進入路を確保する。

(6) 大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模な災害により、町で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。

ア 被害戸数

イ 設置を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする建設業者数

エ 連絡責任者

5 応急仮設住宅の管理運営・生活支援

町は、応急仮設住宅が、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

入居者どうしや地域住民によるコミュニティの形成や、女性の意見の反映、ボランティアの協力を得た生活支援、防犯対策などを進め、長期避難生活の質の向上に努める。

6 被災住宅の応急修理

町は、災害により住家の一部が破損（半壊又は半焼）した被災者のうち、自らの資力では応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住が困難である程度に半壊した者（世帯単位）に対して、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修・管理する。

(1) 応急修理対象世帯数の把握

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者・母子家庭・高齢者・病弱者・障害者及び前各者に準ずる経済的弱者など

(2) 災害救助法が適用された場合の留意点

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所、居室、炊事場、便所など必要最小限度の部分（工事請負契約の締結）

ア 応急修理費用の限度額

(ア) 1世帯当たり規定の限度額以内まで

(イ) 町は、1世帯当たりの限度額内で、居室、炊事場、便所などの破損した箇所の補修に必要な修理用原材料費、労務費、材料輸送費及び工事費を負担

イ 応急修理の期間

災害発生から1ヶ月以内（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。）

7 記録等

町は、応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

(1) 応急仮設住宅入居者台帳

(2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

(3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

(4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第9章 ライフラインの応急対策

第1節 電力施設

電力の供給停止は、電話や水道、トイレなど基本的なライフラインをも停止させてしまう上、役場や防災関係機関の応急活動・通常業務の継続・再開にも支障をきたすなど多大な影響を与えることから、電力供給再開に必要な施設の迅速な復旧に努める。

1 実施責任者

四国電力送配電株式会社（四国電力送配電株式会社須崎事業所）とし、同社の計画に基づいて、電気供給の責任を完遂するための災害対策に万全を期すものとする。

2 広報の実施

- (1) 報道機関、防災関係機関に対し、災害の概要、電力供給への支障が発生している状況、復旧の現状と見通しなどについて、適切迅速な情報提供を行い、住民の不安の解消を図る。
- (2) 被災地区の住民に対しては、上記内容に加えて、感電などの電気事故の防止に向けた対応の周知など、具体的かつ詳細な注意事項を広報車又は報道機関を通じて提供する。

3 要員・資材の確保

- (1) 被害の重要度、状況などに応じ要員を効果的に投入し、早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じて県内外の他機関並びに業者の応援を要請する。
- (2) 災害対策用備蓄資材、一般保守用予備資材のほか、災害地区外で保有する資材を重点的に投入するとともに、関係業者が所有する資材を緊急に転用するための措置を要請。不足する場合は、県内外の他機関に対しても緊急に転用するための措置を要請する。

4 保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合は、関係機関に連絡の上、当該地域の予防停電を行うが、被害の状況、路線の重要度、住民に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、必要に応じて技術員を現場に派遣して、電気施設の保安のために必要な措置をとる。

事故により停電した路線については、原則として技術員による現場巡視を行い、電気施設の保安のために必要な措置をとった後、送電する。

5 供給設備の復旧

(1) 電気供給施設の復旧は、民生の安定と一般の復旧活動用の電力源を確保するため、特に早期に実施する。

(2) 復旧工事は、原則として公共保安の確保に必要なものから優先的に実施する。

(3) 仮復旧工事

復旧工事は、本工事を原則とするが、仮復旧工事が本工事と比較して短期間に施行でき、電力の安全な供給が可能なときは、必要に応じて仮復旧工事により送電を行った後、本工事を実施する。

(4) 工事の安全対策

復旧工事は、災害の規模、被災設備の状況に応じ、関係機関との緊密な連絡のもとに、人員、資材、機動力などを最大限に活用し、感電の事故防止に十分留意して実施する。

6 復旧作業への協力・支援

町は、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する照会に対応する。

また、復旧に必要な道路等の優先啓開、復旧資材置き場の提供、四国電力送配電株式会社からの広報内容の住民への周知など、四国電力送配電株式会社が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第2節 上・下水道施設

災害により上水道や下水道（農業集落排水施設）に被害が生じた場合は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

1 実施責任者

実施責任者は、施設管理者とする。

2 応急復旧体制の確立

断水が発生した場合、応急給水及び水道復旧を実施する。

上・下水道の復旧に関しては、水道工事業者や維持管理委託業者と連絡をとり、工事業者等の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。

工事業者等で必要な応急復旧が速やかに実施できないと思われるときは、県や日本水道協会などに応援を要請する。

3 被害調査の実施

町は、分担して上・下水道施設の被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急復旧計画を立てる。

4 応急復旧工事その他必要な措置の実施

町は、工事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、上・下水道施設の応急復旧工事を実施する。

5 住民への周知

上・下水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第3節 その他のライフライン施設

電力、水道に加え、ガスや電話など、その他のライフライン施設の応急復旧を速やかに実施する。

1 実施責任者

実施責任者は、それぞれの施設を運営・管理する事業者とする。

2 ガス施設

社団法人高知県LPGガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制などについて、次の措置を行う。

町は、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・供給・保安に関する照会に対応する。また、復旧に必要な道路等の優先啓開、広報内容の住民への周知など、協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況などに加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

ア 動員計画に基づいて要員を確保する。

イ 不足する場合は、各支部などへ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先的に使用し、不足する場合は、本店などから緊急に転用するための措置を要請する。

(4) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから、優先的に復旧工事を実施する。

3 通信施設

災害時の電気通信網の確保は必要不可欠である。電気通信設備に被害を受けた場合は、重要な通信を確保するとともに、被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、西日本電信電話株式会社高知支店は、西日本電信電話株式会社災害対策規程に基づく災害対策内規により、次の事項を実施する。

(1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施

(2) 施設の復旧計画を作成し、復旧の見込みを広報

(3) 関係機関の協力を得て復旧を実施

町は、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話などの通信回線の復旧に関する照会に対応する。また、復旧に必要な道路等の優先啓開、広報内容の住民への周知など、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

4 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次の事項の実施により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 臨時公衆電話の設置など

臨時回線の作成、中継順路の変更など、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置などの措置をとる。

(2) 利用制限

実施責任者は、通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び同法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条並びにN T T契約約款の定めるところにより、臨機に利用制限などの措置をとる。

(3) 非常緊急電話又は非常緊急電報

実施責任者は、非常緊急電話又は非常緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び同法施行規則第55条並びにN T T契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に対して優先的に取り扱う。

第10章 災害時要配慮者対策

町、（福）佐川町社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民などが連携し、災害時要配慮者避難支援プラン及び避難行動要支援者個別避難計画に基づき、災害発生後、速やかに災害時要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

1 災害時要配慮者の安否確認

災害発生後、町は、避難行動要支援者名簿と被災者台帳を照合するなど、災害時要配慮者の安否確認を行う。

安否がわからない災害時要配慮者については、（福）佐川町社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、電話確認や家庭訪問などによる対面確認を行う。

2 在宅災害時要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

被災により、居宅、避難所等では生活ができない在宅の災害時要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉施設での受け入れを要請する。

受け入れ先が決定したら、搬送協力など可能な支援を実施する。

3 きめ細かな支援情報の提供

聴覚や視覚などに障害がある避難者にも的確に伝えられるよう、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。

4 避難施設に関する配慮

(1) 避難所環境の整備

一般の避難所は災害時要配慮者に配慮した構造ではなく、常に介護が必要な者にとっては、生活に支障が生じることが考えられるため、町は、福祉避難所の開設など、災害時要配慮者の避難状況に応じて環境を整備するなどの配慮に努める。

なお、一般の避難所に滞在する災害時要配慮者に対しては、個々のニーズに配慮した環境づくりに努めるものとする。

(2) 福祉避難所の充実

町は、既に民間医療機関が災害時に開設する福祉避難所のほかにも、災害時要配慮者が安心して生活ができる体制が整備された福祉施設などを、福祉避難所として開設できるよう、施設の管理者などと事前協定を結び、あらかじめ福祉避難所の指定など整備を進める。

5 その他の特別な配慮が必要な避難者への対応

コミュニケーション能力に困難が想定される外国人や、身体的機能の虚弱な乳幼児、思春期の多感な児童・生徒など、特別な配慮が必要な避難者に対しては、避難生活による支障や弊害などが生じないよう配慮するものとする。

6 福祉サービスの維持

町は、災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるよう、障害福祉サービス事業者やボランティア団体と連携し、通所介護、訪問介護など、福祉サービスの早期再開に努めるとともに、代替的な方法を検討する。

第11章 ボランティアの受入れ、活動支援

大規模な災害が発生した時には、応急活動、復旧活動においてボランティアが被災者の救護・生活支援、避難所の運営等に果たす役割は極めて大きいことから、町及び（福）佐川町社会福祉協議会は相互の連絡・協力体制を深めるとともに、ボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境の整備を進める。

1 災害ボランティアセンターの開設

（福）佐川町社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う町災害ボランティアセンターを迅速に開設する。

町は、災害ボランティアセンターの設置、運営を支援し、必要に応じて県に対しボランティアに関する広域的な調整を要請する。

2 活動場所等の提供

町災害ボランティアセンターは、各避難所等にボランティア活動のために必要なスペースや機材を提供し、活動に協力する。

3 ボランティアの活動内容

災害時に協力を求める作業は、救援物資の受入れ、仕分作業、在庫整理、積み込み、搬送のほか、がれき除去や清掃、給水活動支援などである。

災害の状況や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町災害ボランティアセンターが、時宜に応じた全体調整を行う。

ボランティアの活動内容の例

救助・搜索活動	物資の運搬・仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれきの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

4 ボランティアの募集情報の広報

町災害ボランティアセンターは、ホームページなどを通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第12章 学校等での応急対策

第1節 学校・保育所での応急対策

災害発生時において、各保育所及び小・中学校は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

町は、災害により学校教育施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育が実施不可能となったときは、応急対策を実施し、就学に支障を来すことのないよう措置する。

また、住家に被害を受け、学用品を直ちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対し、町は、必要最小限度の学用品を供与し就学の便宜を図る。

1 災害発生時の措置

(1) 安全確保と避難誘導

各保育所の所長、及び小・中学校の学校長は、在校時間中に災害が発生した場合は、児童・生徒の安全確保、避難誘導、安否確認に全力をあげる。

(2) 保護者への引き渡し

通学路の安全が確認された場合は、必要に応じて保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校などを行う。

児童・生徒を下校させることが危険である時は、学校内での保護を継続する。

電話など通信手段が確保されている場合は、教職員、教育委員会事務局職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。

(3) 夜間・休日等の応急対策

夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、児童・生徒の安否確認、校舎の被害状況の調査を進めるとともに、町が行う応急活動に協力する。

(4) 被災状況の報告

教職員は、児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに町教育委員会に報告する。町教育委員会では、情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。

(5) 避難者の受け入れ

指定避難所に指定されている小・中学校は、町職員及び消防団が、各施設の安全確認を行うとともに、あらかじめ定めた避難所開設・運営マニュアルに沿って、避難所を開設し、避難してくる住民を迅速・円滑に受け入れる。

2 施設の応急復旧

所長及び学校長は、授業実施に向けた校舎の確保について、概ね次の方法による対応を進める。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

被害の軽易な復旧は、所長及び学校長に委任して実施する。簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のために使用できない教室に代えて特別教室、体育館、講堂などを利用し、応急教育を行う。必要に応じて、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置などの措置を行う

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮の上、公民館など公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎などの利用又は民有施設を借り上げる。

(3) 激甚な災害の場合

町は、広範囲にわたる激甚な災害により、1又は2の措置がとれない場合は、応急仮校舎を建設する。

3 応急教育・保育の実施

学校長は、被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業などの措置を講じ、極力規定授業時間数の確保に努め、復旧後は、授業時間及び休業日の変更又は振替授業などの適切な方法により、年間授業時間数の確保、学力低下の防止に努める。

また、保育所長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の乳幼児編成を行うなどの必要な措置を講じ、速やかに保護者に周知する。

また、校舎を利用した避難所は、開設後1週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。

4 教育実施者の確保

災害により教職員に欠員が出た場合は、被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。欠員が多数に上る場合は、町は、臨時配置及び補充措置を県に要請する。

5 広域一時滞在時の教育・保育の実施

東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。本町の児童・生徒が町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合には、関係市町村、関係都道府県の協力を得て、児童・生徒への早期の教育・保育の再開に努める。

また、併せて、広域一時滞在中で本町に受け入れた子どもたちへの教育・保育の提供に努める。

6 給食の再開

災害により、給食の提供が困難になった時は、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

7 就学への経済的支援

災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき配布する。

また、被災により、就学することが著しく困難になった児童・生徒に対し、給食費等の免除、就学のための資金の貸付等について特別措置を実施する。

8 児童・生徒の健康支援

被災した児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

第2節 社会教育施設・文化財対策

災害発生時には、社会教育施設利用者の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は、速やかに応急復旧を図る。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携して被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

1 災害発生時の応急対策の推進

(1) 利用者の安全確保

災害時に社会教育施設に利用者がある場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

(2) 被災状況の調査・報告

町は、社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 避難者の受け入れ

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている社会教育施設は、町職員又は施設管理者が施設の安全確認を行うとともに、避難所を開設し、避難してくる住民を迅速・円滑に受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能なのは、早急に応急復旧工事を実施する。

(2) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督する。

3 文化財対策

(1) 被害状況の調査

町は、災害発生後、所有者や管理者の協力を得て指定文化財の被害状況を調査し、県に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第13章 農林業関係応急対策

災害による農林業被害としては、強風や豪雨による農地、農業用施設の損壊や、農作物、家畜及び林産物等に対する被害が一般的に考えられるほか、福島第一原子力発電所事故に見られるように、放射性物質汚染や風評被害も想定される。

町は、災害によるこれら農林業に対する被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開を図れるよう、農林業従事者、J A等が連携して応急対策を進める。

1 農林業施設の被害調査の実施

町は、災害発生後、J A等と連携して農業施設や林業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2 農地及び農業用施設に対する応急措置

町は、土地改良区及びJ Aなど農業団体の協力を得て、河川の氾濫などにより冠水した農地の排水作業、用・排水路の取水樋門の操作などの応急措置を行う。

なお、状況により、移動式ポンプの貸与、応急工事实施のための資機材の確保などに努める。

3 農作物に対する措置

気象状況を事前に把握し、各農業団体に通知するとともに、災害に対する防災措置を指導する。

町は、災害発生後は、農業団体の協力を得て速やかに状況を把握する。直ちに実態に即した作物別の技術対策を立て、広報活動・団体指導及び必要に応じた個別指導を行う。

また、種苗及び資材のあっせん、融資などを行う。

4 家畜などに対する応急措置

町は、農業及び畜産関係団体の協力のもとに、被災地の畜産の処理及び飼育管理について現地指導を行うとともに、飼料の確保、畜産被害調査、防疫指導及び汚染地域の消毒などを実施するなど、防疫の万全を期する。

5 林業に対する措置

町は、森林所有者、苗木生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理及び病虫害の防除について、技術指導資金援助を行うとともに、山林種苗の供給などについて県の協力を要請する。

また、町は、県とともに林道治山施設などの安全管理、防災措置、被害箇所をの早期復旧を行う。

第2部 南海トラフ地震臨時情報が発表 された場合の対応計画

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、町がとるべき対策を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合 （プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動計画

第1節 配備体制

南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、町長は第3編第1部第1章第1節の基準に基づき、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の活動

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、次の業務の実施及び実施の準備を行う。また、第3編第1部「震災応急対策計画」への準備を行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された際の対応等の確認
- イ 震災応急対策上必要な人員の準備及び物資、資機材等の確認
- ウ 南海トラフ地震臨時情報が発表された事に関する住民への広報活動の実施
- エ 管理、管轄している施設の緊急点検
- オ 町立学校、保育所等の児童、生徒等の安全確保対策

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたときは、次の業務を実施する。また、職員及び消防団員は第3編第1部「震災応急対策計画」に移行できるよう備える。

- ア 交通に関する情報等の住民に密接に関係のある情報等の収集及び町民、防災関係機関等への伝達
- イ 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- ウ 町内における地震防災対策の準備

第3章 広報啓発計画

第1節 基本方針

南海トラフ地震に関連する各種の情報に伴う混乱を未然に防止し、震災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震情報等に対する広報計画を作成、これに基づき広報啓発活動を実施する。

町民等に対して的確な広報を行い、冷静かつ適切な対応を促すように努める。

第2節 広報内容

1 広報内容

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された後、次の内容について町民等に広報を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときの広報内容
 - ア 観測された現象を調査した結果に基づいて発表される南海トラフ地震臨時情報の内容
 - イ 関係機関、町民等が留意すべき事項
 - ウ その他必要な事項
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたときの広報内容
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）に関する情報
 - イ 交通機関運行状況及び道路交通状況
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 家庭において実施すべき事項（生活関連情報）
 - オ 自主防災組織に対する防災活動の要請
 - カ 日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨の呼びかけ
 - キ その他必要な事項
- (3) 広報手段
 - ア 防災無線などを通じた確実な広報
 - イ 広報車、消防車両での消防団による広報活動

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時の避難等

第1節 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された場合、町内においては避難指示の対象となる地域の指定は行わず、地震による被害を最小限にとどめるよう自主避難とする。また、混乱、事故を防止するために、知人宅や親類宅への自主避難を基本とする。

第2節 避難者の受入れ

知人宅や親類宅への避難が難しい場合には、町が指定する避難所への自主避難を受け入れる。避難所の運営については避難者が中心となっていくこととする。

第5章 児童生徒等の保護活動計画

第1節 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）の発表は授業中に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、町立学校においては、平素からその対処のための行動等を指導するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）発表時は、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒等の安全確保を最優先とした対策を講じる。

また、町は保育所等に対して町立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

第2節 実施計画

1 学校長が実施する措置

学校においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された場合、以下の事前対策を実施する。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ教職員の引率による集団下校や、直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については授業、行事継続となるが、留守家庭、交通機関利用通学者その他で帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応を確認しておく。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が登下校中に発表された場合に備え、児童生徒等に対し行動等を指導しておく。
- (4) 交通機関利用者については、その場の指揮者（運転手等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないよう徹底しておく。

2 保護者が実施する措置

児童生徒の保護者は、学校での引き渡しを受けるべく、自主的に出向くものとする。

3 保育所等における措置

保育所等における措置は、町立学校における措置に準ずる。

第 3 部 震災復旧・復興計画

第1章 復旧・復興事業の推進

町は、県などと連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置など復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

1 災害復興方針・災害復興計画の策定

町は、女性や災害時要配慮者等の参画に配慮しつつ、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。

2 災害復旧事業計画の策定

町は、県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。策定する計画は以下の通りである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 「水道施設災害復旧事業計画」
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 災害復興本部の設置

当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4 災害復旧・復興事業の実施

災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所などと連携しながら、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

5 激甚災害の指定

激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。

激甚災害指定による財政支援の内容

区分	内容
国庫補助率（又は負担率）の嵩上げや、新たな補助	①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業 ②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館など）災害復旧事業 ④私立学校施設災害復旧事業、感染症予防事業、など
国による特別な貸付が行われたり、貸付の優遇が図られるもの	①天災による被害農林漁業者等、及び中小企業に対する資金の融通 ②中小企業信用保険法による災害関係保証 ③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間 ④その他、被災者に対して特別の財政援助が必要と考えられる場合

第2章 生活の再建支援

第1節 り災証明書・被災証明書の発行

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「り災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

1 り災証明書の発行

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。町は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するり災証明書を発行する。り災証明書を効率的に交付するため、原則として当該業務を支援する被災者支援システムを活用するものとする。

なお、り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定を行う。家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、り災証明の対象外である。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき発行する。証明書発行を申請する被災者は、可能な限り被災写真（角度を変えてできるだけ多く撮影すること）等を添付し、申請する。

町は、被災者からの申請により、様式6「被災証明書」（資料編「様式」参照）を発行する。

第2節 災害弔慰金の支給等

町は、県など関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期再建を支援する。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の概要

対象となる 自然災害	ア 1市町村において住宅が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 ウ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹。 (行方不明者についても同様)
支給額	ア 生計維持者の方が死亡した場合 500万円 イ その他の方が死亡した場合 250万円

災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の人が障害を受けた場合 125万円

災害援護資金の貸付の概要

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による救助が行われた自然災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 	
貸 付 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失 ⑥ ①と②が重複 ⑦ ①と③が重複 ⑧ ①と④が重複 	<ul style="list-style-type: none"> 限度額 150 万円 限度額 150 万円 限度額 170 万円 (250 万円) 限度額 250 万円 (350 万円) 限度額 350 万円 限度額 250 万円 限度額 270 万円 (350 万円) 限度額 350 万円
	() は特別の事情がある場合	

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、(福)佐川町社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対 象 災 害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
支 援 対 象 世 帯	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p>

	①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
支給額	200万円	100万円	50万円		
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円					
支給額	住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯				

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

関係機関が行う措置

区分	措置内容
町	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 ④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人 (財団法人都道府県会館)	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助交付等

なお、被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からのり災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の申請を受けるという手法もとられた。

本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

第3節 税・利用料・保険料の減免等

町、国及び県は、被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置や各種利用料、保険料の減免等、状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

1 町税の減免等

(1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び町税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その者の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

(3) 減免

災害により被害を受けた納税義務者等が町税を納付することができないときは、町税条例に定めるところにより町税の減免を行う。

2 利用料の減免等

保育料、水道料金など、各種利用料について、条例に基づき、又は町長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3 県税・国税の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

第4節 住宅の確保支援

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った被災者への住宅の確保の支援に努める。

1 住宅相談窓口の設置

町は、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、建築関係団体の協力を得ながら、住民からの修繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2 住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

3 災害復興住宅融資の活用促進

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

第5節 義援金品の受付・配分

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受けけるとともに、関係機関と協議して公平かつ迅速な配分を実施する。

1 義援金の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援金は、総務班が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、配分する。なお、県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2 義援物資の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援物資は、総務班が受付窓口を開設して受け付ける。義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 配分

救護福祉班は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第3章 産業の復興支援

町は、災害により被害を受けた中小企業、農林業従事者等の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・県や金融機関などの制度融資などを周知し、その円滑な利用を促進する。

1 制度の周知

中小企業、農林業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県などによる相談窓口を広く被災者に広報する。

2 資金需要の把握・調査への協力

県が行う中小企業、農林業従事者等への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第4編 事故災害対策編

第 1 部 各機関の業務の内容

重大事故発生時の防災関係機関の業務の役割分担は以下のとおりである。

重大事故発生時の関係機関の業務の役割分担

機 関 名	業務の内容
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 2 災害対策本部の設置（配備体制は風水害対策に準じる） 3 死傷者の捜索、救出、搬出 4 災害現場の警戒 5 関係機関の実施する搬送等の調整 6 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 7 死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理） 8 身元不明遺体の処理
高吾北消防本部（署）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場での人命検索活動 2 災害現場での救出活動 3 負傷者等への応急措置活動 4 医療機関等への負傷者等の搬送活動 5 その他住民の生命・身体の保護に関する活動
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 2 救急医療についての総合調整 3 救助、救急医療、死傷者の収容処理 4 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 5 公立医療機関に対する出動要請 6 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 7 医師会及び歯科医師会に対する協力要請 8 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
佐川警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び伝達 2 救出・救護及び行方不明者の捜索 3 避難誘導 4 被害拡大防止 5 緊急交通路確保等の交通規制 6 遺体等の検案、収容及び身元不明遺体の身元調査 7 遺体の検分（検視） 8 広報活動 9 その他必要な警察活動
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 死傷者の救出及び搬送等の支援 2 人員、救助物資等の輸送支援
医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の実施（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む。） 2 傷病者に対する看護
日本赤十字社高知県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地医療の実施 2 傷病者に対する看護 3 輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の確保 2 所属医師の派遣
薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信電話（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急臨時電話の架設
四国電力（株） 四国電力送配電（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 照明灯等の設置

※この表に記載ない指定地方行政機関等の措置については、各機関の業務計画等によるものとする。

第 2 部 事故災害応急対策計画

第 1 章 大規模火災等応急対策

第 1 節 消防計画

この計画は、町の消防組織である高吾北消防本部（署）及び佐川町消防団がその任務を十分に果たすため、火災その他の災害に迅速かつ効果的に対処できるよう、組織編制、事務分掌及び災害発生時の出動体制等の必要な事項について定める。

1 消防組織

消防組織は、高吾北消防本部（署）及び佐川町消防団をもって編成する。

(1) 高吾北広域町村事務組合消防本部

高吾北広域町村事務組合消防本部は、佐川町、越知町、仁淀川町の 3 町を管轄し、その組織は、資料編に定めるとおりとする。

(2) 佐川町消防団

佐川町消防団の組織及び各分団の管轄区域は、資料編に定めるとおりとする。

(3) 組織事務分掌

消防団の任務を遂行するため、消防団に本部及び分団を置き、事務処理は佐川町総務課内において行う。

ア 消防団本部は、消防組織法の定めるところにより消防団運営に関する全般的な計画・立案・審議を行い、分団を指揮し、法令、条例及び規則の定める職務の遂行に努める。

イ 消防分団は、分団長の統率の下に本部の命を受け、法令、条例及び規則に定める消防団の職務を誠実に履行する。

ウ 総務課は、消防団事務のうち消防予算及び経理に関すること、物品の調達支払に関すること、団員の給与手当に関すること、団員の公務災害補償に関すること、火災報告に関すること、消防施設の営繕管理に関すること、団員処遇に関すること、その他事務手続一切を行う。

(4) 消防団の部隊編成

ア 火災時における部隊編成

火災時においては高吾北消防本部（署）と一体となり、消防ポンプ車を配置する分団及び小型動力ポンプを有する分団はそのまま一部隊として出動する。

イ 災害（水害を含む。）時における部隊編成

水防指令第 3 号発令と同時に黒岩地区にあっては、本部を黒岩分団屯所に設置するとともに消防団長及び黒岩分団長は本部に集合し、高吾北消防本部（署）と緊密な連絡の下に本部長の指示を受け、団員を指揮する。各分団員は分団ごとに屯所に待機し、消防団長及び分団長の指示を受け、地区内の警戒巡視・避難誘導・負傷者の救出等防衛部の活動体制を取り、本部との連絡を密に災害予防に努める。

2 火災警報の発令及び解除

県下に異常乾燥注意報等が発令され、火災予防上危険であると判断されるとき、又は火災予防上必要があると認めるとき、町内に火災警報を発令する。

この場合、高吾北消防本部（署）に法の定める標旗を掲げ、掲示板をもって標示し、解除は、前記の標示を取除くことをもって標示する。

3 招集

消防団員の招集は、「一般招集」と「非常招集」の2種類とする。

(1) 一般招集

訓練、演習その他必要のある場合、団員を招集する。

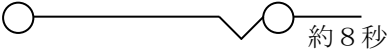
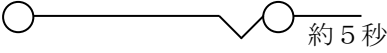
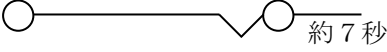
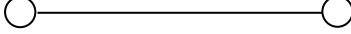
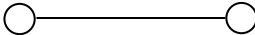

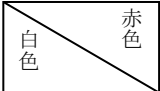
(2) 非常招集

非常災害が発生したとき、火災、水害が拡大するおそれがあるとき、又は応援のために団員を招集する。

4 連絡、信号

消防団員の招集及び鎮火、時報等を周知させるため、サイレンを吹鳴するものとし、その信号の種類は次のとおりとする。

サイレン信号表

種別	区分	サイレン信号 (余いん防止付)	吹鳴回数	備考
一般招集	訓練、演習 捜索外	約 20 秒 	2 回	応援招集
非常招集	建物火災	約 7 秒 	5 回	
	林野火災	約 15 秒 	3 回	
鎮 火		約 30 秒	1 回	
時 報		約 10 秒	1 回	正午、全サイレン
緊急避難警報		約 60 秒	1 回	
警 報	標旗（火災警報） 			標示場所 高吾北消防署

5 出動

消防団の出動区分は、次の5種とする。

(1) 第1次出動

平常気象時において、火災を覚知した場合及び水防防災関連の出動の場合

(2) 第2次出動

ア 第1次出動による消防力では、なお不足を生じると判断される火災の場合

イ 火災警報発令中で、火災の延焼危険が大きい場合

ただし、この場合にあつて延焼のおそれがなく第1次出動のみの消防力で鎮圧できると状況判断のできる場合は、第1次出動とする。

(3) 第3次出動

第2次出動による消防力では、なお不足を生じると判断される火災の場合

(4) 応援出動

他の市町村に応援出動する場合

(5) 状況出動

管轄区域内において発生した火災水害等を、同区域内の消防分団が認知して出動する場合

6 出動指令

出動指令は、事前命令によるものとする。ただし、状況出動に関してはこの限りではない。

7 指令方法

出動指令は、サイレンの吹鳴、加入電話及び備付の無線機による。

8 断減水時の計画

水道の断減水、自然水利の減水時の計画は、次によるものとする。

(1) 自然水利等を巡回点検し、水利確保に努めるとともに、中継等による防御又は水利の統制を行うものとする。

(2) 消防車等により火災予防広報を実施する。

(3) 防御計画を協議して対策を講ずる。

第2節 大規模火災

大規模な火災災害が発生したときは、広範囲な焼失防止及び住民等の安全を確保するため、町、高吾北消防本部（署）及び消防団は、次のとおり迅速かつ的確な消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。

火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

2 消火活動の実施

火災の災害状況に応じて県警察等と連携した火災防衛活動や現地指揮本部の設置等の応急措置を実施する。現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防救急無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

給水場所の確保においては、消火作業効率が良好なため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利（河川、ため池）の中から機数、機種に応じて適地を使用する。

3 応援の要請

火災が拡大し、消火が困難なときは、次のとおり応援要請を行う。

（1）県への空中消火の要請

空中消火の実施が必要な場合又は空中消火資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通じ県消防防災ヘリコプターによる活動を行う。

（2）他の市町村への応援要請

「高知県内広域消防相互応援協定」、「高知県内市町村災害時相互応援協定」等に基づき応援を要請する。

（3）自衛隊への派遣要請

必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町が直接自衛隊に通知する。

（4）消防庁長官への応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊運用要綱」の定めにより、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。

4 火災気象通報

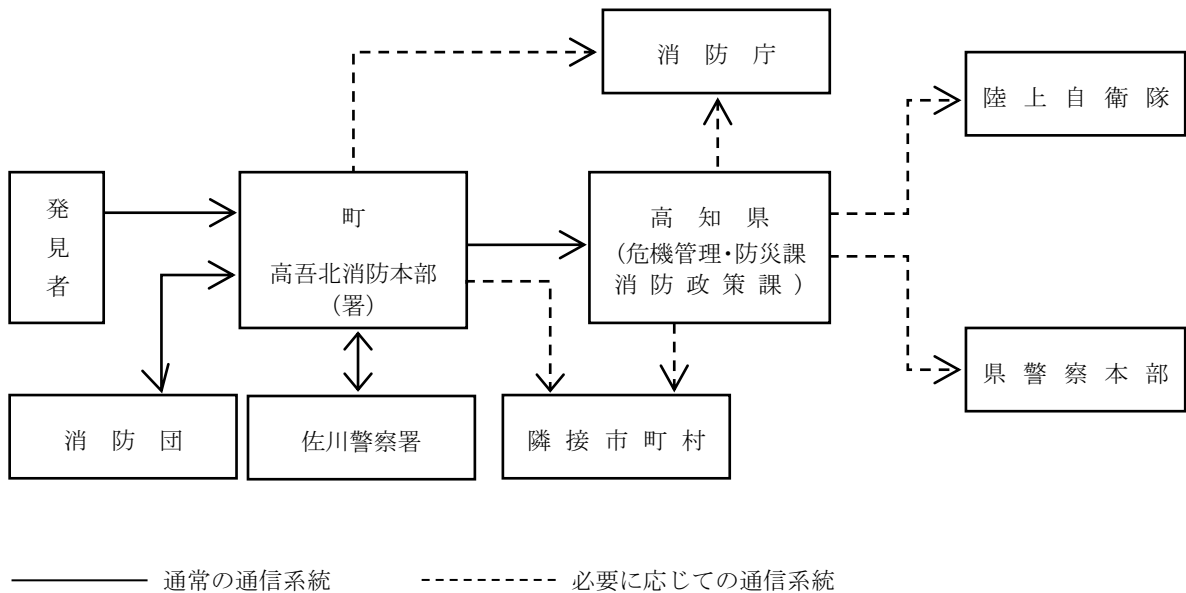
町は、県から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

防災行政無線や広報車等を活用して、警報が発令された区域内にいる住民に対し、警報が解除されるまで、条例等で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

火災気象通報の基準

- ◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7 m/sをこえる見込みのとき
- ◇平均風速10 m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第3節 林野火災

林野火災が発生したときは、広範囲な林野の焼失防止及び住民等の安全を確保するため、町、高吾北消防本部（署）及び消防団は、次のとおり迅速かつ的確な消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。

火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

2 消火活動の実施

大規模火災の場合と同様の応急対策を実施する。

さらに、町は森林管理者等に森林内の作業員の安全を確保した上で、消火活動への協力を要請する。

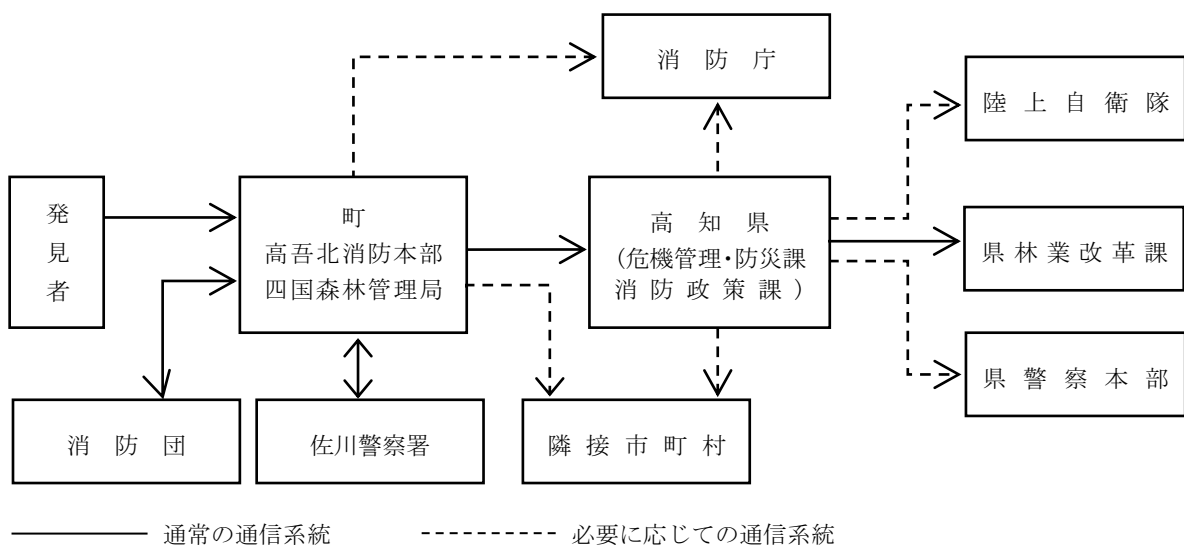
3 避難の誘導

延焼などにより生命に危険がある場合は、延焼危険区域・森林内の滞在者の緊急避難の呼びかけを行う。負傷者が出た場合は、必要に応じて医療救護所を設置し、負傷者の医療救護に当たる。

4 二次災害の防止

林野火災により、降雨にともなう土砂災害が発生しやすくなることが想定されるため、危険箇所の点検等を実施する。

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第2章 交通災害応急対策

第1節 道路災害

橋の落下、大規模交通事故等の災害が発生したときは、被災者、住民等の安全を確保するため、次のとおり人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 道路管理者の応急対策

(1) 通行制限措置等の実施

災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近の住民の避難誘導等必要な措置を講じる。また、危険物等の流失による二次災害のおそれがある場合には、他の防災機関と協力をして直ちに防除活動を行う。

(2) 救助・救出、消火活動等の協力

迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。

(3) 応急復旧等の実施

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

(4) 情報の伝達

災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

2 町・消防本部の応急対策

(1) 関係機関への通報

町は事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

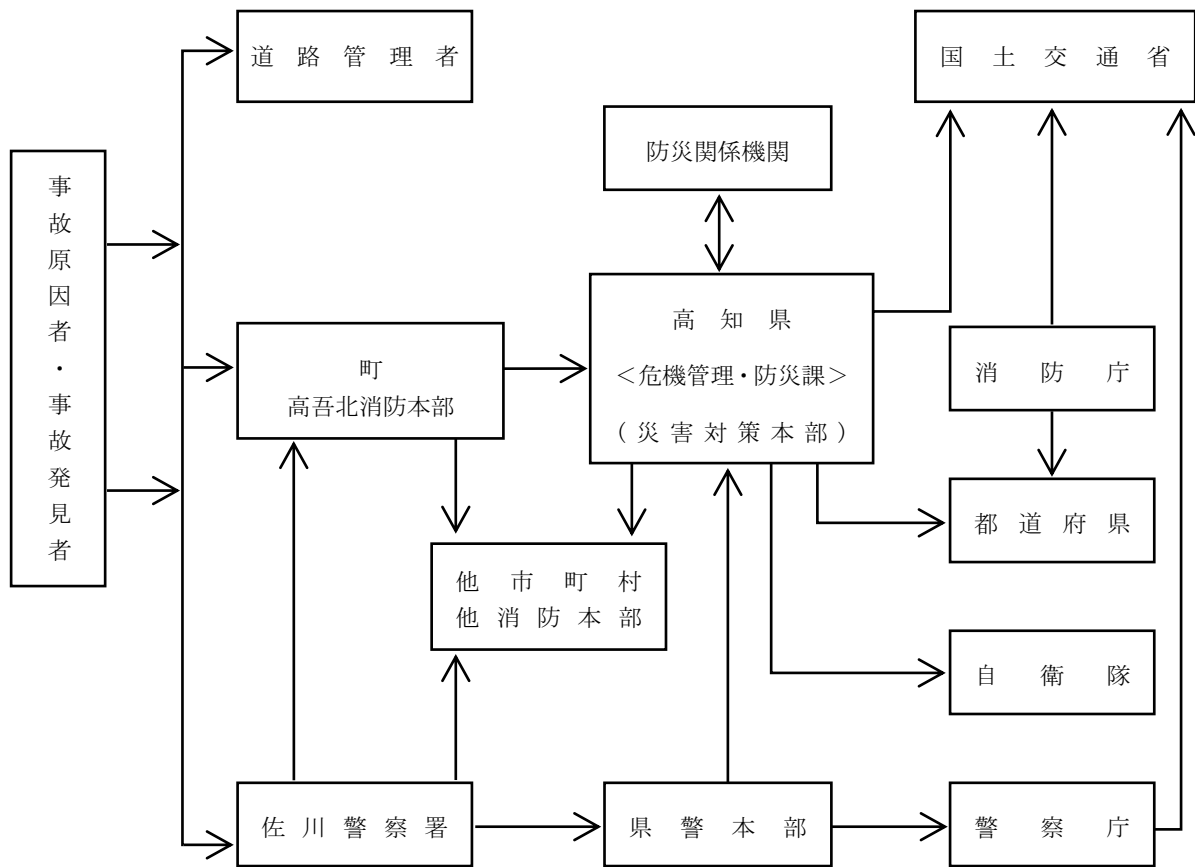
事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、高吾北消防本部（署）は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

交通災害に関する被害情報等の収集伝達系統



第2節 航空災害

航空機の墜落炎上等の災害が発生したときは、乗客、住民等の安全を確保するため、次のとおり人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 町及び高吾北消防本部（署）の応急対策

(1) 関係機関への通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、町は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第3章 危険物災害応急対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したときは、住民、従業員等の安全を確保するため、次のとおり人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 事業者の応急対策

(1) 連絡・通報

危険物等による事故が発生したときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。

(2) 被害拡大防止措置の実施

大規模な事故が発生したときは、被害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。

(3) 消火活動の実施

事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

2 町の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第4章 原子力災害応急対策

本町は、四国電力伊方原子力発電所から直線距離で80km以上離れているが、福島第一原子力発電所事故では、約300km離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、原子力災害による被害を想定しておく必要がある。

原子力発電所や放射性物質の輸送における事故等による放射性物質の飛散が発生した場合は、原子力事業者から国・県等への通報が義務づけられており、町は、県を通じて本町への影響に関する情報の収集を行い、迅速に住民へ伝達するとともに、必要に応じて、屋内退避等の措置や、安定ヨウ素剤の配布、食品・飲料水の摂取制限などの措置を実施する。

1 情報連絡体制等の整備

町は、国、県、関係市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他の防災関係機関との間で原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、以下の事項について体制を整備する。

(1) 県との連携

町は、原子力事故災害に対し万全を期すため、県との連携を密にし、県と国、関係市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備・充実に協力する。

(2) 異常事態発生時の情報収集

町は、事故・異常発生時には、県を通じてその情報を入手し必要な措置をとる。

2 屋内退避、避難等の防護活動の実施

町は、県から屋内退避、避難等の防護対策の指示があった場合、住民等に周知するほか、県による指示がない場合においても、必要に応じて、住民に対して、屋内退避、避難等の指示を行う。新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、避難等を行う場合には、避難先における感染拡大を防ぐため、感染対策に努める。

3 安定ヨウ素剤の配布

町は、必要に応じて、県と協力して住民へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。

4 緊急時のモニタリングへの協力

県が実施するモニタリング・放射能濃度測定作業が円滑に行われるよう協力する。

5 健康被害防止対策

県が実施する人体に係るスクリーニング、除染などに協力する。

また、町は、必要に応じて、住民に対する健康相談を実施する。

6 食品・飲料水の検査と摂取制限

町は、国及び県から指示があったとき、又は放射線被爆から地域住民を防護するために必要

があると判断するときは、汚染飲料・飲食物の摂取制限などの措置を行う。

また、町は、国及び県から指示があったときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関等に、汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置も行う。

飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)
野菜類 (根菜・芋類を除く。)	2,000 ベクレル/キログラム以上

資料：原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

資料：平成24年3月15日厚生労働省通知

7 広域的な避難の実施

町は、県内の他市町村への避難が必要と判断したときは、避難について、受入れ先となる市町村と、直接協議する。県外への避難が必要と判断したときは、県に対して他の都道府県と協議するように求める。

また、県から、他市町村、他県からの避難者の受け入れを要請された場合、広域一時避難所を設置し、食糧、飲料水等の提供など必要な支援を行う。

佐川町地域防災計画

令和4年3月（改定）

編集：佐川町防災会議

発行：佐川町総務課

〒789-1292

高知県高岡郡佐川町甲1650番地2

TEL 0889-22-7700

FAX 0889-22-1119